2003年度

第29回 資生堂児童福祉海外研修報告書

（オーストラリア・ニュージーランド）

財団法人　資生堂社会福祉事業財団

2004年4月

各　位

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

第29回資生堂児童福祉海外研修報告書の送付について

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、弊財団の事業につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度平成15年度事業として実施いたしました、表記第29回児童福祉海外研修の報告書が完成いたしましたのでお送り申し上げます。

ご一読を賜り、ご参考に供していただければ幸甚に存じます。

敬具

第29回（2003年度）

資生堂児童福祉海外研修報告書

（オーストラリア・ニュージーランド）

第29回　資生堂児童福祉海外研修　結団式　2003年8月26日

小野寺　資生堂社会福祉事業財団　池田常務理事

東田　鳥取こども学園　藤野団長

小幡

松井　全国児童養護施設協議会　福島会長

西山

中尾　資生堂社会福祉事業財団　池田理事長

相澤

麻生　厚生労働省　唐澤課長

上里

川上　全国社会福祉協議会　松島副部長代理

川崎

浜本　資生堂社会福祉事業財団　山下事務局長

CONTENTS

第29回資生堂児童福祉海外研修実施要綱 ……1
あいさつ　全国児童養護施設協議会会長　福島一雄 ……2
団員紹介 ……3
団長報告 ……5
事務局報告 ……6
研修スケジュール ……7
オーストラリア(シドニー・メルボルン)子どもと家族へのサポートチャート ……9
ニュージーランド(ウエリントン)子どもと家族へのサポートチャート ……11

第1章　オーストラリアの児童福祉概況 ……13
施設訪問記
Ⅰ.ニューサウスウェールズ州コミュニティサービス省(DoCS) ……15
Ⅱ.児童福祉機関協会(ACWA) ……21
Ⅲ.ユースオフザストリート ……24
Ⅳ.クリエイトファンデーション ……27
Ⅴ.ニューサウスウェールズコミッション(青少年を擁護するための代弁機関) ……31
Ⅵ.子どもと青少年のための法律センター(子どもの法律・権利に関する情報提供機関) ……35
Ⅶ.ベリーストリートビクトリア(ビクトリア州最大の民間児童・家庭福祉機関) ……38
Ⅷ.マキロップファミリーサービス北支部 ……42
Ⅸ.ゲートハウス児童虐待専門センター ……45
Ⅹ.アングリケアビクトリア(英国国教会系児童福祉機関) ……49

第2章　ニュージーランドの児童福祉概況 ……53
施設訪問記
Ⅰ.ニュージーランド児童・青少年・家庭サービス局 ……57
Ⅱ.エプーニレジデンシャルセンター(法的養護を必要としている子どもの施設) ……61
Ⅲ.ファミリーセンター(ジャストセラピーを提供する英国教会系の福祉サービス機関) ……63
Ⅳ.バーナードスナショナルオフィス ……68
Ⅴ.子ども委員会事務所(法律に基づいて設立された政府系独立機関) ……72

第3章　第29回海外研修総括

第1節 オーストラリア・ニュージーランドの児童福祉から学ぶ
（オーストラリアの児童福祉20年の変遷を思う）……75
第2節 子どもの権利擁護（オーストラリア・ニュージーランドにおける権利擁護の現状から）…79
第3節 地域・家庭支援……84
第4節 サービスと治療（オーストラリア・ニュージーランドにおけるサービスと治療に学ぶ）…87
第5節 行動宣言「少しずつ、自分ひとりから」……91

コーディネーター記　菊池幸工……93
皆さんとお会いして　ユミコ・ジョーンズ……95

第29回海外研修　訪問施設及び関係機関リスト……96
第29回海外研修　入手資料リスト……98
第29回資生堂児童福祉海外研修派遣団員名簿……99
資生堂児童福祉海外研修の実績一覧……100
編集後記……101

第29回 資生堂児童福祉海外研修 実施要綱

1. 目的

児童福祉施設の中堅職員を対象に、福祉先進国の福祉情報、専門知識、処遇技術、施設の運営形態などの研修に加え、広く訪問国における人々との交流を通して、参加者の幅広い人間形成と資質の向上を図り、将来の児童福祉界を担う人材の育成を目指す。

2. 主催

財団法人　資生堂社会福祉事業財団

3. 後援

厚生労働省・全国社会福祉協議会

4. 研修テーマ

「地域社会を巻き込んだ家庭支援」

5. 主な研修内容

(1)子ども(人)を大切にする権利擁護の考え方及び法制度

(2)地域社会や親戚をも巻き込んだ家庭支援(再統合)のための総合的な家庭支援プログラム

(3)全国レベルの水準を保ちつつ、多様な地域ニーズに合わせたサービスのあり方

(4)ケア経験者が中心となって組織を運営する自立支援、援助のあり方

(5)ニュージーランドの先進的でユニークな精神・心理治療サービス

6. 研修先

オーストラリア（シドニー・メルボルン）
ニュージーランド（ウエリントン）

7. 実施期間

2003年9月27日(土)～10月10日(金)14日間

8. 推薦要件

(1)過去に他財団、団体の主催する同類の海外研修に参加していない者

(2)経験年数が5年以上で年齢が45歳以下の者(2003－4－1現在)

(3)児童の処遇に真剣に携わり、本テーマによる研修について高い関心を持ち、強い意欲と責任感のある者

(4)心身ともに健康で長期にわたって児童福祉に貢献できる者

9. 選考方法

全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国情緒障害児短期治療施設協議会など、関連団体の推薦に基づき、資生堂児童福祉海外研修選考委員会の審査により決定する。

10. 研修報告書の作成及び発表

(1)研修団は2004年3月31日までに報告書を作成する

(2)それぞれの協議会等の主催する研修会等において研修結果の報告を行う。

あいさつ

全国児童養護施設協議会
会長　福島　一雄

財団法人　資生堂社会福祉事業財団のご厚志により開催され、今回で29回を迎えた資生堂児童福祉海外研修において、児童養護施設職員をはじめ全国の児童福祉施設職員に貴重な研修の機会を与えていただきましたことを心から御礼申しあげます。

平成15年度は、児童虐待防止法の見直しを契機に、児童福祉法の改正作業など大きな転換を迎える年となりました。本会では2年半の歳月をかけ、「児童養護施設の近未来像Ⅱ」の策定に取り組み平成15年4月に報告書をまとめました。ここでは、子ども虐待の実態を切り口に、これまで施設入所を中心に取り組まれてきたわが国の社会的養護サービスを、広く社会的子育て支援システムの一貫として統合化し、地域の子育て支援システムの再構築を図るべきと主張しています。さらに今後の施設のあり方について小規模化、地域分散化の方向と居住型社会的養護施設の再編等を提言いたしました。

これを受けて平成15年11月には、国の社会保障審議会児童部会に設置された「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が報告書をとりまとめました。おそらくわが国において社会的養護全般について議論された初めての審議会であり、高く評価されるものと考えます。また、平成16年度の国家予算においては、ファミリーソーシャルワーカー、小規模グループケアの職員が新たに配置され、被虐待児個別対応職員も増員されるなど、児童養護施設が子ども虐待問題に対応する専門施設として、大きく期待されています。

こうしたなかこのたびのオーストラリア、ニュージーランドの研修では、わが国においても地域支援や家族支援が重要視される今日、地域社会を巻き込んだ家族支援プログラム、地域の多様性に合わせたサービスのあり方、さらに自立支援・援助や精神・心理治療サービスなどを学ぶ研修プログラムは誠に時宜に適うものでありました。この研修を活かし、新たな方向が示されたわが国の社会的養護の実現にむけて、取り組みが進むことを期待しております。

最後になりましたが、本研修の企画実施から報告書の作成に至るまでご尽力いただきました資生堂社会福祉事業財団の皆さま、さらに研修内容充実のためご配慮いただきました厚生労働省関係者の皆さまにあらためて感謝申しあげますとともに、本会が子どもの最善の利益の実現に一層寄与していくことをお誓いし、御礼のご挨拶とさせていただきます。

第29回 資生堂児童福祉海外研修団員紹介

【鳥取県】
団長
鳥取こども学園園長
藤野　興一

オーストラリア（シドニー・メルボルン）グループ

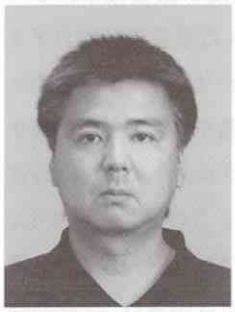

【岩手県】
情緒障害児短期治療施設
ことりさわ学園
児童指導員
西山　秀則

【宮城県】
児童養護施設
旭が丘学園
児童指導員
小野寺　君夫

【埼玉県】
児童自立支援施設
国立武蔵野学院
児童自立支援専門員
相澤　孝予

【東京都】
児童養護施設
共生会希望の家
児童指導員
麻生　信也

【神奈川県】
乳児院
ドルカスベビーホーム
児童指導員
小幡　律子

【奈良県】
児童養護施設
愛染寮
保育士
中尾　智子

【兵庫県】
児童養護施設
神戸少年の町
児童指導員
東田　奈央美

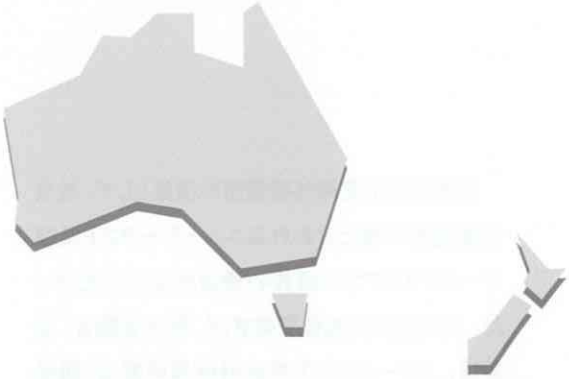

ニュージーランド（ウエリントン）グループ

【埼玉県】
児童養護施設
あゆみ学園
児童指導員
浜本　慶浩

【東京都】
乳児院
麻布乳児院
保育士
松井　智子

【東京都】
児童養護施設
東京恵明学園
児童指導員
川上　次郎

【東京都】
事務局
資生堂社会福祉事業財団
池田　マリ子

【広島県】
情緒障害児短期治療施設
広島市こども療育センター愛育園
保育士
上里　久美子

【鹿児島県】
児童養護施設
知覧児童学園
児童指導員
川崎　誠吾

【東京都】
事務局
資生堂社会福祉事業財団
山下　茂喜

団長報告

鳥取こども学園
園長　藤野　興一

第29回資生堂海外研修団の団長として、社会保障発祥の地と言われるニュージーランド及びオーストラリアでの研修の機会を与えてくださった、資生堂社会福祉事業財団、厚生労働省、全養協、スターズ（資生堂海外研修同窓会）関係者の皆様に感謝申し上げるとともに、私たちを心から歓迎してくださった訪問先の皆様にあらためて感謝申し上げます。

今年から、スターズのメンバーから団長を選ぶことになったその第1号に選ばれたことを光栄に思うとともに責任を感じています。幸い、若くエネルギッシュなすばらしい団員に恵まれ、ご案内下さったカナダ在住の菊池幸工さんや、事務局の池田マリ子氏、山下茂喜氏のきめ細かいお世話をいただき、無事終了し、ここに報告書をお届けすることが出来ること、この上ない喜びです。

日本の児童福祉施設は、被虐待児であふれかえり、25年間変っていない児童福祉施設最低基準の下で、古い体制のままでは子どもたちを守りきれなくなり、児童福祉施設の自己変革と児童虐待防止法・児童福祉法改正が大きな課題となっています。まさに、日本の児童福祉は大きな曲がり角にさしかかっているのです。

昨年10月、社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書が出され、年末には、平成16年度予算財務省内示で、全施設に家庭支援専門相談員と被虐待児対応職員の増員や、ユニット型ホームや小規模児童養護施設等の施設の小規模化、自立援助ホーム強化などの予算化実現の方向が示されました。

思えば19年前、資生堂海外研修団の団員としてメルボルンのセントジョーンズホームズ（エリス園長）を訪問し、『セントジョーンズホームズの「自己変革」に学び、養育理論に裏打ちされた日本の児童養護実践の再構築を！ 施設の小規模化・グループホームを！ 予防的福祉の構築を！ 治療養育機能の強化を！ 新たな社会的ニーズへの対応と民間社会事業の先駆性・献身性の復活を！』（第11回資生堂海外研修団報告書）と叫び、願い続けてきたことが今、日本でやっと実現しそうな気がします。

「憩いの家」の武田さんから、オーストラリアに行くのなら、「是非エリスさんに会ってきて」と言われながら、結局お会いできなかったが、訪問先でエリスさんの名前を知らない人はいませんでした。現在、1921年創設のセントジョーンズホームズは他の2つの団体と合併して、新しい法人として活動している。「セントジョーンズホームズの歴史は自己変革の歴史です」と言われた言葉を思い起こしました。メルボルン最大の民間児童福祉団体が自ら発展的解消を遂げたのです。

今、日本の児童福祉は大転換点「変化の時代」にあって、オーストラリア・ニュージーランドの福祉から学ぶところは大きい。私たちの研修団がどの程度研修の成果を持ち帰れたかは、この報告書のみならず、今後の私たちの実践にかかっているものと、決意を新たにしています。今後ともご支援をお願いします。

事務局報告

資生堂社会福祉事業財団
事務局長　山下　茂喜

「地域社会を巻き込んだ家庭支援」をテーマに財団としては6年ぶりとなるオーストラリア・ニュージーランドでの研修でした。この7月から担当となったばかりの私にとっては子どもを取り巻く社会環境、児童福祉事業そのもの、またそこで働く人々の想い、行政との関係、先進国の福祉実態など学ぶことばかりであっという間の2週間でした。団員が快適に安全に研修に臨める環境作りをすることが事務局の第一の任務として同行しましたが、イラク戦争によるテロの発生やSARS（新型肺炎）の発生などリスクが想定されるなかで全員元気に当初の研修成果を得て帰国出来、ほっとしております。

以下、事務局報告をさせていただきますが児童福祉に関しての知識は無いに等しいことから、一担当者としての視点で研修中に感じた3つ事例について報告いたします。

1. 第一線の児童福祉現場にいる従事者の姿勢

児童福祉に国境は無い、というのが第一印象です。直接子どもと接する人々の思いはどの国でも共通しており、「子どもの幸せが最優先」という考え方のもとに、最善の努力をしていることです。あたりまえのことと思われがちですが、現在最も深刻な問題である児童虐待は「子どもより自分」を優先していることが要因の一つとなっていることを考えると子どもを守り、育てる大きなヒントになると思われます。

2. 豊か過ぎる日本、これでよいのか

訪問国の人々に接すると、仕事に自信を持ち、家族を大切にし、ボランティア活動など地域とのかかわりを多く持って、質素に生活を楽しんでいる気がします。その延長線として福祉向上の考え方が国民全体に浸透し、国の政策に反映している。飽食と使い捨て社会のなかで家族を含め周囲との連帯感が乏しくなっている日本はかなり病んでいるといわざるを得ません。まさに、「これでよいのか日本」です。

3. 成果主義の浸透

オーストラリア・ニュージーランドとも福祉事業に対する政府（国、州）からの費用援助のあり方に成果主義を多く取り入れています。予算には限界があり、環境の変化にすばやく対応するには柔軟な政策は必須。一部に問題はあるものの、われわれのすべての活動において今後取り入れるべき考え方だと思います。

今回訪問したすべての場所で暖かい歓迎を受けました。迎える準備、内容とも素晴らしく、全員が感動しました。コーディネーター兼通訳として菊池氏に同行いただきましたが入念な事前打ち合わせの賜物と感謝しております。また藤野団長を中心に熱心な研修態度も訪問国にとっても好印象だったと思います。来年もさらに充実した研修を企画し、施設職員の皆さまのご発展に貢献したいと思います。最後に今回の研修にご協力いただいた関係各位、団員派遣にご理解をいただいた施設の皆さまに厚くお礼申し上げます。

第29回　資生堂児童福祉海外研修スケジュール

月／日(曜)	時　間	日　　程
9／27(土)	20：45	成田発(QF022)　　(機中泊)
9／28(日)	7：05	シドニー着(市内視察)
9／29(月)	9：00 14：00	ニューサウスウェールズ州コミュニティサービス省(DoCS) ●政府機関の役割及び各種サービス 児童福祉機関協会(ACWA) ●機関協会の役割と各種サービスプログラム ユースオフザストリート ●16歳以上の麻薬中毒、被虐待児童対象の自活準備プログラム施設の訪問
9／30(火)	10：00	クリエイトファンデーション ●児童福祉に関して政府に影響力のある非政府系組織で、インケア体験者を中心に運営している組織概要とプログラムを学ぶとともに、インケア経験者との情報交換 ●ワークショップ形式による各種プログラム体験 ●事務所訪問
10／1(水)	9：30 14：30 15：55	ニューサウスウェールズコミッション ●子どもの福祉、安全などの具体的調査内容や政府への提言について 子どもと青少年のための法律センター ●活動概要とプログラムについて シドニー発（QF441） メルボルン着
10／2(木)	9：00 14：00	ベリーストリートビクトリア ●地域を巻き込んだ新しいサービス、危険度が極めて高い児童対象の治療サービス(TAKE　TWO　PROGRAM) マキロップファミリーサービス北支部 ●子どもと家庭サービスを総合的に展開するプログラム
10／3(金)	9：00 12：00	ゲートハウス児童虐待専門センター ●警察・養育機関・病院の3者が連携して行っている、児童虐待に関する各種調査や治療、サービス アングリケアビクトリア ●家庭支援、里親へのサービス提供、親へのカウンセリング、家庭内暴力などへの支援やサービス

月／日(曜)	時　間	日　　程
10／4(土)	終日	メルボルン市内視察
10／5(日)	7：00 15：35	メルボルン発（QF408） ウエリントン着
10／6(月)	9：00 14：30	ニュージーランド児童・青少年・家庭サービス局 ●法律、更生への正義に関する概要、ケアの幅広い選択肢、先住民マオリとの調和など エプーニレジデンシャルセンター ●法的養護を必要としている子どもの施設の見学
10／7(火)	9：30	ファミリーセンター ●家族組織に焦点を絞り、現代的問題に対応するジャストセラピーの手法
10／8(水)	9：30	バーナードスナショナルオフィス ●早期ケア、学習サービス、特別ケア(里親、レスパイト、TPAR治療等)
10／9(木)	9：30 16：50 22：15	子ども委員会事務所 ●子どもの権利を守る仕組みについて ウエリントン発（QF048） シドニー発（QF021）　（機中泊）
10／10(金)	6：40	成田着 研修終了の挨拶 通関後解散

オーストラリア

ニューサウスウェールズ州シドニー&ビクトリア州メルボルン

◆それぞれの機関、組織の活動内容を簡略化し色別に表現しています。

P15

ニューサウスウエールズ州コミュニティサービス省(DoCS)

州政府の児童福祉に責任を持つ省だよ。子どもやコミュニティの保護を柱に働いているんだ。

P17

ファミリーズ ファースト

子どもと家庭のために、予防の観点から早期介入、発見、サポートを行っている州政府の横断的サポートサービスだよ。こどもは0～8歳までが1番大事だから、生まれる前から子どものために活動しているんだ。

P19

チルドレンズガーディアン(子どもの後見人事務所)

州政府の事務所として、子どもの後見人もしているけど、ケアを受けている子どもがきちんとケアを受けているかをチェックしているところだよ。

P21

児童福祉機関協会(ACWA)

いろんな機関、組織と一緒になって働いて、ケアにいる子どもたちに対する、サービスの質を向上させるのが第一の目的だ。だから、州政府に対して意見を述べたり、福祉で働いているワーカーさんをCCWTという部門で教育、訓練したりもするよ。

P22

地域福祉トレーニングセンター(CCWT)

ソーシャルワーカーの人に対してトレーニングをするところだよ。新しいスキルを身に付けてもらったり、今使っているスキルがどんなことに役立つか理解してもらうんだ。いろんなコースがあるけど、実際にケアを受けた人たちなどと作ったコースは人気があるよ。

P24

ユース オフ ザ ストリート

虐待を受けたり、薬物中毒の子どもと青少年がここで生活しながら立ち直っていくところだよ。ダンリー、ファーム、マッキントッシュ・ハウスという施設があって、それぞれ年齢や目的によって利用するところが違うんだ。

P27

クリエイトファンデーション

今ケアを受けている人と、前にケアを受けた人たちが中心（スタッフ全体の65%）になって、子どもたちの今と将来のために活動をしているんだ。ケアにいる人の気持ちはケアにいた人が1番わかると思うよ。だって自分の経験だから。

P31

ニューサウスウェールズコミッション（青少年を擁護するための代弁機関）

州政府の一部なんだけど、独立した組織として調査研究、宣伝、政策・サービスの内容や方法のへの提言を行っているよ。『子どもにとって何がよいのか』考えて報告は議会に直接提出する決まりになっているんだ。

P35

子どもと青少年のための法律センター

「子どもの権利条約」をもとに、子どもの権利擁護を子どもの代わりに代弁するところだよ。弁護士さんとボランティアの人たちが子どもたちにインターネットで質問に答えているんだ。

P42

マキロップファミリーサービス北支部

困っている子どもや家族のためにサポートをしてくれるところ。自立するために住んでいる生活施設とわかり易さをモットーとしたスペシャルスクールを組み合わせたユニークな取り組みもあるよ。

P38

ベリーストリートビクトリア（民間児童・家庭福祉機関）

「TAKE TWO」っていう、深刻な問題を抱える子どものために病院や大学と協力して、すごく新しいことに取り組んでいるよ。ひとりの子どものために2人の職員が専任でお世話してくれるプログラムもあるんだ。それから、両親が離婚などで別居していても、望めば会えるようにしてくれるチルドレンコンタクトサービスもあるよ。

P45

ゲートハウス児童虐待専門センター

ここは病院の中に事務所があって、子どもたちをいろいろな虐待から守ってくれるところ。お医者さんやおまわりさん達と協力して専門的に子どもの面倒をみてくれるんだ。

P49

アングリケアビクトリア（英国国教会系児童福祉機関）

両親と離れて暮らさなければならないなど、子どものニーズに合ったいろいろな種類のサービスをするところだよ。それ以外にも困っている家庭への専門的なサービスもやってるよ。

権利擁護　サービス　コミュニティ　行　政

ニュージーランド
ウエリントン市 ―― 子どもと家族へのサポートチャート

◆それぞれの機関、組織の活動内容を簡略化し色別に表現しています。

P57
ニュージーランド児童・青少年・家庭サービス局
『ニュージーランドでの児童福祉の法律《児童・青少年及び家族法》に基づいて親と子をサポートする国の機関』で、保護とケアなどさまざまなサービスをしているんだ。

P60
ユースジャスティスセンター
法律を犯してしまった子どもたちを地域社会の中で更生させていくよ。

P61
エプーニレジデンシャルセンター
自分や友だち、親を傷つけてしまう子どもとその親を支援するところだよ。

P63
ファミリーセンター
家族に起こる問題を《文化》を理解しながら新しいセラピーの技法で対応したり、社会問題を研究・調査しているところだよ。

P68
バーナードスナショナルオフィス
子どもをまず第1に考え、幼い時期からのケアを行っているよ。

P72
子ども委員会事務所
法律に基づいて、子どもの権利が認められているか、虐待やネグレクトが起きていないかなどの調査をしたり、子どもの権利と福祉向上のための代弁もするんだ。

権利擁護　サービス　行　政

▲シドニーオリンピックでビーチバレーが開かれたボンダイビーチ

▲ハーバーブリッジとオペラハウス(シドニー)

▲メルボルン市にある春のフィッツロイガーデン

▲メルボルン展望台からのながめ。半円形の建物が今回の宿泊ホテル

▲ニュージーランドの国会議事堂

▲朝のウェリントン市街

第1章 オーストラリアの児童福祉概況

The General Situation of Child Welfare in Australia

オーストラリアの歴史と国情

1. 原住民アボリジニと植民地の歴史

オーストラリア大陸にアボリジニの先祖が住むようになったのは、今から5～6万年前と推定されている。まだアジア大陸と陸続きであったため、可能だったと考えられている。

ヨーロッパ人によりオーストラリア大陸が発見されたのは、17世紀に入ってからであった。オランダ人タスマンがタスマニアとニュージーランドを発見した後、イギリス人のキャプテンクックがシドニー付近に上陸し、ニューサウスウェールズ(NSW)と宣言した。

1786年、イギリスはオーストラリアの植民地化に動き、多くの流刑囚が上陸し、その後、大陸内部への入植を進め、農業開拓や羊を飼いウールの生産が行われるようになった。

1850年代には、砂金が発見されゴールドラッシュが始まり、入植者が増えた。その結果100万人以上の人が移り住んだ。そして各地で植民地が成立した。1900年代に入りオーストラリア連邦として発足、第一次世界大戦後、国際連盟に加入し独立国として認められ、第二次世界大戦後独立国家としての意識を高め、後にイギリスからの法的完全独立を果たした。

先住民アボリジニは、国民の約2%、その他の多くはたくさんの国からの移民により構成されている。

NSW州のように流刑囚が移り住んだ町とビクトリア州のように自由意志で移り住んだ人々とがおり、移民国家の二面性を生むことになる。

2. オーストラリアの児童福祉事情

オーストラリアも少子高齢化傾向が顕著であり、少子化対策、児童、医療及び保健、福祉対策は国民の重要な関心となっている。

オーストラリアの児童福祉に関する責任は、連邦憲法上は州・準州の守備領域とされる。それぞれの州・準州において、関連の規則が制定され、児童のための諸サービスが実施されている。諸サービスの供給責任は連邦にもあり、直接の諸サービスの提供は州・準州が行い、連邦は全国的なサービスの基準作成や実施計画の策定、予算措置による州・準州の

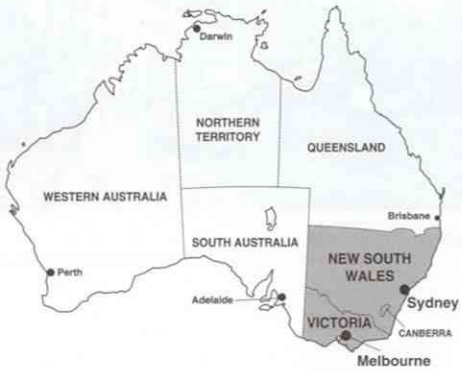

■基本データ

面積	768万2,300km² (日本の20倍)
人口	1,938万人
民族構成	ヨーロッパ系・ニュージーランド・東南アジアなど160カ国以上の移民による、多民族国家。
首都	キャンベラ
公用言語	英語
季節	日本と逆
居住地域	海岸地域に集中しており、中心地域は砂漠地帯

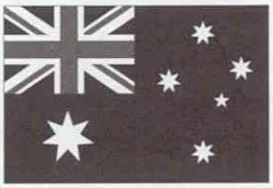

■国名の由来

オーストラリア(Australia)はラテン語の「テラ・オーストラリス(terra australis)」を語源として、古くからインドの南の方にある大陸という意味で使われていた。1901年連邦を結成するための憲法が制定されオーストラリア連邦が誕生した。

行う諸サービスの実施に必要な財政分担を、補助金、助成金、交付金などの名目によりサービス利用者に直接的、間接的な方法で提供している。

オーストラリアでは、児童福祉を育児などの「児童サービス」と児童虐待対応などの「児童福祉」とに区別して取り扱っている。児童の虐待、遺棄に関する国民的関心は高く、1994年の国際家族年を契機とし、地域の家族問題への認識に関する政策及びプログラムへの認識を一段と高めてきた。

NSW州では1997年に児童法(The Children Act 1997)の見直しがスタートし、1998年児童・青少年保護法(The Children and Young Persons Care and Protection Act 1998)が成立。その後、それに沿った各規定が改定された。今回の法改正は、児童のケアおよび保護について、「ニューサウスウェールズ州コミュニティサービス省(DoCS)」の活動幅を拡大し、柔軟かつ迅速な対応によって児童または青少年の利益を確保することに意図がある。これらによって「Children's Guardian」が創設され、家庭外ケアのもとにある、児童の権利と最善の利益を促進、保護するための監督なども行っている。

一方、脱施設化の傾向は、オーストラリアでは1960年代の終わりから進行しており、家庭外ケア(out of home care)の90%は里親を中心とした家庭的ケア(home based care)である。なお、家庭外ケアの利用者は、NSW州では2002年段階で約8,000人、オーストラリア全体では約1万8,800人で、年々増加傾向にある。

【参考文献】 ◆「先進国の社会保障2 ニュージーランド オーストラリア」 編者／小松隆二・塩野谷裕一 1999年 財団法人 東京大学出版会 ◆「世界の社会福祉10 オーストラリア ニュージーランド」 編集委員／仲村勇一・一番ヶ瀬康子 2000年 旬報社 ◆「平成14年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書」(里親委託と里親支援に関する国際比較研究)主任研究者／湯沢雅彦

■訪問都市概況

1. シドニー市

ニューサウスウェールズ州の州都で1842年にオーストラリア最初の市として誕生した。人口は現在390万人。シドニーっ子の1/3以上は海外生まれで、毎日使用されている言語は20以上。英語を中心に中国語、アラビア語が続く。オーストラリアで最も国際的な都市で美しい港を持ち、温暖な地中海性気候に恵まれた世界有数の観光都市。

▲オペラハウスとハーバーブリッジ

2. メルボルン市

ビクトリア州の州都、人口は320万人でシドニー市に次ぐオーストラリア第2の都市。ギリシャやイタリアから多くの移住者がいる多民族都市として知られている。スポーツが盛んで全豪オープンテニス、F1グランプリ、ラグビーなどが有名。シドニーが金融・保険、サービスなどの中心地であるのに対して、機械、食品、化学関係など第2次産業の中心地である。

▲メルボルンのフィッツロイ公園にあるオーストラリア発見者キャプテンクックの生家(復元)

Ⅰ. ニューサウスウェールズ州コミュニティサービス省(DoCS)

NSW Department of Community Services

▲オーストラリア研修初日の講義

1. 概　要

DoCSは州の児童福祉担当省で福祉予算や各種児童福祉政策の立案と執行を行う。
近年州政府が対応する子どもの保護対応件数は急増し、ここ2年間の伸びは119%。そのうち、家庭外ケアの件数は40%。社会環境の変化により、保護を必要とする子どもが増えている。

その対策費として連邦政府は6年間(2002～2007)で12億AU$(約1,044億円)というかつてない追加大型予算を州に付与した。DoCSは今後、その予算を新しい分野のサービスと現在実施中のサービスの充実に使用する計画で、新たな福祉対策はいまスタートしたばかりである。

1.1　役割と目的

(1)地域とともに、子どもと青少年の安全確保と家庭の支援
(2)虐待等の危機にある子どもの保護
(3)家族と一緒に住めない子どもへの支援サービスの提供
(4)養子縁組サービスの支援と法的支援
(5)保育所やデイケアセンター等、子どもがサービスを受けられる施設への資金援助
(6)災害にあって、困っている人々の復帰支援

1.2　理念

尊敬・信頼・透明性・公正・チームワーク

2. DoCSの主な活動内容

(1)子ども、青少年、家庭の健全を促進するために、例えば就学前の子ども、遠隔地の子どもに対するサービスの強化など、とくに地域(コミュニティ)全体の保護という考え方を大切にしている。また、全家庭を対象に妊娠期間中の相談、育児相談等の各種サービスを出産前後の5年間行うことを法制化している。時間と費用がかかる危機的状況になる前にサポートすることが大切で教育省とも提携してコミュニティベースで活動、サポートしている。

(2)虐待やネグレクトに遭遇している子どもや青少年への早期介入を行い、DV(ドメスティックバイオレンス)家庭の子どもや、母親の保護、家族と離れて暮らす子どもの保護・サービスを行っている。

(3)子どもの人権を擁護するための活動(advocacy service)を行っている。
英語を話せない人、英語を話せない難民のために彼らの言語でのサービスを実施しているのは、その具体例である。
(multicultural service)

(4)自然災害(洪水、山火事など)にあい、地域サービスを必要とする人に対するサービスの提供

(5)親のない子どもなどを養子として迎える国際養子縁組(intercountry adoption)政策の実施。韓国、中国、スリランカの子どもが多い。

(6)また、現在554人のケースワーカーを6年間で875人程度増員し、常時1300人程度の体制に強化する予定で、採用は世界各国からとしている。

DoCS　パンフレットからの抜粋

今後6年間に渡る12億AU$の予算増額によって、以下の事柄を促進することが可能。

① 予防と早期介入アプローチの強化は結果として、子どもを保護する件数を減少させる(早期発見、早期治療、予防)

② より多くのスタッフの採用は、適切なサービスの提供を可能にする
(人員増加)

③ 組織のシステム改善、心理療法士や弁護士などの採用による体制強化、そしてケースワーカーを補助するマネージメント強化の実現
(専門的多角的な対応)

これらは最終的に、NSW州の子どもと家族に対する支援とサービスを改善することになる(最終目標)。

3. 今後の主な活動計画

(1)危ない家庭へのサポートを強化し、予防によってケアに入ることを減少させる
(2)州警察の調査研究チームと共同で対処し、問題を未然にチェックする
(3)里親に預けられない、重い障害などのケースへの対応
(4)外国の里親などの資料を集め、コミュニティに提供
(5)ITの活用
(6)早期介入、予防
(7)健康省と共同で妊婦へのDVを防止し、生まれる前の子どもをサポートする
(8)アボリジニに対する援助と親族によるケアを支援する

4. ファミリーズファースト(Families First)

(1)概要

子どもの健全な成長を支援するために、DoCSが親に対して実施する予防と早期介入のための施策である。訓練された看護師の家庭訪問、教育を受けた400人以上のボランティアが新しく開発された26種の支援サービスを家庭に提供している。

(2)NSW州の子どもの現状

0～8歳の子どもに対するケアの重要性が高まっている。0～8歳の子どもは州全体で77万8千人。そのうちアボリジニが4%。両親がいるのは83%、残りの17%は片親である。子どものうち16%は英語以外の言葉を話す。0～8歳の子どもがいる家庭は46万7千6百世帯で、年間8万7千人の子どもが生まれる。

過去の研究結果として、「0～8歳、この時期に受けた経験が後の人生に影響してくる」とのことである。

(3)プログラムの目的

予防と早期介入を通じて、両親に対する子育てを支援し、子どもの健康、発達、教育、そして社会によりスムーズに参加出来るよう、横断的ネットワークを構築しながらファミリーをサポートする。

(4)推進体制

コミュニティサービス省、健康保健省、教育省、住宅省、高齢者・障害者担当省の5つの省庁が横断的に連携して、①コミュニティサービス②障害者、高齢者在宅ケア③教育訓練などを推進する

(5)活動例

・早期介入の訓練を受けた看護師による家庭訪問(拒否することも出来る)。安心感を与える応対により、出産がはじめての母親は歓迎する。孤独で初めて母親となる人が危険な状況に陥りやすい。今後、55人の職員を増やす計画。
・虐待した親へのサポートでは、その親自身が恥だと思わないように対応している。

(6) 成果

- 子どもが生まれて、すぐ看護師やトレーニングを受けたボランティアが家庭訪問することによって親の子育て不安を軽くする。
- 母親同士のネットワークが出来、子育て中の親のメンタルヘルスに有効。
- 幼児期における適切な養育プログラムを提供する事によって、その後の子どもの行動、学習、健康面に大きな効果を及ぼす。
- コミュニティと良い関係を結ぶことが可能になる。

ファミリーズファーストのパンフレットからの抜粋

ファミリーズファースト(FF)とは、両親に対する予防と早期介入行動を通じて、子どもたちにとって人生のよいスタートが出来るような環境を提供するところです。どの親も自分の子どもが良い環境のもとで人生のスタートが出来ることを願っています。

FFはまさにその家族の要望を援助するために行われる支援です。多くの親達はとくに初めての子どもを持つとき、子育てについての情報とサポートを必要としています。

FFは子育てにおける親達のスキルと自信を構築することを手助けし、健康な子どもを育てるための家庭支援のためのサービス網を強化し続けます。

政府としての子どものための優先的な行動計画は予防と早期介入です。このことは妊娠期間中からの家族に対するサポートをし続けることを意味しています。

…(後略)

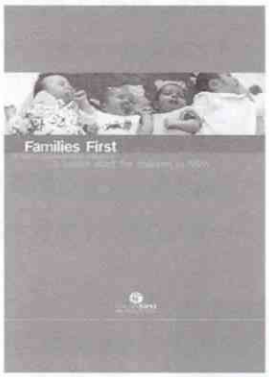

5. チルドレンズガーディアン（子どもの後見人事務所）

（The Children's Guardian）

(1) 設立目的

子どもと青少年のための後見人サービスを目的に設立されたオーストラリア唯一の政府機関。

(2) サービスの目的

① 子どもの最善の利益を提供

② 家庭外ケア中の子どもの権利擁護と子どもがふさわしい環境で保護されることへの保障

③ 子どものケアをしている機関が、法律で規定されていることを適正に実行しているかどうかを権限と資格をもって、監視（モニター）する。

同時に政府機関（DoCS等）についても監視する。

(3) 組織

コミュニティサービス省（DoCS）の大臣が責任者で、総督が任命。独立した組織となっており、報告は直接、議会と大臣に行う。ケア対象者に先住民が多いため、アボリジニ、アイランダー（フィジー等）出身の職員もいる。

(4) 活動内容

・家庭外ケアの子どもたちが適正にケアを受けているか、質の高いケアを受けているか、質が向上しているか、その基準を満たしているか、を評価する。

そのため、各機関は質の高いケアを行っている事を証明しなければならない。

・スタッフのトレーニングや先住民エージェントに対するサービス機関としての向上策を指導している。実際にケアを経験した子どもがプランの作成と決定に関っている。

・ケアにいる子ども1万人のうち、州政府が4千人の後見人（親代わり）となっている。

(5) 活動にあたっての姿勢

・子どもの安全を何よりも優先する。

・ケアにいる子どもに対する事柄については子ども、親そして職員が参加して決定する。

・ケアは里親（フォスターケア）、グループホームが中心である。

・アボリジニに対するケアは、家族、親族とのつながりなど文化的背景も考慮する。

・一貫したケアを実現する。

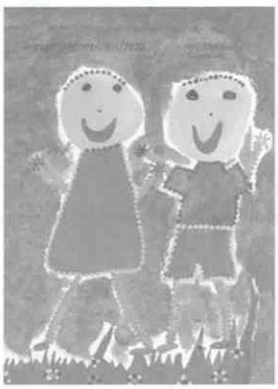

所　感

DoCSにおいては、ロビー活動などによって予算が増額されたことが、大きな驚きである。後述するACWAでもそうだが、変化の幅、速さはわが国と大きく異なる点である。日本と比べて、どちらの方が子どもに対するサービス効果が高いのか、興味は深まるばかりである。

FFでは、子どもの健全育成と家庭・家族の幸福を実現するため、予防の観点に基づき、早期介入のサービスを検証しながら、ゼロ歳から提供している点に先見性を感じた。日本においても、医療現場や高齢者介護の現場では早期発見、早期治療というリスクを最小限に食い止める実践があるが、児童福祉現場における予防面から行われている施策はどうだろうか。誰もが予防の必要性を感じながら、対症療法的な関りに追われているのが現状だろう。予算面などさまざまな要因はあるが、社会全般に早期介入、発見、そして予防の必要性を一日も早く理解してもらえる広報活動の強化が不可欠であると思った。

CG、児童福祉現場にこれほど強力な権限と実行力を伴った組織があるだろうか。資金的には政府に依存しているものの、権限は政府から付与されており、独立的な立場で子どもと青少年の安全と福祉、ウェルビーングを実現している。是々非々の関係を構築しているその実態を更に知りたくなった次第である。

子どもと青少年という、大人と同じように社会に発言を行うことが難しい立場の人たちにとって、このような機関こそ我が国にも必要であると思う。　（小野寺）

やっぱり僕は日本人

「食べ物は何でもOK」と自負していたが、やっぱり、ご飯・みそ汁・漬物の3点セットは欠かせないと感じた。（長期の海外生活は無理だなと思って）つくづく自分が情けなくなった。「日本食バンザイ！」。しかし、地ビールはうまかった。

Ⅱ. 児童福祉機関協会(ACWA)

Association of Childrens Welfare Associations

1. 概　要

1958年、シドニーに設立された福祉施設や機関の非政府系集合体組織。家族から離れて暮らす子どもや青少年へのサービス向上を目指すニューサウスウェールズ州の児童福祉機関を統括する最高組織。24名の職員で予算は212万AU$(1億8,444万円)

▲ACWAのメンバーとの記念撮影

(1)目的

・家族から離れて暮らす必要がある、ケアにいる子どもたちや青少年に対するサービスの質を向上させる。

・非政府機関をサポートする。

(2)目標

「危険に瀕し、支援に頼っている子どもたちや青少年のためのケアの質の向上」

① 虐待を受けていたり、受けそうな子ども達の肉声を反映させる

② アボリジニに対するサービスの充実

③ サービスの拡大と質の向上

④ 教育の機会と向上(CCWT)

⑤ 情報の提供と研究

⑥ コミュニティに対する組織の広報活動

(3)ACWAの活動内容

① ACWAに所属する施設に対する援助

② 政府に対する対話

③ ロビー活動

④ 政策変更(発展)への提言

⑤ 研究

⑥ 会議、セミナー、出版

⑦ トレーニング教育(CCWTが担当・次項参照)

■ACWA組織図

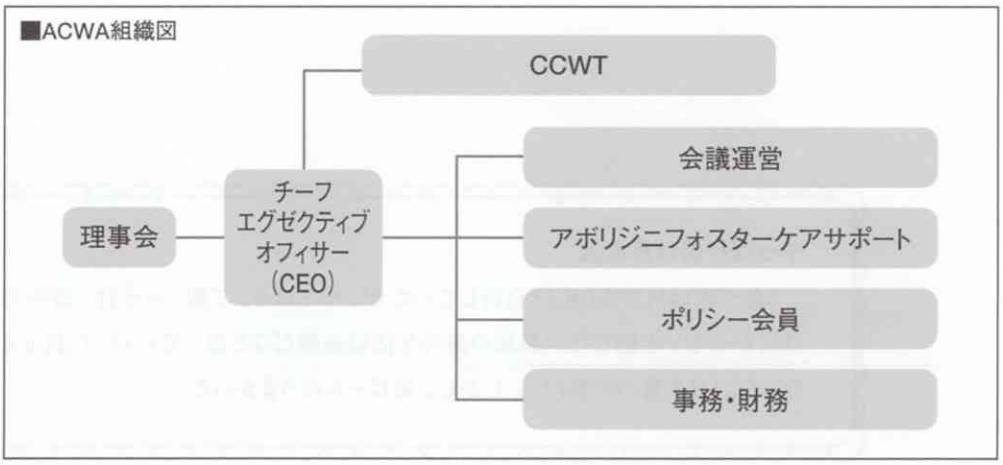

2. 地域福祉トレーニングセンター（CCWT）

(Centre for Community Welfare Training)

1987年に設立されたACWAのトレーニング部門。常勤職員8名と70名の契約スタッフがおり、各種ワーカーへの教育を有料で行っている。

(1)目的

・ソーシャルワーカーに対して各種スキルを提供し、身に付けさせる。

・既に持っているスキルをさらに実践的に理解させる。

(2)最優先目標＝トレーニングプログラムの目的

「サービスの質の向上」を図るために、

① 質の高いサービスを提供できる人材の育成

② 質の高いトレーニングの実践とトレーニング開発

③ トレーニングを行うサポート体制の充実

④ セミナーを推進する現場職員の質の向上

(3)トレーニングの実際

① ベテランから新人まで現役の現場職員を対象

② 内容はワークショップ形式で1年かけて資格を取るものから短期間のものまで、多様な369コース

※コース例

・子どもの保護

・子どもと家族

・若者

・アウトオブホームケア

・カウンセリング（セラピーとグループワーク）

・障害

・コミュニティワーク

・コミュニティ発展

・トレーニング

・ワークスキル

・マネージメント

・ドラッグとアルコール

・精神的健康

・ケースワークとマネージメント

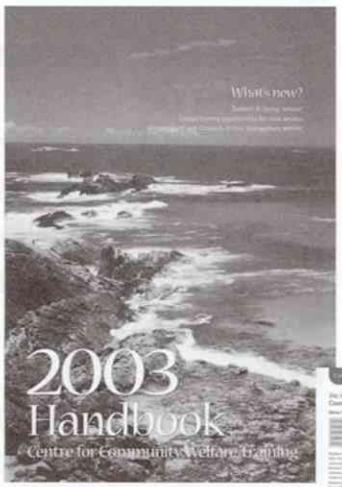

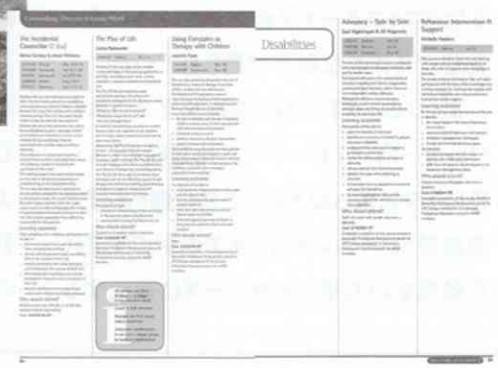

▲CCWT 2003Handbook
学びたい内容を多数コース別に用意した、トレーニング案内。
日時、場所、講師、経費が詳しく載っている。

(4)主なトレーニングサービス

エクスプレッション・オブ・インタレストコース

どんな需要があるのか地域の意見を聞いて、いろいろな地域へ出かけてゆき、その地域に合ったセミナーを年6回程度実施する。

ストレス・チェンジ・モチベーションコース

「リラクゼーションとストレスマネージメントの方法」、「職場におけるコミュニケーションの方法」など動機付けを行うコース。ワーカーのストレス度も高いため、需要が多く人気の講座となっている。

アクシデンタル・カウンセラーコース

専門のカウンセラーでない人が、カウンセリングをしなければならない時のための研修コース。人気のコースとなっており、年25回開催される。

インディジニアス(先住民)ワーカーコース

先住民アボリジニに対するワーカー育成コース。先住民のワーカーと非先住民ワーカーとが共同で行う。最近充実している。

カスタマイズド・トレーニング

それぞれの施設に合わせて内容を構築し、その施設で実施するコース。20人で1,200AU$(1日)。最も人気のあるコース。

シェアード・ストーリー、シェアード・ライフ(shared story, shared life)

里親向けのトレーニングコース。州政府が主催するコンテストのトレーニング部門において、ベストトレーニングパッケージ賞を受賞した。産みの親、里親、ワーカー、実際にケアを受けた子ども本人が共同参加して作成したトレーニングコース。

所　感

ACWAでの研修を受けて、子どもが主体であるということが歴史の中で名実ともに感じられた。

過去においてはレジデンシャル・ケアが主流で、日本のような児童養護施設が存在したのである。その後グループホームに移り、現在は治療的なケアが必要な子どもを除きフォスターケアが主流である。その変遷は具体的な数字で語られていた。

また、CCWTにおける系統立てられたワーカー向けトレーニングは素晴らしい。特にケアに関った人たちと共に創りあげた参加型トレーニングは、ケアの中で生まれた効果をいち早く次のケースに還元することが特徴である。感情共有過程が職員をエンパワーさせている。

日本とオーストラリア(NSW)の福祉政策の違いは、誰もが語っているが、歴史、文化、経済情勢、教育、多民族、そして労働者の年金なども含めた雇用環境など様々な国情の違いから来ていることは間違いないであろう。

確かに里親宅を点々とするなど弊害もあるようである。しかし、今と将来を想定した子どもの最善の利益実現に向けて、より家庭に近い形を理想のケアの型として目指し、そこに進んでいく変化のスピードの有様は驚きである。　(小野寺)

Ⅲ. ユースオフザストリート

Youth Off The Streets

1. 概　要

高校の教師でカトリック教徒のクリスワイヤー氏が1991年に設立。家出をして路上で薬物などをしている子を見て「虐待、薬物中毒の子を助けるところを作りたい」と実践を重ね、その後大きなプログラムに発展していった。現在、13～17歳から上は22歳までを対象として、18のプログラムがある。

▲マッキントッシュハウスから中庭を臨む

2. 活動内容

(1)プログラム紹介

ダンリー

初期介入の施設。13～18歳の薬物中毒青少年救済プログラム

2～4週間のプログラムで、ライフスタイルの改善と自活能力習得を目指す宿舎施設。子ども18人に対し、職員6人。

ファーム

ダンリーでのプログラムを終えた子どもなどが本格的に生活訓練をするところ。農場を主体に、中には正式な学校(高校)をあわせ持つ施設もあり、10ヵ所で展開されている。

マッキントッシュハウス

主にファームでの生活を終えた、16歳以上の薬物中毒、被虐待青少年対象の自活準備プログラム宿舎施設。子ども13人に対し、職員6人。

マーバック

性的な問題行動のある子どもを対象としたプログラム。

その他

子どもの抱える問題別にいろいろなプログラムが用意されており、子どもに必要であれば他の機関が行っているプログラムを紹介することもある。

■訪問先である、ダンリーとマッキントッシュハウス見取図

● マッキントッシュ・ポイントシステムについて

マッキントッシュハウスで行われている、自己申告制の生活能力改善向上のための行動療法的プログラム。自分の部屋掃除、衛生状況、日課、職員との言葉使い、仲間との言葉使い、仕事、勉強、集団生活など細かい生活上のことがらについて、10点満点で自己採点して表に記入する。毎日午前午後採点をし、1日の合計得点によってレベル1から3まで設定され、自分の生活の自由度が決められる。このシステムを用いて自分で自分の生活をコントロールする力をつけていく。

● 学校

敷地内の教会だった建物を利用して教室を設け、そこが正式な学校として認可されている。パソコンなども数台設置され、授業以外にも日常的に利用されている。

McIntosh Point System　　Date:

AM

Resident	Room	Hygiene	Chores	Staff Interaction	Peer Interaction	Employment Study Group Work	Total
Chris							
Krista							
Rupert							
Natalie							
Steven							
Lucy							
Amanda							
Heather							
Arthur							
Matthew							

PM

Resident	Hygiene	Activity Participation	Chores	Staff Interaction	Peer Interaction	Bonus	Total
Chris							
Krista							
Rupert							
Natalie							
Steven							
Lucy							
Amanda							
Heather							
Arthur							
Matthew							

GRAND TOTAL

Chris	
Krista	
Rupert	
Natalie	
Steven	
Lucy	
Amanda	
Heather	
Arthur	
Matthew	

▲マッキントッシュハウスで使用されている自己採点表

(2) 対象となる子どもたちの状況と援助方法について

① 創設者クリスワイヤー氏の理念

「悪い子どもはいない。子どもが悪いことをしたとしたら、それは環境が悪い。」という考えのもとに、青少年への援助を具体的行動に移してきた。

② 深刻な問題を抱える子どもたち

援助を必要とする子どもたちは総じて家庭環境が悪く、街中で薬物や犯罪行為に巻き込まれていく。

③ アウトリーチと主体的参加への動機付け

そうした深刻な問題を解決するために、まずは彼らのニーズを知ることが重要である。フードパンと呼ばれるボランティア活動で街に出かけていき、子どもたちに食料を提供しながら、直接子どもたちと対話をし、何が問題なのかを話し合う。そして、本人自身が自ら援助を必要としていることを認め、主体的にプログラムに参加することを、粘り強く待つ。

④ 段階的なプログラム

初期：はじめの動機付けを確実にし、これから始まる援助への展望をもつための短期の援助。

中期：ファームなどでの生活を通じた比較的長期の援助・訓練。

終期：実際の社会復帰に向けた就労や家族との調整も含めた援助。

⑤ アンガーマネージメント・プログラムやソーシャルスキル・プログラム

暴力的、自己破壊的な行動をとる子どもが多く、行動改善のためのアプローチも重要である。

また、日常の小さなことから取り組み、ソーシャルスキルを高めていくことも重要と考えられている。

⑥ 他者の役に立つことで自分自身を見つめなおす

ティモールの恵まれない子どもたち（貧しく1日1回程度の食事しか取れない）に対して、どんなことが必要かを自分たちで考え、資金集めをして、実際に訪問して活動する。その結果、子どもたちのなかに達成感や自尊感情が芽生えてくる。

参加したくないと行かなかった子どもが、活動を終えて帰ってきた他の子どもの話を聞き、その変化に触れて、参加を望むようになる。

⑦ 関わるときの基本

こちらから「ああしろ、こうしろ」と指示しない。子どもたちは社会に対する怒りが根強く、大人に対する信頼感がない。ガマン強く付き合い、子どもらがこちらを受け入れる準備ができるまで待つことが重要である。

⑧ 薬物療法について

薬物療法は基本的には使わず、自殺念慮がある場合や精神科的な病気のある子どもに対してのみ、医師の指示のもとに薬を使う。

暴力という行為に目を向けるのではなく、その背景に潜むものを見なくてはいけない。

⑨ スタッフ

スタッフは、ユースワーカーという職種で、コミュニティカレッジ等で2～3年学び資格をもっている者が従事する。その他心理スタッフがいる。若い職員が多い。

⑩ 家庭・学校への復帰

家庭や学校との調整は別な機関のソーシャルワーカーが行う。

⑪ 職員のストレスとメンタルヘルスへの対応

直接子どもたちと関わるユースワーカーはストレスを抱えやすく、メンタルヘルスの問題に発展しそうになる前に、外部の専門家組織（EAP）に誰にも知られずに相談することができ、カウンセリングなどを受けることができる。

所　感

問題別に治療サービスが用意されていて、子どものニーズに合ったものが提供されていること、子ども自身の主体的動機付けが尊重されていること、段階的なプログラムが用意されていることが特徴的であった。ポイントシステムのような工夫は、信頼関係を構築し自己肯定感を獲得するひとつの手段として活用しているように思われた。

また、職員への援助システムがひとつの機関にとどまらず、また秘密を保持される形できちんと整えられていることに団員からの興味が集まった。

実際に会った子どもたちは、記念の写真に一緒に写りたがったり、気さくに話し掛けてくるなど、とても明るく陽気であった。

（小野寺）

Ⅳ. クリエイトファンデーション

Create Foundation

1. 概　要

オーストラリアにおいて、虐待やネグレクト等で家庭に住めず、ケアを受けている0～18歳の子どもの数は2万人を超える(内：NSW州は約1万人)。彼らの多くは深い孤立感、自他共への不信感に苦しんでいる。

クリエイトは、これらのケアを受けている子どもや若者のためにサービス活動をする団体である。この団体は、スタッフのうちの少なくとも65%はケアを受けた経験のある者という運営ルールがあり、最大で最強の特徴となっている。

目的は、ケアを受けている子どもにさまざまな機会を与えるとともに、ケアシステムに対して提言していくことである。

▲クリエイトのロゴとキャラクター

2. 活動内容

活動内容は以下の３つの分野からなる。

2.1　コネクティング

ケアにいる子ども(out of home care)同士、また、関係者や他の人とのつながりをつくるための活動である。

(1)クラブクリエイト

ケアにいる若者の100人以上がメンバーとなっており、「バースデーカードの送付」「特別のイベントや集会の開催」「2カ月毎にニュースレター発行」などを行う

(2)雑誌の発行(月2回)

12歳以下用と13歳以上用の内容が真ん中で仕切られており、全部渡すことも、年齢に応じて半分に切って渡すこともできるように工夫がされている。

ケアにいる子どもたちには無料で配られ、ケアにいる子どもは勿論のこと、里親、他の若者、ワーカー、州や連邦の役人等、多くの幅広い層の人々に読まれている。

(3)ダイアリーの配布(年1回)

各自が予定表の書き込みなどに利用している。

(4)Webサイトの運営

互いにアクセスしペンフレンドを作ったり、詩や物語を発表したりと非常によく利用されていて、重要で興味深い情報が盛りだくさんある。

▲クリエイトが発行している雑誌

2.2 エンパワー

ケアにいる若者が力を得て自らの人生を変えていくための活動である。

(1)ミッションbe

14～18歳を対象としたリーダーシップのためのプログラムでもある。3カ月間のコースで、この間、平日は学校へ行くことが前提となっているため、活動は週末に行う。

例えば15人のメンバーを4日間森の中で生活させるというものがある。これは非常にきついプログラムで、途中文句を言ったり、泣きわめいたりすることもあるが、その中でチームワークの大切さを学び、終えると達成感があり自信がわく。

(2)Show me～

～部分はロープ登りだったり、セーリングだったり、何よりも「挑戦と経験」を重要とするクリエイトの考え方を実践するプログラム。

2.3 チェンジ

(1)児童福祉制度を変えるための(政府に対する)働きかけ

① ケアにいる子どもの声を直接聞いて訴え、既に法律を変えることに成功している。NSW州では、"子どもの権利の憲章"が制定されたが、現場の子どもたちの声を聞いて更に改善していくのが今後の課題である。

② DoCS(政府機関)の要請を受け、ケアにいる子ども全員の意見を聞く必要があるとの考えから、12カ月かけて調査し、その結果をDoCSにフィードバックした。

③ ケアにいる子どもの教育、健康、生活状態について、年に2回調査する。

(2)コミュニティのワーカートレーニングの内容改善

ワーカー対象のトレーニングにケアにいる若者が参加し、自分の体験や思い等を話す。これはワーカーにとって何にも優る価値あるセッションである。

(3)ヤングコンサルタントトレーニング

ケアに「いる」或いは「いた」16～25歳の若者を、クリエイトで働くワーカーとしてトレーニングする。

[5つのモジュール]

① クリエイトと情報を共有する

② 自分たちに何ができるか役割を知る(NSW州の児童福祉にかかわる諸機関から人を呼び、DoCSの役割の説明を聞く)。

③ 現実と理想をつなげる(若者のかかえる諸問題を認識し解決方法を描き出す)。

④ アイコンタクト、対話などのスキルを学ぶ(一般の人を対象に話をする)。

⑤ 社会生活の中で自分自身をどう見せるか学ぶ(衣服、言葉、振る舞いなど)

3. ワークショップ体験

3.1 セッション 1

自己紹介とその経過の中で、一部のメンバーが意図的に疎外体験をするように仕組まれていた。そのメンバーがそれをどう感じたかを話すことで、ケアを受けている子どもたちの疎外された経験を理解しようとする。

【ケアにいた経験のあるワーカーの自己紹介から】

(1) Bさん

11才でケアに入り、グループホームは4ヵ所変わる。自分のケア計画に自分の意見があまり反映されなかったことが不満だった。担当ケースワーカーが忙しかったり頻繁に代わったりし、自分の言いたいことを伝えられなかった。自分の文化的背景も考慮されず人種差別もあり、二重三重に差別を受けた。今考えても怒りを感じる。クリエイトに入り、自分が価値ある存在であると自覚できた。

(2) Mさん

9才で里親宅に。措置は20カ所変わっている。一番長かったのは4年である。幸いだったのは、ケースワーカーが7年間同じだったことで、今でも一緒にランチしたりしている。ケアにいる子ども全員が幸運であるべきだと思い、今クリエイトで働いている。

【ケアにいた経験のあるワーカーへのQ&A】

Q1：措置が頻繁に変わるのはどうしてか

A　自分が悪いことをしたわけではない。一時的保護の場所だったり、週末のみの里親だったり、グループホームが財政事情で閉鎖したり…。

Q2：その時、どんな気持ちだったか

A　ぽつんと孤立した感じ、次のところがどんなところかとても不安。

Q3：ワーカーになって自分の経験をどう生かしているか

A ［Bさん］

・ワーカーや里親のトレーニングでパネラーとして話す。

・資金集めのための訴えをする(パブリックスピーキング)。

・雑誌発行。

［Mさん］

・ケースの量が多く(ワーカー1人に13～20ケース)て大変なため、ワーカーが9～12カ月で辞めてしまう。継続できるようにしたい。

・来年DoCSが提供しているトレーニングを受けて、アボリジニのワーカーとして働きたい。

3.2 セッション 2

自己尊厳と経験の機会との関係を体験する。

［手順］

① 床が下図のように4つの空間に仕切られている

② 2人1組になって4ヵ所均等に分かれる

③ 2人のうちの一方が子ども、もう一方を大人と設定する

④ 大人には子どもを説得する題材が与えられ、AからDのそれぞれの状況におかれている子どもを想定して説得のためのロールプレイを行う。

⑤ 次に場所と立場を変えて同じようにロールプレイする。

⑥ ロールプレイ終了後、「あなたの職場の子どもたちは、どこに位置すると思われますか」と聞かれ、各自思うところに立った。必然か否か、ほぼ施設種別毎にきれいに分かれていた。

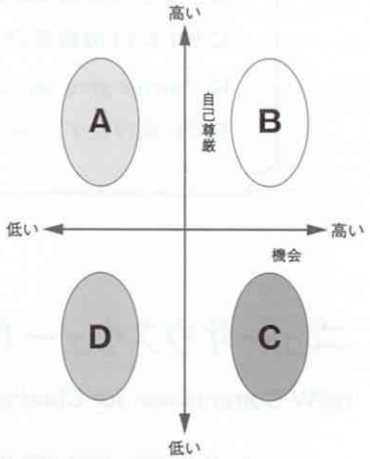

A：乳児院

B：資生堂財団

C：児童養護施設・情緒障害児短期治療施設

D：児童自立支援施設

3.3 まとめのセッション

一本のローソクに火がともされ、話し手はそれを両手に持ちつつ、本日の研修を終わるにあたっての自分の思いを順に全員述べる。日本でもオーストラリアでも、子どもたちへの思いは全く同じであることを全体で共有したと実感できた感動的なものであった。

所　感

終日、研修のほとんどがワークショップ体験に費やされた。そのため、クリエイトの活動内容については、配布された資料等で後日確認することとなった。その全容が見えてくるにつれ、クリエイトはその名の通りすばらしい創造力だとますます実感した。ケアにいる、いた若者の心をつかむようなことを出来ているからこそ、成り立つ組織である。読んでみたくなる雑誌、入ってみたくなるクラブ、参加してみたくなるイベントなのだ。そして、私にも考えられることはたくさんあるはずだと感じた。最後にクリエイトの希望の木につるしたカードに“never give up”と書いた。
自分に向けたメッセージでもある。

研修後の団員アンケートの中で「一番印象に残った訪問先」として、半数以上の人がこのクリエイトをあげていた。ケアにいた若者の生の声が聞けたこと、ケアにいた若者がその経験を生かして直接運営に携わっていること、参加型の楽しく自己解放できるセミナーを体験できたこどなどが理由のようだ。　（小幡）

▲クリエイトのスタッフと団員とワークショップ風景

Ⅴ．ニューサウスウェールズコミッション（青少年を擁護するための代弁機関）

NSW Commission for Children & young people

NSW州の0～17歳までの人口は、150万人で全人口の25%を占める。人口のうちほとんどが海岸沿いに居住している。また、識字率は高く約95%である。

大きな問題であるのは、15歳以下の子どものいる家庭の18%が失業家庭であり、そうした家庭に育つ子どもたちは健康が損なわれていたり、教育を十分受けていなかったり情緒面で不安定であったりする。

▲カラフルな色のソファや壁に包まれたかわいらしいロビー

1. 概　要

コミッションは政府でも非政府でもない独立した組織であり、財源は政府から出ているが、報告は大臣ではなく議会に直接提出する。そのため政府の政策に従う必要はなく、「子どもにとって何がよいのか」ということを第一に、自分たちで考え、行動し、はっきりと意見を言うことができる。と同時に政府機関の一部でもあり、2カ月に1回開催される子どもに関する省庁の会議に出席する。一方は政府の外に、一方は政府に属し、子どものウェルビーイングについてさまざまな形で影響を与えることができる。

2. 活動内容

(1)公聴

政策上の要請から、子どもに関する調査と提言を行う。

(2)調査・研究

12～15歳の子ども1万人に「お金をもらって仕事をした経験があるか」という調査を実施したところ、多くの子どもがそうした経験を持つことから、14歳以下の子どもは仕事をしてはいけないという政策提言をした。

(3)雑誌・メディアへの宣伝活動

子どもたちの抱える問題を広く一般に理解してもらうことを目的とする。
メディアインタビューを受けたり、会議・フォーラムを開催したり、政治家や大臣へのロビー活動を行う。また、雑誌やパンフレット・ポスターを発行する。

(4)チルドレンズ・チェック

子どもを対象に仕事をする人の前科や懲罰などの犯罪歴をチェックする。子どもにかかわる仕事をする人は、自分が過去に重い犯罪を犯したことがないことを証明しなければならない。

(5)政策・サービスの内容や方法への提言

保育園の0～2歳の子どもとスタッフの比率が5:1であったが、子どもの脳の発達から考えると3:1が望ましいことを政府に提言し、併せて一般社会の人にも理解・賛同してもらえるように宣伝をしていく。

(6)子どもの死亡原因を調査

1～3歳のよちよち歩きの子どもの死亡原因の第1位は、自宅敷地内の車庫から公道へのドライブウエイでの事故によるものであった。そのため、自動車業界に対して、ミラーや音による安全装置をつけるように働きかけたり、家を建てる際に、ドライブウエイにフェンスを取り付ける法規定を設ける等の具体的な提言をしていく。

3. 2001・2002年「助けを得られない子どもへの調査報告」

3.1 背景

電話相談（Kids Help Line）にかけてくる子どもの31%が、他のどこにも相談できずにいた。また、ビクトリア州のゲートハウス・プロジェクトでも13歳の子どもの20%が相談する方法を持たないと報告されている。

このように子どもが孤独な状況に置かれていて、誰にも助けを求めることができないことは大きな問題である。そこで、「子どもが安心して相談できる人は誰か」「サービスが提供されていることを知っているか」「どうしたらサービスが利用しやすくなるか」そして「子どもたちのためにどんな支援ができるか」といった疑問から調査を行うことにした。

3.2 調査対象

(1) 4歳から18、9歳の250人の子どもたちに対する面接調査（面接補助員の協力のもとで行う）

(2) 200人の子どもに対する電話調査

(3) 250人の子どもにかかわる大人（親・先生・カウンセラーなど）への調査

3.3 調査結果からわかったこと

(1) 子どもにとって人間関係こそが重要である（年齢や文化的背景にかかわりなく同じ結論）。強い人間関係は下記事項を実現することになる。

- 問題を抱えたときに相談できる
- 自分にかわって力になってくれる
- コミュニティの強化につながる
- そして、弱い立場の子どもを減らす

(2) 人間関係の悪化の原因

- 社会的・経済的プレッシャー
- 子どものケアの質が悪いとき
- 学校での不適応
- 里親や少年院等の措置にあるとき
- 障害を抱えている
- 家族の中に病気の者がいる
- アボリジニ（先住民）というだけで過去の政策の影響から弱い立場に立たたされる

(3) 子どもたちはどんなサービスを知っているか

- 子ども電話相談（Kids Help Line）
- 知らない子どもが多い
- サービスが見つけにくい、圧倒されるような、怖い、近づきにくい

など立地状況や対応した人の印象などにより、一度でも悪い体験をするとどこにも相談しなくなる。

3.4 調査結果からの提言

(1)政府、企業、コミュニティへの提言

・早期介入は投資であって経費ではない。0～8歳まではもちろん、8～17歳の子どもへのサービスも継続して行うことを提言。

・政府や企業に、子どもと親が一緒に過ごす時間をとることができるように、家庭と仕事のバランスに配慮することを提言。

・子どもにとって学校は重要である。子どもは、学校は勉強を教えてくれるというよりは、一人の人間として面倒を見てもらえるところととらえている。学校での友人関係や先生との関係が良好になると、さらにコミュニティとの距離も縮まる。

(2)ケアに携わる関係者へのサービス向上への提言

・子どもへのケアの質の向上をはかる

・対応が早く、親みやすしく、他のサービスと連携し、ケアを受けやすいきっかけをつくる

・ワーカーは子どもの代弁や子どもとの人間関係を築くためのスキルを向上させる

・子どもとの関係をつくることができる財政を整える。書類作成や運営にばかり時間をとられないようにする

3.5 結論

・人間関係がもっとも大切

・人間関係を強化することが重要

・子どもにかかわるワーカーはこのことを常に念頭におく

所感

現在の日本にはこうした機関がまだおかれていない。子どものウェルビーイングを第一に、誰にも指示されることなく独自に調査や提言をすることができることの意味は非常に大きいと感じた。施設で暮らす子どもたちはもちろん、一般の子どもを対象にていねいな調査を行い、大きな社会的影響力のあるうねりをつくっていくことに強い魅力を感じた。

この機関ができた経緯は、王室からの要請や政策的に子どものための機関が必要と考えられたからだと説明があったが、実はその10年ほど前から議会や大臣に対してのロビー活動を広く行っていた経緯があり、双方があいまってできたのだという。

日本においても、一日も早く子どもたちを取り巻く状況を、子どもたちにとって意味のあるものに変えていけるような環境をつくりたいと強く思った。

日本にも是非必要な機関であると感じた。

（相澤）

▲研修が終わってスタッフと一緒に記念撮影

Ⅵ. 子どもと青少年のための法律センター(子どもの法律・権利に関する情報提供機関)

National Children's and Youth Law Centre

1. 概　要

子どもの権利擁護を子どものかわりに代弁することを目的に、1993年に設立された民間の組織で、Webサイトを利用してオーストラリアのすべての子どもに対して情報の提供や、よろず相談を受付ける(ただし、刑法犯は対象外)。スタッフは、弁護士ルイーズグッドチャイルド氏のほか、オーストラリア全国の弁護士の卵や、学生達のサイバーボランティアの協力によって構成、運営されている。

財源は乏しく、活動費に関しては政府からの少しの補助金と賛同者の寄付金に頼っている。

▲弁護士ルイーズ・グッドチャイルド氏

2. 活動内容

2.1　Webサイトを利用した情報提供

(1)オーストラリアの州法ごとの規則について情報提供

特に子ども達が知りたがっていることの「規則の情報」を提供している。

・何歳になったら学校を辞めていいの?

・何歳になったらアルコールが飲めるの?など

(2)個人的な法律相談

・相談の受付、及びそれに対するアドバイスは全て電子メールで行う。

・但し、直接オフィスに来た子どもには面接もする。

・サイバーボランティアチームにより、オーストラリア全土の相談を可能にしている。

・2002年はホームページを見た数(ヒット数)が300万件、実際に内容を確認した数(ログイン数)が15万件、その内、回答した件数が1200件の実績があった。

このサービスの課題は、コンピューター(パソコン)でアクセスできない子どもの相談に対応できないことである。

2.2 Webサイト以外の情報提供

ディスカッションペーパーを雑誌に掲載したり、タイムリーな情報のパンフレット作成なども行う。

例えば、携帯電話に関して契約書を読まないで契約してしまうなどのトラブルを防ぐためのパンフレットを作成した。

携帯電話のトラブル防止のパンフレット ▶

3. 現状の課題

(1) 説明者によると、子どもの権利、特に**「先住民への教育」**や**「子どもの権利条約の実践」**についてはオーストラリアはまだまだ課題が残る。

(2) 親権(家族法)に関する問題

・子どもからは「親に4日に1回会わなければいけないけど、どうしたら良い？」といった相談がある。

(3) 学校に関する問題

・いじめ、停学、退学が深刻である。NSW州では毎年公立学校からの停学、退学者が4万人ほど出る。教育省は、子どもを停学や退学にする権限をもっていて、これを躊躇せずに行使した結果である。オーストラリアでは、子どもを律する手段として停学、退学という処分をよく使う。体罰の変わりに停学、退学がよいという人もいる。

・特に、注意欠陥多動性障害の子ども、学校になじめない子ども、先住民の子どもたちが停学になる割合が多い。小学生でもおきる。

・退学の場合は、同じ校区の公立学校に転校することになるが、結果的に孤立してしまい、再び問題を起こすことが多い。

・子どもが起こす問題の根本をきちんと調査した上で退学処分にするかどうかを考えるべきなのだが、なかなかそうした対応にならないことが大きな問題である。

・停学になった子どもの代弁(停学でない対策を考えてほしい)。

・教師は教えることだけでなく子どもに関わるさまざまなことに対応することを求められているが、制度上もその他のサポートも揃っておらず、教師が一体となって子どもをケアする条件が整っていないのが現状である。

◆ ルイーズ氏からの質問「日本の学校での状況は？」

学校で不適応行動がある場合、まずは学校で個別的に対応

→　難しい場合は保護者の了解を得てさらに特別な対応

→　さらに難しい場合は福祉や医療の対応

と団員が説明すると、納得していた様子であった。

(4)子どもに関する問題

・亡命者や難民がオーストラリアに来たとき、親子とも収容されるが、少なくとも子どもだけは収容施設に入れないように問題視している。

・国連からとくに、先住民の子どもの教育・保健について強く指摘されているが、国内の法律にはそれほど影響を与えないという見方がある。

(5)キャッチクライ(catch cry)

早期介入が重要、罪を犯してからでは遅い。そうなる前の兆候の段階で対処すべきである。

所　感

日本では、虐待防止法ができる前後から熱心な弁護士が活動してくれている。

今後、Webサイトを利用するなど子どもが直接アクセスしやすい方法を取っているところは取り入れていきたい事柄である。

また、現実的な問題として「携帯電話でのトラブル」は大きな問題となっているのは日本も同様であり、頂いたパンフレットはとても参考になりそうである。

一方、学校の問題については、日本の方が子どものことを考えて取り組んでいるのではないかと感じた。

「いつから子どもが怖くなったのだろう」というコマーシャルがあるように、子どもに関心を持たない人が増えてきている。昔の日本のように、近所の人がよその家の子どもにも声をかけるような「早期介入」を取り戻せるように、何らかの形で取り組んでいきたい。子どもたちは大人に聞いてほしいと思っているのではないだろうか。

(中尾)

Ⅶ. ベリーストリートビクトリア（ビクトリア州最大の民間児童・家庭福祉機関）

Berry Street Victoria

▲地域ディレクター マクドゥーガルさんとコーディネーターのスーさん

▲チルドレンズコンタクトサービスセンターの面会室

1. 概　要

1.1　126年の歴史

126年前孤児院として活動が始まった。その後、乳児院を経て現在はビクトリア州最大の民間児童家庭福祉機関である。

この機関は地域の民間人に支えられているという大きな特徴があり、例えば過去50年間に渡って、資金調達や設備の補修、整備等にかかわるボランティア活動を通して支援しつづけているグループもある。

1.2　地域の人たちが運営

2ドルの会費を払って組織の会員となり、その人たちが、組織を運営する役員を選出する。（弁護士や社会福祉の専門家など個人会員だけで400人程度。ほかに団体会員が3,000～4,000人）。他の団体と違って、ここは宗教団体との結びつきはなく、あくまでも地域の人が組織運営しており、会員はそれぞれの地域で、この組織の活動を理解してもらえるように地域に働きかけている。

なお、資金面では活動費の90％は政府から、その他は会費やボランティアの支援でまかなっている。

1.3　この20年の変革と変化

① 大規模施設を小さいユニットに分割した
　⇒　**地域化・小規模化**

② ケアの対象となる子どもが家族と離されずにサービスを受けられる仕組みを作りあげた。
　⇒　**在宅支援**

③ 虐待防止、予防のための活動を積極的に展開してきた（DVへのサポート、DVを抱える家族へのサポート、カウンセリング）

④ これらの取り組みの成果として、子ども人口に対してケアを受ける子どもの比率は減少に向かっている。しかし、一方で最近のケースは以前に比べ問題が多様化、複雑化し、対応の難しい子どもが増加している。

2.　ベリーストリートビクトリアの新しい取り組み

2.1　TAKE TWO（新しい治療的サービス）プログラム

まさにこれからスタートする実験的ともいえるサービスである。「虐待やネグレクト、薬物などにより精神的に大きな問題を持ちながらメンタル的にケアされていない」、0～17歳の子どもとその家族及びそのケースにかかわるワーカーを対象として、州政府（ヒューマンサービス省）・病院・大学・当組織の4者が連携して医学的な見地から対応するプログラム。

従来のサービスでは深刻な問題を抱えた子どもたちの現状との間に大きなギャップがあったため、充分な成果が上がっていないという反省から考えられたもので、TAKE TWOと命名された新しい治療的サービスである。

過去のモデルがないため、当面は以下のような「ACTION RESERCH MODEL」のもと試行錯誤を繰り返しながら、よりよいものを構築してゆく計画である。

なお、「TAKE TWO」とは映画やドラマの撮り直し（テークツー）を意味する言葉で、「新しい取り組みとしてスタートさせる＝やり直し」、「人生はやり直しが出来る」ことなどを意図して命名された。

(1) アウトリーチ（OUT REACH）

これまでは危険度の高い問題を抱えた子どもがサービスの提供機関に来るのを待つだけだった。しかし実際には本当のハイリスクを抱えている子どもは自ら足を運んだりしない。このプログラムでは学校や里親のところに出向き、サービスを提供するようにした。

(2) 理論的裏付けと調査・検証

虐待が増えたにもかかわらず、被虐待児に対してどういった治療が効果的かという研究が十分でなかったことから、このプログラムではアタッチメント理論、トラウマ理論を理論的基礎としサービスを構築している。また、オースチン病院（子ども精神科）、ラ・トローブ大学とも連携し調査研究やサービスの提供を行い、サービスモデルを検証し、次に生かすよう取り組む。その結果、サービスが必要と思われるあいだは継続して実施する。しかしサービス対象は予算の関係もありビクトリア州全体で710人という枠が決められている。

2.2　アドレセントスペシャリストケアプログラム

このプログラムはスタートして2年になるが、現在順調に推進されており子どもの自立や家庭復帰に役立っている。

(1)危険度が極めて高いとされる子ども

対象はヒューマンリソーシズサービス省の介入を受け、里親宅やグループホームで生活している12～17歳の子どものうち、危険度が極めて高いとされる子どもたちで、彼らは複数の危険な行動(薬物中毒、売春、怒りの抑制ができない)を持ち合わせている。常に4～5人にサービスを提供している。

(2)自立支援

12カ月で、社会的自立を達成する、あるいは家庭に復帰するということを目標にしており、①ケースマネージメント、②治療的かかわりが主な活動となる。

子どもたちは自立へのスキルを学んだり、問題行動の原因の洗い出しを行う。同時に子どもたちには家族の重要性を説いて理解してもらうよう働きかける。

(3)プログラム展開方法

⇒ 職員：子ども=2：1

2人のケアギバーと1人の子どもが地域の中の一軒の家で生活をする。プログラム全体でケースマネージャー2人、虐待を専門とするワーカー3人、ケアギバー12人が配置されている。ニーズに合ったサービスを提供するために対象となった子どもに合ったケアギバーを選定する。またケアギバーは虐待を専門とするワーカーやケースマネージャーと緊密に連携し必要に応じて医師,心理療法士などの社会資源を活用する。大変困難なケースを扱ってはいるがケアギバーはボランティア。子どもとの生活に関わる諸経費として週600AU$を支払っているだけで給与は支払われていない。ボランティアの募集には必ずしも裕福な人ではなく児童福祉に関心のある人(かつてグループホームに勤めていた人など)が応募してきている。

3.　チルドレンズコンタクトサービスプログラム

(1)一方の親から一方の親へ子どもを引き渡す

離婚、別居などで一方の親と暮らしている子どもが他方の親と会うときチルドレンズコンタクトセンターを利用する。チルドレンズコンタクトセンターを利用することで親同士は互いに顔を合わせなくてもよい。つまり、子どもは、親同士が言い争いをするのを、目撃しなくて済む。5年前から政府がこの活動に対して資金を出すようになった。これは家庭崩壊が大きな社会問題となったことが背景となっている。

(2) 入り口が2つ(チャイルドコンタクトセンター)

一つのドアからは、子どもとその子と一緒に暮らしている親が入ってくる。その親は子どもをワーカーに預けると同じドアから出て行く。そして控え室で待っていたもう一方の親が先ほどとは違うドアから入ってきて子どもに会う。一つの部屋に出入り口が二つあるということだ。そして面会だけでなく、外出することもあるし、ワーカーから子どもとのかかわりについてアドバイスを受けることもできる。薬物中毒・アルコール中毒・長期間会っていない・養育能力がないなど、親に問題がある時には裁判所の決定によりワーカーを同席させることが義務付けられる。

(3) 利用状況

週末毎に20件程度の利用がある。利用するのは0～5歳の子どもを持つ親が多い。

費用は子どもの受け渡しが3 AU$、ワーカーからアドバイスを受ける場合は5 AU$かかる。

所　感

虐待問題、施設の地域化・小規模化、在宅支援、ケアの継続性、職員の専門性の確保、さらには民間の活力、複数の機関が連携しそれをコーディネートする力…今日のわが国の児童養護が抱える問題を表すキーワードがこの組織でも同じように語られていた。そして子どもたちが置かれている状況は虐待問題に代表されるように日本と同じ状況にあるようだった。ニーズへの即応性や、地域を巻き込んだ形でのサービス提供など民間ならではの柔軟性と活力を見せ付けられた思いだ。

(麻生)

Ⅷ. マキロップファミリーサービス北支部

Mackillop Family Services (Northern Services)

1. 概　要

(1)7つの組織を統合

それぞれ100年以上長い活動歴のあったポールビンセントホーム、セントジョセフホームなどのカソリック系7つの組織が1997年に統合され、今日のマッキロップが誕生し、ビクトリア州で最も大きい組織の一つとなった。常勤スタッフは360人、その他多くのボランティアがおり、大きくは3つの地区に分かれて「子ども」を中心とした活動を行っている。

年間運営費は約2，300万AU$(20億円)。

(2)活動理念

"肯定、協力、献身、思いやり、長所、希望、正義、尊敬"

① クライアントと家族を中心にしたサービス
② ニーズに柔軟に適応させた革新的なプログラム
③ 教育と施設とを融合させたユニークな取り組み
④ 困難があっても必ず変えてみせる
⑤ 家族や地域を勇気付けるための方策
⑥ 文化の違いを尊重する
⑦ 調査や質の高い視点に基づいている
⑧ 社会的弱者の代弁
⑨ 共通のゴールを目指し他機関と協力

(3)主な活動

子ども家庭サービスを総合的に展開

① 里親養護、施設養護さらには自立支援のためのプログラムを提供
② 正規の学校教育からドロップアウトした子どもへの支援。行動抑制のためのプログラムの提供
③ 障害児とその家族への援助(自立支援、レスパイト)
④ 家族の再統合に向けたさまざまな情報の提供

▲マキロップ事務所前での集合写真

2. 教育と施設を融合させたユニークな取り組み

2.1 考え方

虐待などで情緒的にダメージを受けた子どもはその問題行動などのため、一般の学校から追い出されてしまうことが多い。そこで、施設と学校(スペシャルスクール)とを融合させたプログラムを作り、次のサービス機関への橋渡しとしての役割を担う。

暴力(常に怒りを持っている)や薬物(うつかから逃れるため)、性非行(家庭での性的虐待が多い)といった問題を起こす子どもへの徹底的なケアのためには、職員には、「子どもが自分の行動に責任が持てるよう忍耐強くかかわること」と、「それを実践するためのスキル」が求められる。

2.2 具体的取り組み内容

(1)施設(レジデンシャルユニット)

① 町の中に3つのレジデンシャルユニットがあり、州政府の介入を受けた、9〜15歳の子ども18人が定員。

② 期間は2年で、1ユニットに5人程度の子どもが生活し、そこに6人の職員が交替制で勤務(昼2人、夜1人)、その他4人のケースマネージャーがいる。

▲中庭兼運動場と各教室

(2)教育(スペシャルスクール)

① 校長先生1名、担当教師5名で構成されている。

② 子どもは町の中にある3つのレジデンシャルユニットから敷地内にあるスペシャルスクールへバスで登校する。

③ 集中力がない、汚い言葉を遣う、先生に悪態をつくなどの子どもたちに対しては、科目は同じだが教育方法を変え、楽しみながら、興味を持って学べるようなプログラムを用意している。

※カリキュラムの例

算　数	ショッピングセンターでの買い物を通し計算を学ぶ
環　境	海へ行き、石や海の生物のことについて直接学ぶ
国　語	自分の生い立ちをパソコンを使って文章に表す
キャンプ	他人との付き合い方を学ぶ
芸　術	手を使って物を作る(焼き物など)

(3) 心理療法士とのかかわり

① ここに入所している子どもたちは厳しい背景を持っており、暴力という形でそれが表現されることが多いため、たとえ暴力であっても全ての背景を表現させることが必要となる。そこでは4人のケースマネージャーが心理療法士と連携して、一つ一つの問題に対処している。

② 次の機関への橋渡しという観点から、知的レベルや問題行動の背景チェック、また子どもたちは自覚していないが別に内在している感情をも、ここで認識させる。

(4) 警察・医師とのかかわり

① 児童の傷害事件などの理由で、週に1、2度は警察とのかかわりがある。

② 入所児童の3割が精神科医とのかかわりをもっている。

所　感

担当者の説明によると、子どもたちをサポートするということはとても複雑な仕組み（里親、学校の先生,地域の人たち、心理カウンセラーそして対象となっている子どもの家族など）で構成されており、たくさんの人たちが関わっている。従って、これらをコーディネートする人「ケースマネージャー」が重要な役割を担っているという話があった。

児童福祉への深い見識と情熱を持った人が一つのケースに継続的にかかわるということ、そして一人ひとりに合ったケア行うこと。そのために、さまざまな社会資源を活用して、そのネットワークを確立するということが大切だと痛感した。

（麻生）

Ⅸ. ゲートハウス児童虐待専門センター

Gatehouse Centre for the Assessment & Treatment of Child Abuse

1. 概　要

ビクトリア州の首都であるメルボルンは、オーストラリアの最南端に位置している。

ビクトリア州の人口478万人の内、メルボルンが340万人を占めている。

ゲートハウスセンターは、1987年、王立子ども病院の中に設立され、児童に対する犯罪を立証するために警察、養育、病院の3者が協力してさまざまな調査や治療のサービスを提供している。

特に性的・身体的・心理的虐待を受けた子どもあるいは疑いのある子どもに対してアセスメントしながら治療にあたっている。

▲ロイヤル子ども病院の概観

2. 活動内容

2.1 外来相談

電話相談については、24時間体制で対応できるように3～4人が対応している。

相談は地域、親、子どもを預かっているワーカー、教師、里親、警察などからである（以下の外来相談統計参照）。

相談を受けつけると、子どもの怪我の原因を明らかにするために医師の診察の予約を取ったりする。家庭で子どもが危機的な状況にある場合もあり、子どもを保護する意味で他の施設の機関と調整することもある。

治療対象は0～17歳までで、外来治療は年間1,300～1,500人程度対応している。

外来相談の統計（1996年～1999年調査）

オンコール		相談内容について	
医者	22%	身体的な虐待	30%
家族	26%	性的な虐待	23%
ヒューマンリソースサービス省	25%	性的な虐待（疑わしい）	12%
警察	18%	特に危険なネグレクト	18%
看護師	6%	その他	17%
その他	3%		

2.2　ワードワーク

入院患者で虐待の疑いがある場合は、家族と話しをしたり、相談にのったり、医師との調整を行ったりする。また、このセンターは他の病院の医者の相談にも応じるので、その場合にはスタッフと相談しサポート体制をとる。

危機的ケースについては警察を呼び、親と面接する部屋を用意しコーディネートする。職員はパートで勤務しているため、ケースに関する情報がスムーズに伝わるための調整も行う。

2.3　治療（詳細は次項に記載）

3.　治療について

子ども本人、家族、兄弟、親族、里親などすべて治療の対象となるが、加害者は一切対象にしない（実親でも同様）。

治療は子どもの個別対応が大半だが、家族を対象に治療することもある。例えば、虐待を受けた子どもを里親ケアすると同時に家族もリハビリを受けたり、親と子どもの2人を対象に行うサービスもある。

治療はあくまでもアセスメントをおこなったうえで、その背景をさぐり検証してから行う。

3.1　アセスメント

具体的に性的虐待を受けた場合や、はっきりとしたことが認められない場合もあり6～8週間かけて丁寧にアセスメントする（1週間に1時間程度）。

【トラウマのアセスメント事例】

- 4～6回のセッションで子どものペースに合わせて進める。
- 子どもに強制的に語らせてはいけないことが鉄則で、カウンセラーは遊びながら、絵を書きながらなど、あらゆることに柔軟に対応して子どもに安心感をあたえる。
- 家族の中で起きている背景や関係性の中で子どもを捉えていくことが大切である。
- 虐待がおこる前の親の対応や本人の行動を聞き込み、本人達が気づかない重要なことがらを調査していく。
- トラウマがどれほどひどいものかを徹底的に追求し、すべて洗い出して評価していく。
- 子どもが虐待を受けたことを他人に明かしたことにより、子ども自身が周りから責められることがよくある。家族から無視されたり、差別されたりすることも含めて調査する。
- 兄弟関係で起きた場合は家族が加害者であり被害者であり大きな問題になる。
- 加害者でない親は罪悪感、屈辱感を持っていることが多く、虐待を受けた子どもは自分を責めるようになってくる。
- 虐待をする親は自分も虐待を受けたことがある場合が多くそのトラウマがよみがえってくる。その際には専門治療施設を紹介する。
- 加害者から被害を受けることがない環境になったときに、親のサポートを含めて子どもの家庭復帰を促す。

3.2　治療プログラム

(1)セッション1(子どもの趣味、考え方などを知る)

信頼できる親(または里親など)と一緒にきてもらい、安心できる人と一緒にいることで気持ちを落ち着かせながら近づいていく。また、親は子どもに理由を言わないで連れてくることが多いので、「どうして病院に来るのだろう」ということを子どもが分かっているかどうかを聞き込んでいく。子どもには「何のために、何を聞きたいか」を明確にして丁寧に説明する。一緒にプレイルームで遊びながらルールを説明し、プライバシーを守ることを伝える。但し、他にも危険が及ぶ場合は、警察にも知らせることを説明する。

ワーカーとパペットで遊んだり、絵を描いたりしているうちに色々と表現してくる。固いものでなく柔らかい物の方が安心できる。

▲パペットを手に説明するスタッフ

(2)セッション2

(子どもの悲しみ、怒りなどのフィーリングを理解)

子どもが安心できるようになってきてから毎日の日課などを聞いていくが、カードを使って表現していくなどのテクニックが効果的である。

毎日の日課の中から家における人間関係が分かってくる。また、ベットや風呂、家具やそこに住んでいる人などを、小さなモデルハウスを使って配置をしてもらったり、絵を描いてもらって様子を見てみる。

(3)セッション3(子どもに教える)

子どもたちに、「秘密にして良いことと、悪いこと」を教えていく。虐待をうけた子どもは、自分が悪いと思っているので、「自分の責任ではないこと」を教えていく。子どもにとって「何をもって安全と考えればよいのか」「誰を信頼すればよいのか」を教えていく。

(4)トリートメント・ディスカッション

さらに、話し合いや情報収集が必要か検証し判断する。

小児科医【ジョン氏】のお話

(1)トレーニングを受けた医師によるアセスメント

虐待の可能性があるということとを前提にアセスメントをしている。また、他の病院からのケースに対してもアセスメントを行う。

◀▲コーパスコープ

(2)コーパスコープ

性的虐待の場合の概観診断用に使用する器具。明るい光を出して5～8倍に拡大、画像化してテレビモニターに映し出される。裁判所に証拠としてビデオテープを提出することもある。

4. 治療者のためのケア

職員自身(ケアラー)が難しい仕事をしていることを認識し、常にストレスと向き合っている差し迫った状況にあることを理解する必要がある。ストレスには、「小さな事柄が蓄積されていくストレス」と「死亡とか、あまりにも危機的なケースを扱うことによる衝撃的なストレス」とがある。

具体的な対応としては、①ワーカーに対してクリティカルスーパービジョンを定期的に行う、②専門職としてセミナートレーニングを行う、③ワーカー同士相互サポートを行うなどである。

所感

日本では医療と福祉は共通する点はたくさんあるが、医療となると費用の点で負担がかかるのが現状である。

ゲートハウスセンターでは、医師やその他のスタッフはパートであるにもかかわらず、表面的な怪我の治療というだけではなく、その原因を調査、検証し「心のケア」を行っている。その上、社会的、医療的にもネットワークを拡げ、その他の機関と連携し治療にあたっていることは日本でも見習うべきことではないかと思われた。

治療にかかわるワーカーとして、虐待を受けた子どもに対するアセスメントを行う時、電話相談からはじまり受ける側の配慮や応対は徹底している。そしてインテークも虐待を受けた期間に匹敵するくらい、期間をかけ丁寧におこなっていくことが大切であることを改めて感じさせられた。また、不安で一杯の子どもに配慮しながら、その虐待の背景を探っていくことは、治療者側に高い専門性が求められることになる。

日本の福祉における治療は、児童養護施設や情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設が中心になって行っている。早期に児童相談所が介入して入所させ治療にあたるケースもあるが、介入できずに死亡事件に至ったり、別な問題行動に発展してから、入所になるケースもある。生育歴や保護者の養育歴を探っていくと虐待行為があることもある。また、別な主訴で入所していて、面談や日常会話の中で虐待があったことが明らかになることもある。

やはり子どもの心がゆがむ前に、早期発見、早期治療が必要であると思う。

最後に治療に当たる側のケアとして、職員である自分たちが大変な仕事をしていることを理解し、チーム内で、お互いにサポートしながら治療にあたることは、子どもたちの治療と支援にあたる上で最も必要なことと感じた。

(西山)

X. アングリケア ビクトリア（英国国教会系児童福祉機関）

Anglicare Victoria for Families,Youth & Children

1. 理　念

・より良いサービスを目標にあわせて提供する。

・恵まれない境遇にいる子どもや、青年、家族がいつでも訪れることのできるような環境を整え、またそれに応えることができるサービスを提供する。

・サービスに関して責任を持ち、長期的戦略的なサービスを提供する。

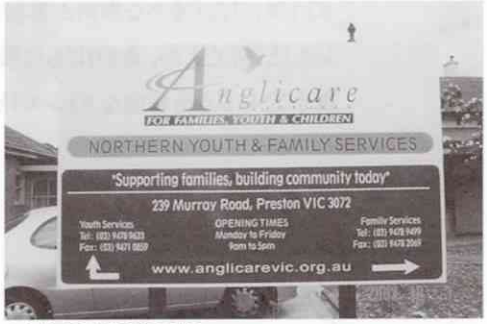

▲入り口に掲げてある看板

2. 主なサービス

サービス名	対　象	内　容
レジデンシャルケア	2～17歳の両親と離れて暮らさなくてはならない、暴力的または情緒で問題を抱える子ども	3つのユニットがあり、1ユニットの定員は4名
フォスターケア	0～12歳の一時的に両親と暮らせない子ども	養子縁組へと移行する子どもや、家族への再統合を待つ子どもに対してボランティアのケアギバーにより家庭的な環境で養護する
アドレセント コミュニティ プレースメント	12～18歳の両親と暮らせない子ども	家庭的な環境での養護であり、コミュニティの中で生活する
リードテナント	16～18歳の家族と離れて暮らさなくてはならない子ども	模範となるような独身の女性と共に生活しながら、ひとり立ちしていくための生活能力を身につける
エンハンスド アドレセント コミュニティ プレースメント	ヒューマンリソースサービス省により、集団生活が不適当とされた12～17歳の子ども	コミュニティのなかで1対1の関わりをもつことを目的とした家庭的な環境で養護する
ペアレントゾーン	特定地域で子どもや青年、家族に関わる仕事をしている人、又は0～18歳の子どもをもつ親	情報の提供やサービスの紹介、ネットワーク作り、ワークショップのトレーニングなどを行う
ファイナンシャル カウンセリング	低所得家庭	情報の提供や家計の予算の立て方などの相談に応じ、経済的な問題への支援を行う
スペシャルサポート プログラム	教育やメンタルヘルス、薬物やアルコール、子どもや青年、家族への支援など、より専門的な分野での支援を行う	

上表以外にも、親が子どもを育てる時に必要なファミリーサービスやその他さまざまなプログラムがあり、ニーズに合わせてプログラムを利用している。

3. サービスプログラムのベース理論と実施方法

3.1 ベース理論

アングリケアビクトリアではプログラムを行う上で「本来持っているその人自身の力を引き出していくということ(エンパワーメント)」を大きな目的としており、エンパワーメント理論に基づいたサービスやプログラムを展開している。

エンパワーメント理論とは、他人との関わりの中で人は自分自身の持つ力を発見していくという理論であり、エンパワーメント理論を効果的に実行するためには、更にそれを支える次のような包括的な理論が要求される。

- エンパワーメント理論(Empowerment Theory)
- 愛着(アタッチメント)理論(Attachment Theories)
- 自分で話す(ナレイティブ)理論(Narrative Theories)
- システムアンドエコロジカル理論(Systems and Ecological Theories)
- 精神分析(サイコダイナミック)理論(Psycho-dynamic Theories)
- コグニティブ/ビヘイビュラルアンドラーニング理論
  (Cognitive/Behavioural and Learning Theories)
- 危機管理(クライシス)理論(Crisis Theories)
- フェミニスト理論(Feminist Theories)

3.2 プログラムを実施するにあたって

(1) LAC(looking after children)

プログラムを実施するにあたり、多くのプログラムの中からどのプログラムを選ぶのかということについてはヒューマンサービス省から、また、場合によっては裁判所からのニーズを聞いて選択する。

アセスメントする際にはLACと呼ばれる一定の基準に基づいて行う。これはもともとイギリスで開発されたものをビクトリア州に導入したもので、オーストラリアで全国的にも導入されつつある。

LACとは、ケアの対象となる子どもに対してまず具体的な質問に基づく査定、評価(アセスメント)を行ってニーズをはかり、それをもとに具体的なケアの計画を立てていくものである。そして行ったサービスの内容を記録し、それが果たしてその子どもの年齢やニーズに合ったサービスであったか、また、効果を生んでいるかどうかを見直して、次の新たな計画を立てていくものである。

LACを採用することにより、家庭から保護されケアを受けている子どもたちが、実は適切なサービスを受けることができていないということも分かってきた。たとえば、「16歳の子どもの

25%は性教育を受けていない」ということや、「子どもの眼鏡が壊れて不自由にしているということを、ケアする大人はあまり気づいていない」というようなことである。

LACを導入することは、子どもが立派な大人として成長していくために、引き続き家庭で生活していくことの弊害と、家庭から引き離してケアの中に置くことの弊害のどちらが大きいかということについても考える機会を提供しているといえる。

また、重要なこととして、その子どもに関わる全ての人は単に記録することだけにとどまらず、親代わりとしてのその子どもに対する責任を負うということがあげられている。

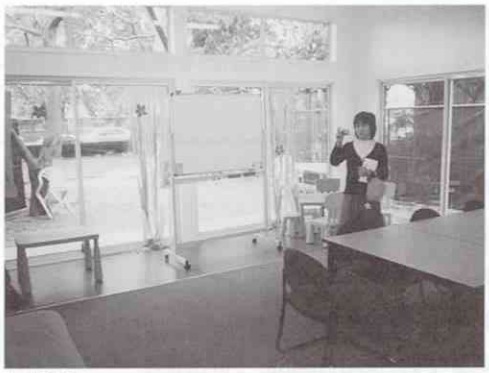

▲談話室

▲玄関でアングリケアのスタッフと記念写真

4. 里親登録について

プログラムを実施するにあたって多くの里親が必要となる。アングリケアは独自で里親登録リストを持ち、犯罪歴の調査や面接、オリエンテーション、トレーニングなどを行う(1カ月で3回に分け約12時間程度)。

登録にあたっては、アングリケアの代表者・州政府の代表者・他のエージェントから1名と、最低でも3人が面接を行い、全ての人の合意により、はじめて里親に登録される。しかし一方で、里親が十分集まらないという問題もかかえている。

また、里親宅を点々とする子どもがいるという現実もある。できる限りそうならないように、あらかじめ里親の能力を見極め、無理のない範囲の子どもをお願いするよう努力している。

所　感

プログラムの背景にはしっかりとした理論があり、理論をもとにサービスを提供するというのは、日本では確立していないが重要なことであると感じた。

そしてLACであげられているように、具体的にサービスが効果を生んでいるのかといったことについて見直し、それを更に改善し、より良いものにしていくということはケアをする際に非常に大切な事であろう。

また里親制度については、日本と比較すると大変発達しているが、里親はボランティア的な要素が強く、日本で考える里親よりも気軽に里親になりうるような印象を受けた。家庭的な環境で生活することはとても大切なことだとは思うが、一方で里親宅を点々とすることを余儀なくされてしまう子どもがいるという点については少し考えさせられた。日本では里親とうまくいかなかった場合、施設入所ということになると思うが、そうした施設自体がオーストラリアにはないということが日本との大きな違いであった。

アングリケアビクトリアのスタッフの80%は女性であり、皆さんとても元気でパワフルな方たちであったが、女性が多い理由として、福祉の仕事は女性がするものである、といった考えを持った人がオーストラリアにはまだまだたくさんいる、ということを話されていたのには、男女差別がないと思っていた団員一同驚かされた。　（東田）

絶句

団員がお土産のお手玉5個のうち、3個をあやつって見せてからプレゼントしたところあちらの方は5個を見事に操って見せてくれた。全員、絶句した。

第2章

ニュージーランドの児童福祉概況

The General Situation of Child Welfare in New Zealand

Ⅰ. ニュージーランドの歴史と国情

(1) 先住民族と植民活動

ニュージーランドの先住民であるマオリの伝説によると、950年頃にクペなる者がこの島を発見した。それ以降、ニュージーランドはポリネシア系の狩猟民族や漁労民族の世界であった。マオリは自分たちが住んでいたこの島を「アオテアロア(長く白い雲のたなびく地)」と呼んだ。

1800年以降、捕鯨船などが寄航し、イギリス人を中心とした西欧人(パケハ)と、マオリとの交流が盛んになり、マオリの純粋な文化と平穏な生活に強いインパクトを与えた。キャプテン・クックによると、元来マオリは、良き知性、文化、健康をもっていたという。ポリネシア文化を継承し、独特の文化・社会秩序を保ってきたマオリの社会は、パケハの持ち込んだ病気や銃火器により、急速にその独自性を失っていった。逆にパケハの移民の数は急増し、マオリとパケハの土地と権益を巡っての争いは激しくなった。

(2) ワイタンギ条約

この状況を収拾すべく、イギリス女王の代理であるホブソン副総督と、マオリの酋長540人によって、1840年「ワイタンギ条約」が結ばれた。先住民と植民地者間の権利について、このような条約が結ばれることは、他の旧イギリス植民地では例がなく、注目すべき出来事であった。しかし、条約内容の曖昧性や、条約の英語版・マオリ語版には双方解釈の違いがあり、結果的にはパケハの土地収奪は進んだ。有名無実となったワイタンギ条約であったが、マオリの権利主張の拡大とともに、近年その存在が再び脚光を浴びている。

(3) マオリ戦争と開拓事業

土地の売買をめぐってマオリとパケハの緊張は高まり、ついにマオリとイギリス軍の間で戦争が勃発した。マオリの激しい抵抗があったが、結果的には1862年の「原住民土地法」により、土地の収奪とマオリの同化政策は急速に進んでいった。

またマオリ同化政策の一環として、英国国教会を中心としたキリスト教の伝道・布教活動が熱心に行われた。植民地に持ち込まれた資本

■基本データ

面積	27万986km²
人口	349万人
民族構成	
ヨーロッパ	79%
マオリ	15%
太平洋諸島	4%
その他	2%
首都	ウエリントン
公用言語	英語マオリ語

■国名の由来

1642年、オランダ人の航海者アベル・タスマンが、西欧人として初めてニュージーランドを発見した。彼は故国ゼーラント地方にちなんで、「新しい海の土地」を意味するNieuw Zeelandと命名したことが、呼称の由来である。

主義社会特有の矛盾や、マオリとパケハの人種的対立の解決に、自由主義や人道主義の色彩を帯びたキリスト教に求めたことに、ニュージーランドの特質がある。このようなユートピア・理想主義が、後年ニュージーランド建国の根幹になっていった。

(4)建国の理念とその特徴

開拓という過酷な環境の中で建国を達成し、ニュージーランドは近代社会の形成に乗り出した。厳しい国づくりの過程において、多くの人々が不慮の事故・家庭崩壊・生活困難におちいることが多かった。そのような厳しい環境の中で、競争・対立・理念よりも、協力・協同・堅実などの現実・実用主義を用いる国民性へと、変化していったのである。ニュージーランドが世界を先導する斬新な福祉施策や政治改革は、このような現実的な国民の要請と、建国時の開拓者のチャレンジ精神を、実現化したことによる。

(5)先進国への歩み

ニュージーランドは酪農・牧畜製品を主要な輸出品目とし、対イギリス貿易を重視していた。しかし、第二次世界大戦後アメリカの影響力が高まり、またイギリスのEC加盟により、次第に従来の貿易構造に変化が余儀なくされた。近年、野菜・果物・アルミなど、日本への輸出が増加するなど、アジア各国との関係も深めている。

また、1960年代より次第に移民を受け入れ、複合民族国家として新しい文化の多様化を模索している。

Ⅱ.ニュージーランドの児童福祉の実態

1. 児童福祉の展開

(1)児童福祉の出発点

建国当初、移民の多くが厳しい開拓事業に取り組んでいた。新しい移民の国として、教育・医療・救貧など、慈善的な寄付ができる富裕層や、社会奉仕団体がまだ充分に育っていなかった。

そこで国家が、医療・教育・福祉の提供にある程度責任を持つ必要が生じ、現在の国家主導型の、福祉サービスの提供に繋がったと考え思われる。また、人口増加や人材育成の要因として、建国当初より児童を必要とし、かつ大切に養育する意識が高かった。

■訪問都市概況

【ウエリントン】

ニュージーランドの首都。都心の人口は15万人だが、周辺の各地区を含むウエリントン地方の人口は約35万人である。オークランドからウエリントンに首都が移されたのは1865年。以来、政治・経済の中心として発展してきた、近代都市である。

美しい良港と、丘陵に囲まれた起伏の多い町である。ニコルソン湾を囲む山腹には、色とりどりの家々が点々と張り付いている。クック海峡からの強風が吹きつけることから、「風の街」と呼ばれる。

▲坂の多い町のため、観光にはトラムを利用

■社会保障の発展と経済的繁栄

19世紀後半以降、ニュージーランドは経済的繁栄を遂げると共に、社会保障制度も飛躍的な発展を遂げた。相互扶助・平等意識の強い国民性が基礎にあるが、やはり財政的基盤の存在があった。

最盛期の1938年には、国民一人あたりの所得は世界1位であった。

(2) 児童福祉の歴史的先行性

ニュージーランドにおける児童福祉の取り組みの特徴として、その歴史的先行性がある。児童福祉は、まず教護的対応で始まった。1867年には「要保護児童および非行児童法」、1882年の「矯正訓練学校法」など、いずれも非行児童への教護的な対応である。むろん養護的な対応も重視されたが、基本的には教護問題を中心にした広がりで児童福祉を捉えることが、ニュージーランドの特質といえる。

(3) 児童福祉の現在

児童福祉は順調に発展していったが、1973年以降のオイルショックによる経済・財政の悪化により、その歩みは見直されることになった。また、児童虐待の増加が社会問題となり、現在新しい対応の模索が始まっている。

2. 児童福祉の法的背景

(1) 児童福祉法の発展

1974年の「児童・少年法」が制定された後、時代の変化に合わせた対応をすべく1989年に「児童・青少年及び家族法」(Children,Young Persons and their Families Act1989)が新たに改正された。教護・養護を基軸としながらも児童福祉を総合的にとらえ、責任の所在を明確にし、福祉サービスの多様化と効率化を目的としている。

(2) 児童・青少年及び家族法

同法の特徴として、教護・養護の問題に限らず、両親の権利と責任が重視されたことがある。これは児童の問題解決に関して、以前のソーシャルワーカー主導の解決から、両親が可能な限り責任や義務を果たすことを意味する。児童は安易に里親措置や施設保護とせず、在宅のままで家族に教育・訓練をし、ソーシャルワーカーは最小限の介入にとどめている。児童のみの支援から、家族・地域支援型の児童福祉への転換である。

また同法は、教護の面では児童の更生に理想主義的な方法を追求しながらも、少年刑務所や隔離型治療施設などの、厳しく処遇する制度の併用を明確に打ち出している。

■ニュージーランドの歴史的先行性

1893年　女性参政権
1894年　最低賃金制度
1925年　児童福祉法
1926年　児童手当制度
1938年　社会保障法

■一つの国家に二つの文化

ニュージーランドの児童福祉は、常に新しい問題を発見し、その解決に前向きに取り組み、試行錯誤を重ねてきた。現在の児童福祉の中で、特に注目されているのは、先住民のマオリとの関係性の改善である。先住民との和解および文化の共生という、もっとも困難な現代的な問題に、世界に先駆けて果敢に立ち向かう所に、ニュージーランドの特筆すべき点がある。

▲南半球のニュージーランドは、季節も逆。現地の10月は日本の4月にあたり、桜が満開であった。

理念 児童・青少年及び家族法　1989

- Responsibility　：犯した罪に対する自己責任を子どもに取らせる
- Diversion　：犯罪を犯した場合でも施設措置は最終手段とする
- Proportionality　：犯した罪に応じた罰を与える
- Frugality　：子どもと家族をなるべく引き離さない
- Equality　：犯罪が与えた影響の大きさに合わせて罰を与える
- Determinacy　：罰を与える期間をはっきり決めて行なう
- Specificity　：何をしなければいけないのか、何を期待されているのかが子どもにはっきり分かるようにする

3. 多民族国家と児童福祉の枠組みの変革

(1)マオリ政策

マオリの社会的環境は劣悪であり、教育水準も低い。若者の犯罪発生率、家庭崩壊の確率も飛びぬけて高い。その要因は、植民地化の果てに、マオリの経済・宗教・習慣や、民族の尊厳までも奪ってしまった歴史にある。

キリスト教文化とは違う精神世界を持ち、潜在的な社会矛盾の象徴であったマオリの問題は、長らくニュージーランドのタブーであった。今、ニュージーランドでは、この先送りできない社会的矛盾を正面から受け止め、改めて歴史を見直す作業が始まっている。

(2)児童福祉の枠組みの変革へ

最新の「児童・青少年及び家族法」では、マオリ独自の家族観が大幅に取り入れられ、ソーシャルワークの技術的根拠となっている。マオリ社会の基礎である親族集団という多元的な文化の概念を取り入れ、一元的な西洋型法制度に対する見直しがあった。先住民の同化政策から、多様な文化との共生へと、大幅な国家政策の転換が行われ、それが児童福祉の枠組みの変革へと、ダイレクトに連動している点が特徴的である。

この大きな児童福祉政策の変換は何を意味するのか。その一つに、際限ない福祉サービスを必要とする、西欧型近代社会の構造的な悪循環への、解決方法の模索がある。その社会的閉塞感への代替案として、マオリのヒューマニズムが再発見され、活用されているとも言えるだろう。

【参考資料】 ◆ニュージーランド社会誌　小松隆二(論創社 1996)　◆オーストラリアとニュージーランド／多文化国家の素顔とその背景　久村研(三修社 2001)　◆先進諸国の社会保障　小松隆二／塩野祐一〔編〕(東京大学出版会 1999)　◆ニュージーランド先住民マオリの人権と文化　ジェラルド・P・マクリン(明石書店 2000)　◆アオテアロア／ニュージーランドの福祉　八巻正治(学苑社 2001)

■先住民の人権と差別問題
マオリとパケハ(白人)間では現在通婚が進み、ニュージーランドでは比較的人種的差別は少ないとされている。
どちらかといえば、人種的偏見よりも、パケハとの、社会的経済的な格差が、経済的差別問題となっている。

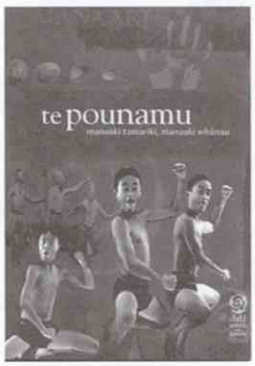

◀CYFS発行の、マオリ政策に関する小冊子。マオリとの関係修復と変革の方向性について、高らかに宣言している。

■マオリの自然観
すべての自然は生き物であり、人も魚も森も川も水も土地も草も、固有の生命力をもつ。神と自然と人間は、ともに全体の一部である。キリスト教のように自然を対象化せずに、人間が自然を支配することを否定している。

Ⅰ. ニュージーランド児童・青少年・家庭サービス局

Department of child, youth and family service of Government of NZ

1. 概　要

ニュージーランドの児童福祉は、里親やグループホームといった地域支援型が中心であり、日本のような施設入所型は非常に少ない。従って、コミュニティにおける児童の保護とケアに重点が置かれている。政府の組織である社会福祉省が中心にあるが、中でもその下部組織である児童・青少年・家庭サービス局（CYFS）が特に中心的な役割を担っている。1999年10月1日より活動しており、1989年に制定された「児童・青少年及び家族法」をもとに組織された機関である。保護とケアの対象を児童のみならず家族やコミュニティにまで広げ、児童の法的な保護や里親・養子に関するサービスの提供、里親への資金援助といった活動をし

▲CYFSの受付。カラフルで清潔な印象で、親しみやすい雰囲気である。

2. 組織とサービス

CYFSの中央本部は、本部長とチーフ、それに法務や財務等政策に関わる6つのグループで構成される。その他にサービスを行うサービスデリバリーユニット（SDU）を全国30カ所に展開し、活動している。

サービスデリバリーユニット（SDU）

- マネージャー（ケースの総責任者）
- プラクティスマネージャー（保護者及び児童の教育責任者）
- ソーシャルワーカー
- 若者の法務に関するコーディネーター
- チーフソーシャルワーカー（具体的なケース担当者）
- スーパーバイザー

3. 保　護

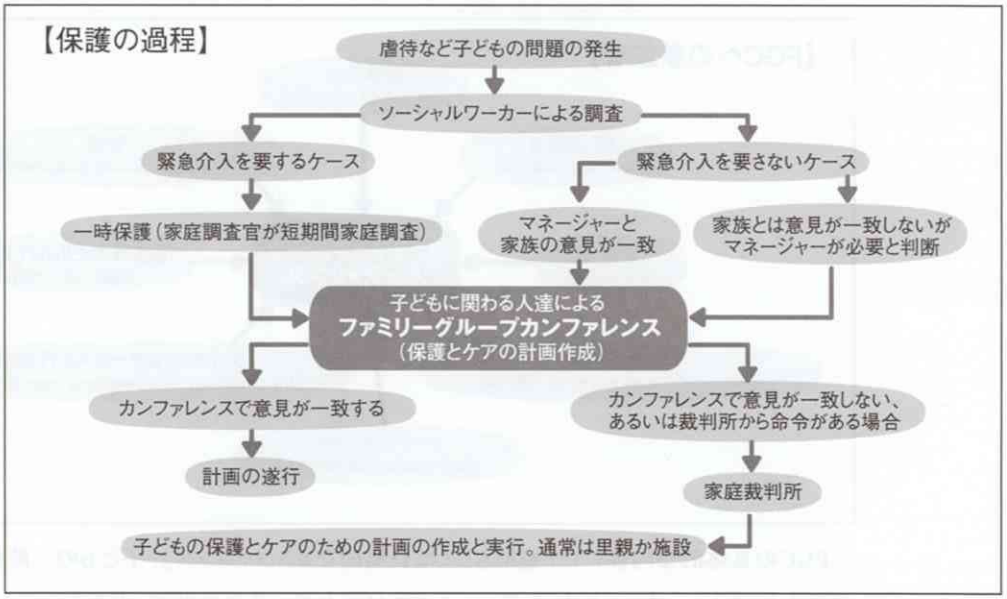

虐待の通報は毎年3万件を超え、身体的虐待とネグレクトの割合が高い。虐待は、CYFS内のチャイルドユースサービス（CYS）に通報されるが、通報は法的には義務づけられていない。通報者は法的に保護される。

4. ケア

4.1　概要

子どもの保護とケアにおいては以下の点が重視されている。

① 児童・青年はどのような傷害及び虐待も受けてはならず、その権利は保障されなければならない。また、ケアは社会全体で行なわれる。

② 子どもは家族との生活の中でケアを受ける。

③ こどもはより家庭に近い環境の中でケアを受ける。

4.2　ファミリーグループカンファレンス（FGC）

FGCは保護とケアの過程で核となり、こどもの養育に関する決定や見直しを行うことが出来、以下の権限が与えられている。

① 決定事項を子どもや親が守るように、裁判所に申請することができる。

② 親がFGCを拒否しても、裁判所を通して強制的に行うことができる。

③ 親の同意がなくても裁判所の判断で子どもの緊急一時保護ができる。

④ 家族から裁判所にFGCを要求することができる。

コーディネーターを中心に必要な人は誰でも参加が可能となっているが、児童が幼少の場合は参加させないこともある。

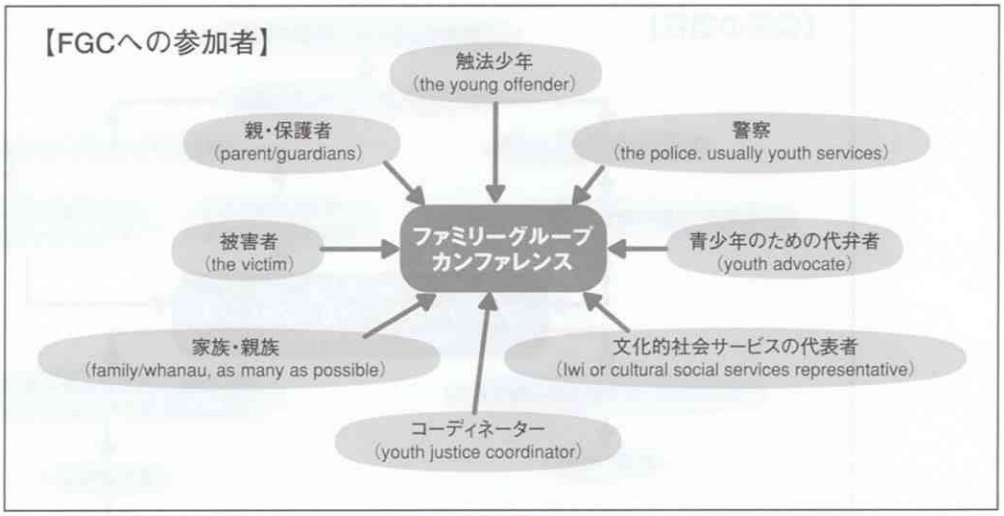

FGCの具体的な内容には「短期もしくは長期的なカンファレンス」「子どもの一時保護」「親自身の更生(セミナー、カウンセリング等)」「子育てに疲れている親の保養」がある。

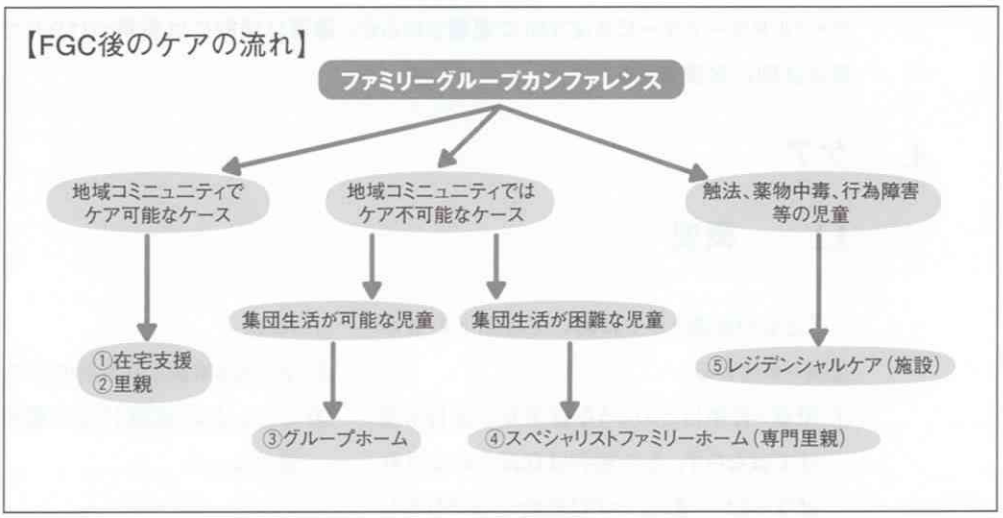

カンファレンスの後、子どもはケアの内容に応じて、在宅支援、里親、5人定員のグループホーム、スペシャリストファミリーホームのいずれかに入る。レジデンシャルケア等の施設に措置されるのは、触法行為、薬物中毒といった子どもである。

里親もスペシャリストファミリーホームも、それぞれCYFSにてトレーニングや特別なカリキュラムを受けている。養育期間は16～18ヶ月だが、必要に応じて期間の増減がある。それらの勧誘、募集は国が中心となって行うが、一般からの応募はなかなか普及しないのが実状で、多くは福祉の現場に携わっていた人や教育機関にいた人たちである。

5. ユースジャスティスセンター（YJC）（児童・青少年・家庭サービス局の下部組織）

触法や犯罪を犯した子どもを、地域の力を借りながら地域の中で更生させることを目的としている。特に犯罪防止を目的にした包括的なサービスを目指しており、被害者の参加や精神面を強化するプログラムに特徴的なものがある。近年、少年犯罪の増加が大きな社会問題になっており、YJCの役割はますます大きくなっている。前述したFGCの中心的役割を果たすコーディネーターはここから派遣される。

なお、青少年犯罪の内、それらの扱い状況はケースの80%が警察、10%がFGCによる更生、もう10%は裁判所の関与ケースとなっている。

6. レジデンシャルケア（施設におけるケア）

コミュニティでの生活が困難であると判断された場合には、入所型施設か少年法に関わる施設に措置される。どちらも閉鎖施設であるため、児童にとってもコミュニティにとっても安全な環境である。

▲ニュージーランド児童福祉の中心機関であるCYFS。ユニークで興味深い政策が多く、興味が尽きぬ研修であった。

6.1 入所型施設

自傷他傷児、反社会的人格障害児、自己抑制力のない児童、被虐待児等が措置される更生施設である。3カ月を1セクションでプログラム構成されているが、児童の状況によっては3カ月以上の措置延長が可能となっている。

6.2 少年法に関わる施設

主に触法児童や有罪判決を受けた児童が措置される。司法の判断のもとに強制措置されることもある。最初の3カ月間は施設の中で監視のもとに置かれ、その後6カ月間コミュニティの中でスーパーバイザーの監視のもとに置かれる。児童は自分の犯した行為の振り返りやそれを乗り越えるためのプログラムを実行する。

Ⅱ. エプーニレジデンシャルセンター（法的養護を必要としている子どもの施設）

Epuni Care and Protection Residential Centre

1. 理念と目的

「新しい考え方・新しいレジデンス・新しい方向性」を開拓することは、肉体的にも、精神的にも自分にとって最も大切なものを探し求めることであり、それが最良の結果につながる、という理念のもと、

① 自傷他害の恐れのある児童のための長期的支援とその親への支援

② 関係諸機関とネットワークを作り、児童が自力で更生できるように支援する

ことを目的としている。

2. 施設見学

入所児童の主訴は、家出や売春、自傷他傷行為、医療の拒否等であり、いずれも法的養護が必要になった児童である。部屋は簡素な作りで、男子6室、女子6室、計12室ある。広さは6畳程で内鍵は付いていないが外鍵はついている。

これは児童の部屋に鍵を付けることが法で定められているためである。家具はプラスチック製で、凶器となりうる木製家具は一切置かれていない。

▲センターの敷地は広く、設備も整っていた。専門的で、更生のための徹底したケアを提供している。

2.2 特徴

(1)施設内での活動

プログラムは3カ月を1セションとして構成されており、教育的活動、治療活動など様々な活動がある。社会復帰前のプログラムとして「自他の理解」が法的に義務づけられ、例えば、文化（マオリの文化も含まれる）や被害者の気持ちの理解、といったプログラムが組まれる。

(2)特徴的な取り組み

①タイムアウトルーム

児童を落ち着かせる際に四畳半程の薄暗い部屋を使用するが、連続30分以上の使用は法律で禁止されていて、10分ごとに監視することも決められている。

② ストリップリサーチ(身体検査)

外出や脱走で施設を出た時、薬物や刃物を持ち込む可能性がある時に、施設長の権限で行われる。拒んだ場合は強要せず、話し合いをして説得を試みる。

③ 薬物依存に対して

薬物中毒の児童は完全隔離室でケアされる。基本は3日間で、必要な場合に裁判所の許可を取り最大14日まで延長することができる。

(3)生活の様子

① 子どもには医療を受ける権利があり、毎週ドクターが訪問する。

② セキュリティ管理の面から職員がテレビや給湯の管理などをしている。

③ 全ての部屋に緊急ベルがあり、職員は全員携帯用の緊急ベルを装備する。

(4)外出・退所

① 外出は、日頃の行動次第で許可される。

② 施設を退所する際、コミュニティには戻れても、以前所属していた学校には戻れないケースが多く、ケースワーカーが別の学校を探すことが多い。

所　感

ニュージーランドの児童福祉は、子ども・家族、地域も含めた地域支援型である事が最大の特徴であり、子どもを更生させることを大きな目的としている。そのため、日本のような施設入所型養護よりも、里親・グループホームといった個人や小規模集団による、コミュニティを巻き込んだケアが中心である。

ファミリーグループカンファレンスの大きな特徴は、親が変われば子どもも変わる、つまり子どもを変えるには親の変化を促すという考えで、ケアが行なわれている。日本のように親と一時的に離して施設入所させ、そこで最終的に自立もしくは家族再統合を視野に入れたケアを行なうという方法ではない。日本との大きな違いは、家族や地域をどう巻き込んでケアしていくかという点だと感じた。FGCのような取り組みは、制度として日本にも今後必要になってくるように感じられた。

また、子どもの問題に関して、早期の発見・介入が特徴的である。その結果、今子どもや家族に必要なサービスは何なのかが的確に把握され、早期に適切なサービスを提供することが出来る。それに比べ、日本は早期の関わりが不十分ではないだろうか。早期発見・早期介入の時期や方法について学ぶことが多い。

最後に、先住民マオリの文化に触れる機会を得たことで、人が生きてきたそれぞれの「文化」を理解することが、差別のない社会を築く上で非常に重要であり、児童福祉を含め福祉全般に非常に大きな影響を与えるということを感じた。これまで「文化」と児童福祉の関係について考えたことがなかったが、文化理解が差別や虐待のない社会を形成する第一歩だ、という視点を得ることができたのは貴重な体験であった。

(川上)

Ⅲ. ファミリーセンター（ジャストセラピーを提供する英国教会系の福祉サービス機関）

Family Center

ウェリントン郊外の閑静な一画に当センターは位置していた。私たち一行はその建物の中に入る前に、センターの職員よりまず歓迎の儀礼があることと、私たちからも挨拶を返して欲しい旨の説明と依頼を受けた。

急遽メンバーで話し合い、リハーサルを行った直後玄関のドアが開かれた。一人の女性職員が姿を現わし静かに歌い始める。私たちはその声に導かれるようにセンター職員の待つ部屋へと入室した。

職員は、マオリ（先住民）、南太平洋諸島からの移住者、パキハ（白人）で構成され、三様の歓迎のあいさつを受けた。私たちも、「幸せなら手をたたこう」を身振りを交えて歌いお礼の気持ちを表す。

言葉は通じないが、温かな心と心の交流を感じながら研修がスタートした。

1. 概　要

1.1 経緯

1979年に、ニュージーランドで、初めてファミリーセラピーを行う団体として設立された。ファミリーセンターでは、あくまでも家族という組織に焦点を絞り、現代的問題に対応するなかで、ジャストセラピーと呼ばれるファミリーセンター独自のセラピー手法を開発していった。この「ジャストセラピー」は後述する「リトリート」の考え方とともに、ファミリーセンターの基盤であり、中核を成すものとなっている。

▲マラエと呼ばれる、マオリの来客を迎える儀式により、暖かく歓迎された。

1.2 目的

家族、家庭の問題を、現代的・社会的問題の現象として捉え、解決方法を考える。

その際、家族、家庭の問題の背景に存在する右記の事柄を常に念頭に置き、平等を実現していくことを目的にとする。

① 文化の違い、あるいは文化そのもの
② 性別
③ 社会、経済的問題

1.3 理念

① 所属感、帰属感

自分は誰なのか、自分の家族は誰なのか、自分の文化は何であるか、所属意識、帰属意識を大切にする。

② 聖なるもの

人間の生活の中で何が神聖なものであるかを理解する。

③ 自由になること、自由にすること

問題を抱えて来所する人々は、問題から解き放たれたいと願っている。

1.4 職員構成

職員は9名で、他に多くのボランティアがファミリーセンターの考えに賛同し、活動している。

マオリのファミリーセラピーを行っているのはマオリの職員であり、南太平洋諸島からの移住者を担当しているのはサモア出身の職員であると言うように、同じ文化を受け持つ人が、そのセラピーの担当をしている。

2. 活動内容

活動内容は以下の4つに大別される。

① ファミリーセラピー(詳細後述)

② コミュニティ開発

貧困の人々に起きている問題を社会的問題として発表する。

③ 社会政策の研究

貧困の実態やマオリの住環境の問題などを調査、研究、発表することにより政府に提言をしていく。

④ 教育トレーニング

文化背景に応じたコーディネーターのもと教育の方法について教える。

▲センターの敷地は、新緑の眩しい素晴らしい環境にあった。昼食時間には散策を楽しみながら、各自物思いにふけった。

ファミリーセラピーについて

以下の4点について深く考えることが、ファミリーセラピーに欠かせない要素となっている。

(1)ワイタンギ条約

マオリの人々は、この条約の不当性を訴え続け、現在ではニュージーランドの法律に、この活動の精神が盛り込まれ、土地や漁業権の返還や、補償金が支払われるなど実を結んできたが、この条約の残した傷跡は大きい。

(2)南太平洋諸島の植民地化

第二次世界大戦後、ニュージーランドの復興にともない、労働力として、植民地となっていた南太平洋諸島の人々が、大量にニュージーランドへと連れてこられた。

ニュージーランドは彼らのおかげで富を蓄積し繁栄したが、経済のグローバル化により、多くの移民者が失業してしまった。

(3)男性と女性の関係

これまでのファミリーセラピーの理論は、男性によって書かれている物が大半であった。歴史を振り返ると、家族を支えまとめてきたのは女性であるのに、その本質的な部分へのアプローチは不十分である。

(4)貧困

経済のグローバル化により、先進国の中でも貧困層にある人々の貧困差が進んでいる。「住む家がない」「食べるものが少ない」等の問題が高じて、精神的な障害を起こすことがある。

▲マオリ独特の木彫りの彫像。渦巻き模様は、永遠の命を象徴している。

これらのことから、社会的プレッシャーやストレスを受け、それが背景となって、家族、家庭の問題が発生すると考えられる。一人の人生の文脈の中で以下の3つの問題を語ることがファミリーセンターの根幹をなす重要な事柄である。

◆ 文化的問題
少数民族の文化が、主流文化から差別されることへの問題。

◆ 社会、経済的問題
貧困、失業と言った状態から、教育が十分に受けらない。

◆ 性の問題
男性社会を中心とした考え方が、根強く残っている。

3. セラピーを行う上での考え方とセラピーの方法

3.1 リトリート

(1)リトリートとは

ファミリーセンターでは、セラピーを行なう上で「自分を振り返る時間を持つリトリート」の考え方を重要としている。

このリトリートとは、「何らかの行動を取ったときに、次々と進んでいくのではなく、いったん立ち止まり自分の行動を振り返り考えることが必要である。そして次の行動に移り再び振り返り考える。これを繰り返し行なっていく」というものである。

ファミリーセンターでは、このリトリートを1980年に取り入れ実行している。

[具体的実行内容]

・1カ月に一回、自分たちの行なっている仕事を振り返る。
・過去6カ月の仕事を分析し、批判的評価を行なう。
・評価を経て、次の6カ月の計画を立てる。

▲研修終了後、センター職員全員に見送られた。

(2)リトリートによって見えてきたもの

このリトリートによりセラピーの技術的問題が明らかになってきた。

① 家族の問題の原因は、家族の外にある

例えば、失業している人はそのために家賃が払えず、家族を守ることができず、身体的、精神的問題を抱えてしまう。セラピーで行なってきたことは、貧困や差別の状況の中でも楽しく生きていけと、意識的に勧めてきただけのことであった。この状況は、「ワイタンギ条約」、「南太平洋諸島の植民地化」、「男性と女性の関係」、「貧困」の問題を抜きにしては改善できない。

② 問題を語ろうとする人々の声をつぶしてしまっている

相談に来る家族のストーリーは、秘密保持が原則であるので、いつまでたっても社会的問題を改善するための運動にはならない。

3.2 ジャストセラピーの成立

リトリートの中から、家族の問題はセラピーを行なう専門家が引き起こしていることが明確となった。

その結果、社会の構造的な問題に目を向けていくアプローチを取ることで、問題解決の方向性を決定した。

【ジャストセラピー】

西洋で発達した科学的なセラピーの考え方とマオリを代表とする伝統文化を融合させ、家庭の問題を個人ではなく社会の問題として取り上げながら文化、性差に対応したセラピーとして開発した。

具体的には、西洋の心理治療においては個人が中心で宗教的なものの考え方を入れてはいけないとしているが、マオリや南太平洋諸島の人々は精神的存在(精霊)を大切にし、家族、親族、コミュニティといった、地域社会の人間関係から問題を捉えている。従って、問題解決にあたっては常に問題が起こった根本に立ち戻り、その解決を基本としながら同時に家族の抱えている問題に対応していく。

これを「ジャストセラピー」(社会正義に基づいたセラピー)と呼んでいる。

「ジャストセラピー」のとったアプローチは以下の通りである。

(1)リサーチ

政府の発表している、失業者数の統計には含まれていなかった子どもたちの調査を実施した。生育歴とともにメディアに発表することで、社会運動へと発展させていった。

(2)組合の設立

失業・借家住まいの人々等の組合を作ることで、自分たちの声を発表していく場が保障され活動の輪が広がった。

(3)マオリ、南太平洋諸島出身者の採用

同じ文化の中で生活している人を職員として採用している。

(4)マオリの伝統的集会(マラエ)に参加

マオリの言語、文化に触れ、新しい多くの交流が生まれた。また、ファミリーセンターでもマラエを実施するようになった。

所感

私たちは日々の仕事の中で、「どうしてわかってくれないのだろう」「どうしてこの思いが伝わらないのだろう」というやりきれなさを、さまざまな場面で感じている。けれどそれは、「私の考えに、このやり方に、あなたが合わせなさい」という思いが無意識のうちに働き、子どもたちに自分の価値観をただ押しつけていたということではないのだろうか。

ファミリーセンターの研修では、その人の育ってきた文化や歴史を大切にすること、そしてそれを理解し受け入れることから、たがいの真の関係がスタートするのだという、あたりまえのことだけれど、いつのまにか忘れてしまっていたことを、気づかせてくれた。

(上里)

テレフォンカード

2週間も日本を離れると、家族や職場に電話をすることが多くなります。そこで活躍したのが、国際電話用のテレフォンカード。ただし、これがなかなか手ごわいシロモノで、カードによってかけ方が違っているのです。

メンバーに戸惑いが広がる中、新婚間もないKさんはさすが!いち早くかけ方をマスターし、私達にご教授してくれました。さすが、愛はツヨシ!!

Ⅳ. バーナードス ナショナル オフィス

Barnardos National Office

1. 概　要

1.1　背景

1866年、ドクターバーナードスがロンドンで行き場のない子ども達のために孤児院を作ったのがはじまりである。

1960年代、ニュージーランドにも子どものケアが必要となりイギリスによって設立されたが、ニュージーランドの活動としては、1972年のオークランド開設がスタートである。

バーナードスは、その後アイルランド・オーストラリアなど活動拠点を増やし、現在では、スタッフ1,000人、ケアギバー（ケアする人）1,500人、ボランティア数千人と、世界的な組織に拡大され、2002年は6,000名の子どもを対象に活動を行った。

▲バーナードスの看板。写真やデザインに工夫を凝らし、親しみ易さを演出している。

1.2　理念

> 子どもを第一に！
> 子を思い、質の高い親を育て、質の高い親による社会で子どもを育てる

2. 活動内容

今回の資生堂海外研修のために、ニュージーランド全国にあるバーナードスオフィスから多数のスタッフがかけつけてくれた。担当する15分程度の説明のために飛行機でとんできてくれた人もいた。

説明者一人ひとりの活動に対する自信と情熱が盛り込めないのが残念であるが、次表にその活動内容をまとめた。

バーナードス ナショナル オフィスの主な活動一覧

サービス名		内容	(対象)	(時間)	費用
ファミリーデイケア		・家族教育が中心のプログラムで、ケアギバーの家でケアを受ける	0〜5歳	日中	NZ$3.60/時間 低所得者には政府援助あり
早期学習センター		・早期教育(日本でいうところの保育園)でケアはバーナードスセンターで受ける ・一般家庭全ての子どもが対象で、自閉症、問題行動、身体障害などの特別ニーズにも対応する ・親に対する教育部門もある	0〜5歳	9時間/日	NZ$130/週 1週間単位での割引、低所得者には政府援助あり
ナンバーワンナニー(養育支援者)		・ベビーシッターの役割と早期教育を兼ね備えているサービスで、家庭(住込み可)に出向くが、2歳位になったら他の子と遊ばせるためセンターへ移す	0歳〜小さい子ども	ニーズに応じる	支払いはナニーに直接ではなく、バーナードスへ
ファミリーサポート		・家庭をサポートすることで家族を変えていく ・主に問題行動のある子どもとその家族が対象で、家庭、又はセンター(親が来所)でケアを受ける		1時間/週	無料
ドメスティックバイオレンス		・夫婦間、親子間など両親の暴力から子どもを守るためのプログラムで、1回しか受けられない(家庭又はセンターで受ける) ・ケアの可否(成果)判断のインタビューがある	5〜13歳	2時間×10週	
チルドレンズスーパーバイズアクセス		・離婚して親権を持たない親がスーパーバイザー監視のもと子どもに面会するプログラム。 ・親権がない親は性的、身体的虐待をおこしている場合が多いので監視つきで行われ、「親族グループ」「親子1対1」「両親が別々に子どもに面会」の3つの方法がある			無料 但し、余裕のある家庭は有料
スペシャリストファミリーサービス		・実親と住めない子どものための里親探し		短期 長期 レスパイト	
フォケスタアー	フルケアモデル	・子どもを家に帰さないことを前提に、子どもが自立できるようにバーナードスが全てのケアを行う。後見人はケアギバー	12歳以下		
	レスパイトケア	・緊急短期里親探し、及び家族状況のアセスメントと家族サポート			無料
スペシャリストファミリーグループホーム		・性犯罪を犯した子どものケア ・「STOP」プログラムを適用、ウエリントンでは2002年10月に活動開始	12〜16歳 性犯罪を犯した男子	最高2年間	
Te Poutama Arahi Rangatahi(マオリ語)		・性犯罪を犯した子どもの心理治療 ・入所時に知的判断能力や精神的問題調査をおこなう(マオリTPAR=Therapy)	12〜17歳	2年間	
フェアセンター		・問題を抱えている家族への情報提供(全国フリーダイヤル、情報・チラシの発行、ブリーフィング方法など) 例:生活保護受給方法、子どもの育て方、バーナードススタッフ向け等			一般:無料 団体:有料

ケア体制とケアラーの資格	活動費ほか	サービス名
・1軒に1人のケアギバーで最大子ども4名まで ・ネットワーク毎にコーディネーター(責任者)2名配置 ・ケアギバーは学位は持たないが、バーナードスが教育実施	・NZの教育庁より資金援助あり、3年に1度監査 ・活動拠点はNZ全国で96	ファミリーデイケア
・先生1人に子ども7人、但し2歳以下は3人まで ・先生は学位、または資格をもっている	・政府から資金援助と監査がある ・活動拠点はNZ全国で21その内、7カ所が2歳以下を受け入れ	早期学習センター
・ウエリントンには30～40名のナニーがいて、50～60人の子どもをみている。ナニーは教育・訓練を受けている必要があり、更に身体検査や犯罪歴もチェックされる。コーディネーターは専門学校に3年通学し認定を受ける必要があり、役割は依頼家庭とナニーの適正を調整し、ナニーに教材を提供する。コーディネーターは月1回家庭を訪問する		ナンバーワンナニー(養育支援者)
・1カ所に2名のファミリーサポートワーカーが常駐、ワーカーは1週間に1度家庭を訪問しサポートする。家族全員を対象とした目標をたて達成度の確認見直しを行う	・政府が資金提供(負担) ・活動拠点はNZ全体で20	ファミリーサポート
・ケアの方法は、「1対1」「兄弟対象」「グループ単位」などがあり、グループは8人までで、4人以上は2名以上のファシリテーターがつく	・政府の委員会の指示により活動開始 ・今までにNZ全体で97人がこのケアを受けている	ドメスティックバイオレンス
・スタッフは訓練を要し、スタッフ活動はマネージャーの支援を受けてから開始する	・資金の負担は政府25%、バーナードス75% ・2002年の申込み829家族、その内31%は親の飲酒などで面会不可	チルドレンズスーパーバイズアクセス
・里親の9割はオークランドとウエリントンで占めている		スペシャリストファミリーサービス
・スタッフはオークランドとウエリントンに各々2人で、24時間体制	・2002年に活動開始	フルケアモデル(フォケスタアー)
・子どもの引き受けてがない、親の入院、子どもの重度障害など家庭崩壊危機の際の利用が多い		レスパイトケア(フォケスタアー)
・1ホーム5人までで、2チームに分けてソーシャルワーカーがケアをする	・政府と契約している ・オークランドに2カ所、ウエリントンに1カ所	スペシャリストファミリーグループホーム
・定員12名で2年間収容される	・4年半の間にケアを受けたのは28名	Te Poutama Arahi Rangatahi(マオリ語)
・スタッフは4～8名	・9年間の活動実績がある	フェアセンター

所　感

オーストラリア、ニュージーランドともに「乳児院」という施設がないため、比較的乳児院の対象年齢と近い子どものケアを行っている「バーナードス」の数々のプログラムは大変興味深かった。

日本ではベビーシッターというと、よほど生活に余裕のある家庭が雇うものというイメージがあり、あまり一般化されてはいないが「ナンバーワンナニー」のサービスをうまく日本に取り入れることができるならば、(例えば乳児院に「ナンバーワンナニー」のセクションを作り保育士を派遣させるなど)今後の乳児院に大きな変化をもたらせてくれるのではないだろうか。また、最近乳児院でも虐待や母親の精神疾患による入所が増えてきており、保護者との関わり方も重要な課題となっているので、「ファミリーサポート」を参考に取組んでいけたらと考える。

最後にこの研修を通して感じたことは人間形成の土台となる大切な時期である赤ちゃんのお世話に携わる者として、話すこともできない赤ちゃんの代弁者だという意識をしっかりと持ち、より一層仕事に精進したいと思った。

(松井)

▲スタッフとの記念写真。民間機関ならではのチャレンジ精神で、新しい援助プログラムを次々と開発している。

Ⅴ. 子ども委員会事務所（法律に基づいて設立された政府系独立機関）

Office of the Commissioner for Children

1. 概　要

このオフィスは、子どもが虐待で亡くなる悲劇が二度と起こらないように、児童・青少年家族法（Children,Young Persons and their Families Act1989）に基づいて設立された機関である。今やニュージーランドの党派・政党に関係なく、全政党に支持されている。

財源は年間NZ＄170万で、政府から補助されており、活動資金の運用はオフィスで決定して政府に報告している。主な経費としては人件費や出版物などがあげられる。

▲オフィスは国会の近くにあるビルの一室であった。

1.1　任務

- 子どもの権利を認め、子どもの価値・ニーズを聞き、要求に応えられるよう政府や社会に働きかける（代弁する）
- 子どもの潜在能力を引き出し、権利を保証する

※子どもの権利とは、健康・幸せ・安全・公平・人間（尊厳）を保つ、虐待を受けない、などをいう

1.2　構成メンバー

オフィスの構成メンバーは12名。現在4代目となるコミッショナー（代表）は、初のマオリ出身者であり、初の女性である。構成メンバーの特徴として、元学校の先生やソーシャルワーカー、弁護士、政府の政策に関わる人など、子どものために仕事をしたいとして、さまざまな知恵が集まっている。因みに、歴代のコミッショナーも小児科の医師、家庭裁判所の弁護士、前政府大臣と多彩である。

コミッショナーの選出方法については、一般に応募したりするが、最終的には内閣が決定し総督（ガバナージェネラル）が認証する。

2. 活動内容

(1) 子どもの権利擁護と代弁

政府から独立している立場にあり自由に発言ができる。反面、ある特定の団体のためだけに活動することは許されない。子どもの権利と福祉について調査し、その責任を全うする。子どもの権利と福祉向上のための代弁(アドボケイド)を行う。

(2) 実態調査(情報収集)と広報

オフィスは各機関が法を遵守しているか、モニター調査をすることができる。また、子どもに関するいかなる情報も得ることができ、子どもが病気や怪我のときに治療がなされない、又は差別をされる等の実態調査を行う。これらの結果を政府に働きかけたり社会への広報活動を行い、子どもの福祉向上の促進を図る。

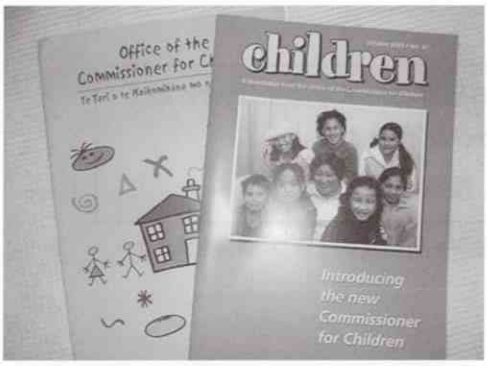

▲広報活動は重要な業務である。様々な冊子が用意されている

(3) 政府との情報交換

オフィスのコミッショナーは政府や大臣にアドバイスできるため、政府との情報交換を重要任務としている。

また、貧困と子どもに対する暴力についても力を入れ、国連の児童憲章の理解と普及を目指している。

(4) 最近の活動

① 目標のひとつである「オフィスの事業を誰もが利用しやすくする」ため以下のことを実施している。

- インターネット(ウェブサイト)の活用
- マオリの子どもの権利を擁護し、他の子と同じような権利を持てるよう政府への働きかけ

② 子どもは叩かれない権利を有している。子どもが叩かれることのないように法律の改正を目指している。(「叩かない＝NO HITTING」と決めることで虐待を減らすこともできると考えている)。

所　感

オフィスを訪問するとコミッショナーをはじめ、5,6人のスタッフが私たちを暖かく出迎えてくれた。訪問者への対応は親切で丁寧であり、今後見習いたい点である。

このオフィスは政府から独立した機関であり、政府に自由に意見を言える立場にある。また、ウェブサイトを開いて、全国から子どもの意見を収集しているせいか、オーストラリアにはインケアにいた子どもの組織が存在することを把握していた。周囲のことに目を向けるということも大切であると改めて感じた。

マオリの問題についても、説明者個人の意見であるとしていたが、イギリスの占領地下にあったときに起こった土地、言語、精神を奪われた問題が影響していると話していた。マオリ出身である女性のコミッショナーの誕生は、待望のことであっただろう。ニュージーランドでは、マオリの問題は切り離せないものであることを肌で感じることができた。

どこの国でも人種による差別、あるいは貧困などが原因で、子どもの権利が守られないことは同じなのだ。大切なことは、現状をどのようにして認識し、捉えるかということ。そして行動に移すか、ということである。

このオフィスは子どものためのオンブズマンである。そして、子どものケースを一つひとつ見るだけでなく、子どもに対する見方を根本から変えようと、広い視野を持った活動をしていた。

（川崎）

▲コミッショナーと

第29回海外研修総括

第1節 オーストラリア・ニュージーランドの児童福祉から学ぶ
～ オーストラリアの児童福祉20年の変遷を思う ～

はじめに

団長報告で述べたように、第11回資生堂海外研修団の団員として、1985年2月24日～3月7日の日程で、オーストラリア（タスマニア・メルボルン）研修に参加した。

今回、その縁もあって第29回資生堂海外研修団の団長として再びオーストラリア（シドニー、メルボルン）及びはじめてニュージーランドを訪問する機会に恵まれた。

連邦制をとっているオーストラリアでは、州が違えば比較にならないかもしれないが、前回の状況と今回の状況を思い起こしながら、若干のコメントを試みたい。

1. 前回（1985年）のオーストラリア訪問

前回は、タスマニアとメルボルンに2週間の訪問であった。広瀬清蔵（黒松内つくし園）園長を団長に、講師として三村誠（厚生省企画課）氏、網野武博（日本総合愛育研究所）氏を迎え、その下で一団員として参加させていただいた。初めての海外旅行であったこともあり、団員の皆様と過ごした2週間は、私の、あるいは現在の鳥取こども学園の、児童福祉実践にとって大きな財産となっている。

私はその後、『セントジョーンズホームズの「自己変革」に学び、確固たる養育理論に裏打ちされた日本の児童養護実践の再構築を！施設の小規模化・グループホームを！予防的福祉の構築を！治療養育機能の強化を！新たな社会的ニーズへの対応と民間社会事業の先駆性・献身性の復活を！』と叫び、実践し続けてきたつもりである。

1.1 「ノーマライゼーション」「脱施設化」の大きなうねりのなかにあったオーストラリアの社会的養護

タスマニア州地域福祉省で、州政府の保護監督の基本的な方針は、「施設の規模はより少人数で」「保護の期間はできるだけ短く」「児童の養育は居住してきた地域や家庭の近くに」で

あると言われ、またビクトリア州地域福祉省でも、「今後の児童福祉の第一の課題は『脱施設化』である」と語られた。

メルボルンのセントジョーンズホームズのエリス園長は、また次のように語られた。

『セントジョーンズホームズは、1921年に男子ばかり80人収容する施設として創設された。第二次世界大戦後の1946年に、二番目の孤児院を作る計画を立てた際、ファミリータイプのグループホームを試験的に作った。最初は男子ばかり16名でスタートした。1956年に女子も一緒に置くべきだとして、名前もセントジョーンズホームズ・フォー・ボーイズアンドガールズと変更した。1960年に夫婦制で8人程度の幼児から学童までを対象とするファミリーグループホームを本部建物のすぐそばに作った。

現在は、各々5～6人の幼児学童を対称としたファミリーグループホームが10ヶ所、5～8人の非行歴や非社会的行動をともなう10代の青少年を対称としたユース・ホステル（自立援助ホーム）5ヶ所となっている。

1.2　オーストラリアにおける家庭重視の思想と実践・予防サービス

1975年、理事会は、子どもたちが施設に簡単に送り込まれないために、また送り込まれても出来るだけ早く家庭に帰れるよう、予防的で多目的なプログラムを展開すべく、10カ年計画をスタートさせた。その結果、上記ケアホームのほか、人口300万人の大ビクトリアを3つに分けて、3つのフォスターケア（里親）の事務所、4つのケアフォース（予防サービス）チームの事務所、海岸に1つのホリデーコテージを配置し、その10カ年計画は終わろうとしている。（第11回資生堂児童福祉海外研修団報告書）とのことであった。

表ー1　家庭外ケアを利用している児童のタイプ別配置状況（1979年6月）

全体人数 100% / 配置のタイプ	ニューサウスウエールズ州 1,781 人数	ニューサウスウエールズ州 100.0% 割合	ビクトリア州 1,767 人数	ビクトリア州 100.0% 割合	オーストラリア全体 5,685 人数	オーストラリア全体 100.0% 割合
里親	185	10.4%	115	6.5%	387	6.8%
分散グループホーム 10人以下	185	10.4%	519	29.4%	1,161	20.4%
小舎 10人以下	221	12.4%	357	20.2%	1,223	21.5%
ホステル	100	5.6%	123	7.0%	352	6.3%
グループケア 11～20人	153	8.6%	113	6.4%	640	11.2%
大舎 20人以上	627	35.2%	411	23.3%	1,344	23.6%
その他	50	2.8%	95	5.4%	181	3.2%
障害児治療ホーム	260	14.6%	32	1.8%	397	7.0%

第11回資生堂児童福祉海外研修団報告書より

1.3　当時、大舎制から小舎制・グループホームへの移行段階（里親はまだ6.8%）にあったオーストラリアの児童養護から、私たちは多くを学んだ

表－1を見ても判るように、この段階では、大舎制から小舎制・グループホームへの動きは顕著だが、里親ケアは、まだ全体では6.8%にすぎない。脱施設化と予防的サービス、治療的ケアが課題としてあげられ、児童福祉の原点である家族に対する予防サービス、援助サービスの重要性が強調されていたのが印象的であった。

日本では、現在でも施設養護、とりわけ大舎制施設が主流で、昨年10月、社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書が出され、年末に、平成16年度予算財務省内示で、全施設に家庭支援専門相談員と被虐待児対応職員の増員、ユニット型ホームや小規模児童養護施設等の施設の小規模化、自立援助ホーム強化などの予算化実現の方向が示され、1985年オーストラリア訪問以来願い続けたことがやっと今、日本でそのスタート台についた思いである。

2.　今回の訪問で思うこと

表－2　家庭外ケアを利用している児童のタイプ別配置状況
（オーストラリア全体 この5年間の変遷）

人数 ＼ 配置のタイプ	1998		2002	
	人数	割合	人数	（割合）
里親	8,089	56%	9,668	51%
親族親戚ケア	4,446	31%	7,439	39%
その他のホームベースケア	126	1%	164	1%
ホームベースケア計	12,661	88%	17,271	91%
施設ケア	1,415	10%	1,057	6%
自立生活	183	1%	221	1%
その他	211	1%	331	2%
合計	14,470	100%	18,880	100%

2003AIHW（オーストラリア政府機関）資料より

2.1　進んだ「脱施設化」と地域家族サービスの展開及び治療的ケアの充実

表－2でも明らかなように、里親や親族ケアのようなホームベースケアが91%を占め、施設ケアはわずか6%で毎年1%づつ減少している。1979年度との比較では里親などの非施設ケアと施設ケア対比ではその数字は完全に入れ替わっている。

その一方で、今回の訪問では、予防的福祉・家族サービス(里親やワーカーへの支援も含む)の展開と治療的ケアの飛躍的充実が見られた。

6%の施設ケアは恐らく日本で言えば「情緒障害児短期治療施設」や「児童自立支援施設」のような治療的専門的施設ではないかと思われる。

詳しくは、各団員報告等で見ていただきたいが、特に日本の児童福祉施設の自己変革にとって、注目すべきメニューとして、以下のことを上げておきたい。

(1)ニューサウスウェールズ州における「ファミリーズファースト」プログラム

0〜8歳の乳幼児とその家族を対象に、人生のスタート時点からのケアプログラムである。2002年から2006年までの5年間で1億1,758万オーストラリアドルの予算を組んで、各種発達障害の予防、早期介入をすることによって、子どもの健康、発達、教育、そして子育ての孤立を防ぐよう、様々なネットワークを組みながらファミリーサポートするプログラムである。似たようなプログラムは、ビクトリア州でも見られた。日本でも今、必要とされているプログラムである。

(2)ビクトリア州における新しい試み「TAKE TWO(テーク ツー)」

これは2004年の1月から新しく開始されるビクトリア州全体を対象とした治療サービスである。州政府がかなりの資金を投入して、アタッチメント理論とトラウマ理論を基礎に、0〜17歳のインケアの子ども、特に虐待を受けたり、ネグレクトで危険な状態にある、薬物中毒、売春などの性的問題行動、怒りがコントロール出来ない子、刑法を犯した子など、難しい問題を抱えた子ども710人(予算の関係で州政府が決めた数字)を対象に、治療プロジェクトを組むこととしている。

特にハイリスクな子どもには、2人のケースマネージャーと3人の集中虐待サポートワーカー及び10人程度のケアーワーカーがチームを組んで、普通の民家で、1人の子どもに2人の専門的ケアギバーがつくアドレセントスペシャルプログラムがある。そこでは、クライアント一人ひとりに合ったサービスに努め、子どもの抱える複合的問題全てに対応して、現場でケアギバーをトレーニングしながら、集中虐待サポートワーカーがケアを受けている家族としっかりコンタクトしながら専門的・治療的に対応するサービスである。

このサービスは、子どもと家族を対象とするばかりでなく、ワーカーも対象とし、制度そのものも常に計画実行過程で検証されるものである。

(3)ゲートハウスセンターにおける虐待アセスメントプログラム

日本でも児童虐待が社会問題として深刻な状況にあるが、オーストラリアでも同様の状況にある。性的虐待はオーストラリアでは特に深刻なようであった。

その点、メルボルンの「王立子ども病院」の中にある「ゲートハウスセンター」という虐待専門アセスメント機関での話は、日本でも今、最も求められているメニューの一つだろうと思う。

2.2　まとめ

前回の訪問から今回の訪問までの約20年の間には、1989年11月20日の国連「子どもの権利条約」採択と各国の批准があり、権利の主体者としての子ども、子どもの意見表明権をはじめとする子どもの人権の視点が大きく前進していた。

オーストラリアでの先住民アボリジニ、ニュージーランドでのマオリの子どもたちの問題や少数民族、異民族の受け入れ、インケアの子どもたちの当事者参加・当事者の組織化の実践から学ぶものは多かったと思う。

前回の訪問と今回と共通して言えることは、やはり、オーストラリア、ニュージーランドともに、民間社会事業の先駆性や献身性が有効に作用しており、調査と実証に基づいた民間社会事業実践と州政府など公との有機的で柔軟性のある関係と政策の具体性、変化のスピードの速さには羨ましさをさえ感じた。

やはり、措置費制度にあぐらをかいてきた日本の児童福祉施設にとって、民間社会事業の先駆性、献身性の復活は焦眉の課題であろう。日本における児童福祉施設の自己変革こそが問われていると言わねばならない。

（鳥取こども学園　園長　藤野興一）

第2節　子どもの権利擁護

～オーストラリア・ニュージーランドにおける権利擁護の現状から～

赤ちゃんの発達にとって、母親の健康状態が重要であるように、子どもにとっては、そこで育つ社会のあり方が重大な影響を及ぼすのは、容易に想像がつく。すべての子どもは、適切な社会環境で育つ権利を持っている。

しかし、我々の大人社会は、果たして子どもたちに良い環境を提供しているであろうか。子どもたちの成長に必要なことは、大人が押し付ける物質的な豊かさや、快適さのみではない筈である。今こそ、子どもたちの小さな声を聞き取って、その成長の権利を擁護し、保障することが大切ではないか。海外研修で学び、肌で感じたことを、子どもの権利擁護の視点にたって、以下に考察してみた。

1.　権利擁護の視点

1.1　権利擁護の考え方

短い期間の海外研修であったが、オーストラリア・ニュージーランドの権利擁護に対する取り組みを垣間見ることができた。そこで驚いたことは、日本で漠然と理解されている「権利擁護」の考え方との、大きな違いである。

オーストラリア・ニュージーランド両国では、

子どもの権利擁護は、社会変革のための、大きな鍵である。権利を得るには、戦い勝ち取らねばならない。よって、必然的に社会の矛盾やタブーに挑戦せねばならない。

利用者・支援者が対等の立場にある権利擁護の視点を実現するには、国家が強力に事業を展開することはもちろん、その国の国情や文化に合わせた社会的な合意が、日常生活に深く浸透していなければ、実現は難しいのである。

▲オペラハウス前で集合写真。美しい海を裏庭に持つ、シドニーの最大の見所

1.2　理念を学ぶことの難しさ

「人権」や「権利擁護」という視点が、我が国に紹介されて久しい。しかし、福祉従事者の我々にとってさえ、未だに違和感があるのが正直な所ではないか。日本に「民主主義」という視点が戦後持ち込まれ、幾多の誤解がありながらも、わが国に定着し、独自に発展するには長い年月が必要だった。権利擁護の視点についても、今後同じことが考えられ、粘り強く導入する必要がある。

一面的な理念やスローガン的な権利擁護の提唱になり易い、わが国の人権理解では、どうしても誤解がつきまとう。しかし、両国においては、権利擁護の視点は具体的で、生活に密着し、身近な社会問題である。スローガンだけでなく、生きた問題として、深く日常生活に溶け込んでいるのである。両国では権利擁護の視点が、実際に社会をより良く変革するための、具体的なツールとなっているのである。

1.3　海外研修から見えてきたもの

今回の海外研修からはっきり見えてきたことは、両国とも大規模収容型施設などの施設収容主義の支援システムから、施設解体・閉鎖による、新たな支援システムの整備事業が、急ピッチで模索されていることである。

これは、子どもの権利擁護の視点に立った、利用者側の願いや意向が反映される支援づくりを意味している。措置制度に乗った職員主導の支援から、契約型・サービス選択型支援への転換である。箱型福祉から、ニーズ型福祉への行政方針の転換ともいえる。しかも、権利擁護の考え方を更に発展させ、両国の国情や文化に合わせた目標を設定し、新たな段階に変化しつつあると感じた。

2. 権利擁護の特徴

2.1 オーストラリアの権利擁護の特徴

アボリジニは豊かな精神文化を持つ、オーストラリア先住民族であったが、入植者であるヨーロッパ系の人々から、過去迫害を受けてきた。アボリジニの子どもを強制的にコミュニティから引き離し、白人の里親家庭で生活させることもあった。

しかし、1980年代以降、過去の行為を真摯に反省し、先住民アボリジニとの和解を目指し、福祉サービスの充実を模索している。例えば、以前はアボリジニの家庭は、白人のソーシャルワーカーや里親が支援していたが、文化や習慣の違いから、トラブルも多かった。現在では、アボリジニのソーシャルワーカーを積極的に育成し、より文化に配慮したケアができるように支援している。

▲訪問先で研修団は、心づくしの料理で温かくもてなされた。

また、福祉のインケアにいた若者をソーシャルワーカーとして育成し、採用している。これは、以前インケアにあった自分の体験や経験を活かすことで、親身になった福祉サービスを提供し、利用者の権利の代弁をすることが目的である。

2.2 ニュージーランドの人権擁護の特徴

子どもの権利擁護について、歴史的に多くの先駆的な実績を残している同国であるが、昨今では特に、マオリの子どもの権利擁護に力を入れている。過去の人権侵害について率直に反省し、行政が率先してこの問題に取り組んでいる。

ある限られた集団のみに、人権を認めるのではなく、その適応を様々な分野に広ろげることにより、結果的に社会変革を促すことが目標である。

福祉政策の変革により、実際の社会の価値観までも変えていく、そのスケールの大きさは驚くばかりである。

3. 権利擁護のための組織的活動

3.1 組織的活動状況

オーストラリアには、非政府系組織としてNational Children's and Youth Low Centreがある。ここは、子どもの法律と権利擁護に関する情報機関であり、子どもの代弁機関である(詳細は施設訪問を参照)。非政府系組織のため、自由に子どもの権利擁護について発言できる。

ニュージーランドでは、児童・青少年及び家族法(Children, Young Persons and their Fa-milies Act 1989)が適正に運用されているか監視するための機関、Office of the Commissioner for Childrenがある(詳細は施設訪問を参照)。政府から独立した組織のため、政府の機関に対して気兼ねなく発言できる。

組織の活動は両国とも法的に保護されていることが、特筆すべき特徴である。

3.2 わが国の状況

わが国においては、児童の権利擁護センターが、各都道府県の社会福祉協議会に設置されている。しかし、設置されてまだ日も浅く、適正に機能しているとはいいがたい。

また、オンブスマン制度や、施設利用者の苦情解決第三者委員も同様である。今後試験的な導入が検討されているが、それらを裏付ける法的な整備と、適正に運営する組織の改変が必要と思われる。

▲好奇心旺盛な団員たちの興味は、福祉状況だけでなくその国の文化にも及んだ。

3.3 広報活動

オーストラリア・ニュージーランドとも、広報活動と組織の情報開示に熱心である。各種冊子やパンフレット、またはインターネットを利用したサービス提供の研究も進んでいると感じた。

非営利団体として、政府からの補助金、民間の寄付金を受けるには、厳しい監査をクリアしなければならない。また、サービス内容の開示や新規業務の開拓など、組織のアピールを積極的に行うことが、資金の調達に結びつく。また、利用者である子どもの権利擁護に繋がっていくのである。

4. 子どもの権利擁護と日本の課題

4.1 脅かされる子どもの権利

わが国においては、危機に瀕した子育てや子どもの権利擁護について、政治やメディアともに、もっと議論を深めていく必要がある。様々な現場で、子どもは軽んじられ、粗末に扱われている状況がある。

消費社会とメディアにより、子育ての現場と家庭にも、市場原理とグローバル化が持ち込まれており、子どもを有害な情報や環境から守ることは、日に日に困難になっている現実がある。子どもにとっての利益は何か、成長に必要なことは何か。社会が子どもの権利擁護を代弁していくことが、子どもの未来の保障に繋がるのではないか。

4.2 これからの課題

権利擁護に関する歴史的経験が少なく、福祉サービスは行政側から与えられるもの、という意識がまだわが国には根強いと思われる。差別や権利侵害があった時も、それを差別と認識できず、組織としての改善意識も低いという現実もある。

成熟した人権意識を育てていくには、子どもの権利擁護を強力に推進する組織的活動が不可欠である。わが国でも注目されている、権利擁護センターなどの活動は、大いにバックアップしていく必要があるだろう。但し、その活動を法的に擁護するために、権利擁護関連法の整備など、課題は山積みである。

子どもの権利擁護とは、私たち支援者が一方的に子どもたちに授ける保護育成ではない。私たち児童福祉従事者が、子どもたちの代弁者となり、子どもたちの成長保障のプロセスに、大いに活用してもらうことである。

成功と失敗を重ねながらも、成果を少しづつ積み上げ、鋭敏な人権意識を養うに至った、オーストラリアとニュージーランドの児童福祉に学ぶ点は多い。我々児童福祉従事者の、日常での小さな実践の積み重ねが種子となり、いつか成熟した権利擁護に育つよう努力したい。

第3節 地域・家庭支援

1. オーストラリア、ニュージーランドにおける児童福祉、地域・家庭支援

1.1 主流は地域支援型

今回訪問したオーストラリア、ニュージーランドどちらも児童福祉の中心は、子どもや家庭、地域を含めた地域支援型であり、里親やグループホームといった、個人や小規模集団によるコミュニティを巻き込んだ支援が主流で、施設のような入所型支援は少数である。子どもを保護・ケアする場合には、子どものみならず家庭・地域まで視野にいれた支援を行う。つまり、子どもの問題は家庭の問題、家庭の問題は地域の問題、地域の問題は国の問題、と考えられており、地域支援も家庭支援も国をあげて取り組んでいるのである。そして、その動きは今後さらに強まりつつあると予想される。

地域支援型の政策の基本には、家庭・地域が協力して子育てを行い、児童が問題を起こした場合には、できる限りコミュニティの中でコミュニティの力を借りながら更生させていくという考え方がある。そのために必要なサービスやネットワークなどにも、最大限コミュニティの力が生かされるようなものとなっている。

施設のような入所型支援は、最終的にコミュニティでのケアが無理であると判断された場合にのみ行われる。それは、児童及びコミュニティの安全が保障されないということであり、触法行為・薬物・人格障害や精神障害のような、かなり専門的なケアが要される場合である。そのため、専門の訓練を受けたスタッフのもとで、かなり綿密なケアプランに基づいたプログラムを受けることになっている。施設入所型支援の大きな特徴として、家族は全く関わりを持たないというわけではなく、何かしらの形でケアプランに参加するようになっていることがあげられる。

1.2 文化理解

両国の児童福祉に共通している事柄に文化理解がある。オーストラリアにはアボリジニ、ニュージーランドにはマオリという先住民がおり、どちらも200年以上に渡って迫害を受けてきた歴史がある。その結果、生活水準や教育レベルの低さ・貧困といった問題から児童が問題を起こしたり犯罪に関与する率の高さが社会問題となっている。この問題解決のために、オーストラリアは州単位で、ニュージーランドは国レベルで様々な取り組みを行ってきている。その際、両国に共通していた事として文化理解があげられる。歴史から目をそらさず、異文化であるアボリジニやマオリの文化を受け入れて理解し、排除ではなく共生していこうとしたのである。そして、この文化理解が国の政策にも大きな影響を与えている。特にニュージーランドでは、マオリの伝統的思考「子育ては家庭とともに、地域で行うものであり、親も同時に養育されていくもの」が法律の理念にも取り入れられている。今までの、子どもだけに絞った政策か

ら地域支援型の政策への重要な役割を果たしている。文化を正面から受け止め、理解するということが、単に他者理解にとどまらず、よい形で政策にまで生かしているという意味で、参考にするべき事柄である。

2. 日本における児童福祉

2.1 主流は施設入所支援型

両国とは対照的に、わが国の児童福祉の中心は施設入所型支援である。つまり、児童を保護し、家庭や地域から離し、施設で養育・ケアするというものである。また、入所後の児童の養育の過程に家族が参加することは、全般的には少く、それも両国とは対照的である。しかし、ここ数年、わが国でも入所児童の家族再統合や施設の小規模化、里親政策の強化といった動きが強くなってきており、政策に少しずつ変化が生じてきている。流れとしては、より個人や小規模グループでの養育とケアになりつつあり、それにともなってコミュニティの活用や連携といったことがクローズアップされてきている。つまり、オーストラリアやニュージーランドの政策に近づきつつあるということである。

児童福祉施設は現在変革が求められている。今までは「施設の社会化」という位置づけが多く、地域のニーズに基づいた子育てや在宅福祉サービスは実施することが難しい状況であった。しかし、少子化問題への対策が国の政策課題になったことから、施設が持つ子育ての専門性が地域家庭の子育て支援に大きな役割を果たす可能性が期待されるようになって来ている。その代表的なものとして、子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）、都市家庭在宅支援事業（アドボケーター事業）、虐待防止ホットライン24時間電話相談、組織的な訪問援助指導、児童家庭支援センターによる取り組み、が徐々に行われており、今後重要になると思われる。

2.2 日本における家庭支援

日本における家庭問題は深刻である。家庭崩壊、対人関係の希薄化、不登校、引きこもり、子育てに自信のない親の増加、虐待してしまう親、地域の中から孤立する家庭…、例をあげてもきりがないほどである。また、家庭をサポートする体制も不十分である。核家族化や地域とのつながりの希薄化によって、外から家庭が見えない状況がより一層強くなっており、たとえ、問題があると思われる家庭に対しても法的な問題や地域の意識の低さなどから、諸外国に比べて踏み込むことが難しい現状も影響している。子どもにも親にとっても住みにくい、生きにくい状況が現実である。そのような状況にあるからこそ、早期発見・早期介入が必要であるが、その取り組みはまだ十分とは言えない現状である。この問題は急務の課題であり、オーストラリアやニュージーランドにおける取り組み、特に警察や司法の早期介入の部分を参考にすべきである。

2.3 日本における地域支援

最近、ネットワークという言葉が多く聞かれる。特に、地域におけるネットワーク作りについて日本でも盛んに様々な取り組みが行われるようになっている。これは、子どもに関する問題について取り組む際に、家庭に対する支援だけでは限界があり、社会資源としての地域の活用が改めて見直されているということである。

ネットワークとしてあげられるものに、市町村役場の福祉・教育・総務関係等の行政部門と、市町村の社会福祉協議会、民生委員会、保育園、児童館、幼稚園、小・中学校、高校、大学、臨床心理士、病院、医師会、保健所、児童養護施設等の現場部門がある。この他にも問題によって様々な機関が参加することになる。このネットワーク作りについては、日本においてもある程度認識され、定着しつつある。しかし、あくまでも、任意で作られているものであり、法的なバックアップはなく、必要な時に必ずできるとは限らない。ここが大きな課題といえる。

3. 今、子どもたちのために何ができるのか

ニュージーランドやオーストラリアと日本における地域・家庭支援について述べてきた。具体的な政策面では国による違いはあるが、地域の力を活用しながら子どもの問題に取り組んでいこうという面では共通している。また、より小規模な集団の中で子どもを保護・ケアしていこうという部分も共通している。では、日本と両国における違いは何だろうと考えると、「文化」に対する考え方や取り組み方の違いが頭に浮かんだ。

両国では文化や宗教の問題が地域・家庭支援において大きな問題であり、表面化されやすい問題でもある。日本では、文化や宗教といった問題は、あまり表面化していないが、目に見える形で問題提起されることが少ないだけで、問題がないわけではない。そこには、「問題に正面から向き合わず、解決を先送りする」といったわが国独特の手法も影響しているようである。

私たちもオーストラリア・ニュージーランド両国の文化理解の精神を学び、子どもや親、さらには地域ぐるみで助け合う気持ちをもっと持つことが必要である。文化の違いがあっても、お互いを尊重し理解していこうとする両国の姿勢から学ぶべきことはたくさんある。相手の文化や思想を理解しようとすることは他者理解であり、そこには相手を思いやる気持ちや異なるものを認め、受け入れる懐の深さが生まれるのである。そのような環境の中で子どもは育ち、家庭も地域も育っていく。まさにマオリの「子育ては地域の中で取り組むものであり、親もその中で養育される」という思想そのものである。

子どもを援助する援助者には何が必要で、子どものために何ができるのだろうか。ただ真摯に子どもの声に耳を傾け、彼らが生きている日常世界を知ろうとする努力だけでよいのだろうか。子どもの世界はある意味では異文化世界とも言える。その理解のためには、単に子どもについてだけではなく、自分自身についてもよく振り返り、見つめ直すことも必要である。もちろん、それだけで十分ではなく、子どもと子どもが生きてきた家庭や地域についても、子どもと同じように理解しようとする努力が必要で

ある。つまり、支援を必要とする人のために、援助者は相手を理解しようとする気持ちと気遣いの積み重ねが必要なのだと、改めて感じた。子どもにとって、親にとって、そして、家庭や地域全体にとって本当に必要な支援とは何かということをよく理解し、実践を繰り返していかなければならない。

【引用文献】 ◆「Q＆A子ども虐待問題を知るための基礎知識」 小木曽 宏

第4節 サービスと治療

～オーストラリア・ニュージーランドにおけるサービスと治療に学ぶ～

1. サービス・治療の考え方

(1)地域・文化に根ざしたサービス

第3節で述べたように、地域・文化に根ざしたサービスが当然のように展開されている。子どもやその家族は必要以上に地域を離れたり、家族と離れてサービスを受けるのではなく、これまでの生活基盤が出来るだけ尊重され、その上で必要なサービスを受けることが出来る。このことは、子どもや家族を支援していく上で、とても重要である。

(2)地域・文化に根ざしたサービス

子どもや家族が必要としているサービスや治療のメニューが、多様に用意されており、その必要性により様々なサービスを組み合わせて受けることが出来る。子どもに対するサービスと保護者に対するサービスが同一機関の別な場所で同時に受けることが可能であるため、利用者側にとっても時間的、精神的なロスが少ない。また、機関同士の連携もスムーズで、効率的である。

(3)子どもと家族が主体的に利用しながら最善の利益の追求

どんな場合にも、利用者が主体的に関わる事が保障されている。そのことが子どもの最善の利益に直結している。

2. 特徴

(1)早期介入

早期介入は最大の予防と考え、積極的に介入する姿勢がさまざまなところで見受けられた。特に「ファミリーファースト」事業に力を入れているNSW州の取り組みは印象深い。

(2)正確なアセスメントとケースマネージメント

「アングリケア」や「バーナードス」などの民間の児童福祉機関に見られるように、政府の用意したアセスメントのためのフレームワークの他に、独自に研究し、検証したアセスメントツールを開発しているなど、アセスメントに関する取り組みが浸透していた。また、それに基づきケースマネージメントを行い、必要なサービスを提供し、あるいは創り出しているということが、非常に印象的であった。

また、ゲートハウスセンターのような専門的な治療機関が設置され、他の機関の相談を受けるなど中核的な機能を果たしている。こうしたことが各方面でより専門的な対応を可能にしていると考えられる。

(3)継続した援助

地域に根ざしたサービスが多様に展開されていることは、その子どもや家族が年齢や状況に左右されず、継続的に援助を受けることを可能にしている。

(4)確実な理論と高度な専門性

確実な理論をもとに高度な専門性を発揮するために、大学等の研究教育機関との協力や人材の開発に積極的に取り組んでいる。

(5)厳密な検証

専門性の確立と維持のための厳密な検証が、サービスを実際にはじめる前から絶えず行われている。無駄な労力を減らし、最短で最大の効果を生み出すために必要な作業となっている。どの機関も、調査研究を独自に行うことが出来る力を備えている。また、そうすることで次の事業の予算獲得やその後の展開が可能となる。

(6)柔軟性と効率性

検証作業の結果、効果が薄いとわかった事業は中止され、より効果のある事業の創出に予算とエネルギーが使われる。アセスメントの実施と厳密な検証作業により、決断のための信頼できる材料が用意されている。効果的に予算が配分され、子どもや家族の最善の利益がより保障されることにつながっている。

(7)民間活力の利用

政府は予算を効果的に配置するために、民間機関が十分に活用されるようなシステムをとっている。民間機関もそうしたシステムの中で最大の効果を生み出し、自らの存在価値の向上に努力をしている。

(8)迅速な対応

必要と思われるサービス・治療に関して、政府も民間機関も短期間に決断し実行できる力を持っている。DoCSのように到達目標を具体的に示すことで、わかりやすく迅速な対応が可能になる。

3. 日本におけるサービス・治療の現状と課題

(1)施設中心のサービス・治療

日本の児童福祉は、戦後の浮浪児対策を基盤に発展してきた経緯があり、保護収容の色彩が強く残ったものとなっていた。近年ようやく「保護」から「自立支援」に考え方の基本を変えたが、依然として施設中心に展開されている状況がある。また、オーストラリア、ニュージーランドともに施設ではなく、家庭から離れるのは最小限に、それでもやむをえない場合には地域の中のフォスターケアが子どもたちをささえることが基盤となっている。ここが日本との大きな違いのひとつである。そして施設の存在は、より専門的な治療施設に限定されており、その充実も子どものニーズにあわせて展開されていた。ただし、ケアの連続性という点では、ボランタリィに頼るフォスターケアより、日本の施設ケアのほうが保たれるのではないかということも感じた。

遅ればせながら、日本においても社会的養護のあり方について検討が行われ、その体系の見直しが必要との認識は示されたようである。しかし、依然として施設種別、各施設ごとに事業が展開しているのが実状である。日本の「施設」がこれまでに果たしてきた役割が大きいことは誰もが認めるところであるし、一方でここ数年、充実の方向に動き出した里親制度が、日本では他の先進国ほど発展しないのではないかという見方もある。人的配置も含めた児童福祉施設最低基準の見直しをはじめ、まさに今、日本の今後の児童福祉サービスのあり方そのものが問われる転換期にきているといえる。

また、被虐待児童への対応や治療を必要とする子どもへの対応も、日本においては非常に課題が山済みであるといわざるを得ない。特にオーストラリア、ニュージーランドともに、地域で抱えることのできない深刻な問題を抱えた子どもたちへのサービスが新たに次々と展開されている様子は、これからの日本の児童福祉の方向性に重要な示唆を与えてくれるものであると思われる。

(2)サービスの選択肢の少なさ

施設中心の児童福祉であることから、子どものケアの選択肢が限られていることも日本の児童福祉の貧困さを示しているといえる。現状では施設機能に家庭支援や里親支援などさまざまな機能を付与させて、施設が地域の支援の中心になるような方向で進んでいるようだが、子どもの必要性に見合った選択肢が用意されるようになるためには、施設という枠組みを離れてさまざまなサービスが展開される必要がある。

(3)十分なアセスメントとケースマネージメント

両国ともに、多様なサービスを可能にさせるもうひとつの要因は、十分なアセスメントとケースマネージメントにあると強く感じた。そのためには方法論の確立と、高い専門性が不可欠である。日本では児童相談所、施設ともにそうした専門性の確保には大きな課題が残り、それを早期に修正してゆくことが急務である。

(4) 治療への対応の遅れ

ゲートハウスセンターのような虐待専門のアセスメント及び治療機関は現在の日本ではまだない。虐待と子どものメンタルヘルスの問題、ひいては大人になってからの重篤な人格への影響を考えると、ぜひ日本にそうした機関が作られることが望まれる。医療と福祉との高度な連携のひとつの形であろう。

また、現在の日本では、虐待を受けた子どもたちの受け皿となっている児童養護施設はそもそも治療的施設ではないのにそうした役割を負っている状況がある。また、治療的施設として情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設があるものの、その数や治療方法の確立については十分とはいえない。子どもの養育とメンタルヘルスの問題についての対応の遅れを取り戻すような抜本的改革が強く望まれる。

(5) 行政主導の施策の問題

日本では、施策は行政が立てるもの、予算は政府が出すものという認識が強い。しかしオーストラリア、ニュージーランド両国とも、施策そのものに民間機関が及ぼす影響力が大きく、また、民間機関も行政に頼らず独自に資金獲得するなど、官民とも絶え間ない自己努力を行っている。施策により改革をすすめることももちろんであるが、施策に影響力をもつ民間団体が増えることが望まれる。また、行政はそうした民間の活力を引き出すような魅力的な施策を展開していくことが今以上に求められる。そうして官民とも、子どもの最善の利益という同じ目標に向かってそれぞれの努力を惜しまないことが理想なのではないだろうか。

第5節 行動宣言「少しずつ、自分ひとりから」
～第29回資生堂児童福祉海外研修団から、みなさんへ～

私達はオーストラリア(AUS)とニュージーランド(NZ)の児童福祉を見た

AUS、NZにおいては、前章までの各項各節報告の通り、本研修テーマである「地域社会を巻き込んだ家庭支援」の様々な実態が多岐にわたり存在した。残念ながらそれらはわが国より充実したものであったように各団員が感じた。

異文化溢れるAUS、NZの児童福祉を確かに、私たちは見た、聞いた、学んだ。

さあ、今日から、また明日から、私たちには何ができるのか？

違い、同一方向

たしかにすべてを直ちに実現するのは難しい。国情も文化も全く違う。だからといって、そのままにしていていいのだろうか。

実は、行っている仕事、つまり実践している事はわが国と違う、異なる形態があるだけで目的、目標は同一方向を指しているのである。それならば、2つの国から学んできたもののうち、ノウハウでも精神でも何かを少しずつ、出来ることをたったいまから、自分ひとりでも、実行してゆく。そうすれば、最終的には両国の先進的な実践により近づき、子どもと家族の幸福実現のための福祉に貢献してゆくことは可能で、それこそが我々の使命(missionミッション)ではないかと考える。そして、その方法は大きく2つあると考えた。

1つ。行動の志向性。『自立でき、社会に貢献できる子どもを育てる』

1つ目として、真に自立できる子どもを育てるため、子どもとの共有意識を踏まえた相互理解、機会の提供を目指し、行動を続けていくことである。

「あなたは"親に虐げられた経験"がありますか？」

オーストラリアからとくに学んだ例は"クリエイト"における、インケア体験者による自分の体験や思い出を語ること、更にワーカーとして働くことにより、現にケアを受けているものに対しての福祉サービス向上への還元、還流である。

私たち子どもの福祉に関わる者は、子どものことを理解することが必要であるが本当に子どもたちのことを理解し、自立のための機会などを提供しているだろうか。例えば、本当の痛みというのは当事者、経験者でないとなかなか理解することが出来ないものである。従って、心からその人の立場に立ってこそ得られるだろう、そうした共有感から生まれた支援こそが必要ではないのだろうか。思いやりという行動が活字上の観念的な概念でなく、困っている人が本当に望んでいることに手を差し伸べるといった、個人の自立を促す、身体を伴う実践的行

動が必要ではないのだろうか。

ニュージーランドからは、特に“ファミリーセンター”において、“ジャストセラピー”に見られる、問題の背景に深く迫ったアプローチである。所感にも述べられていたが「その人の育ってきた文化や歴史を大切にすること、それを理解し受け入れることから、真の大切な関係がスタートする」。これは何も多民族国家だけの問題ではなく、それぞれ成育歴が千差万別に違う人間社会、例えば施設の職員間にでも、どこにでも当てはまり、相互理解の第一歩としてきわめて大切なことである。そうした小さな理解が大きなネットワークにつながり、子どもと家族、更に社会にとっての幸福実現に、一歩でも二歩でも前進することにつながるのでないだろうか。

1つ。理念、志の共有化。『貢献できる存在としての私たち』

2つ目としては子どものために行っている、実践と環境について決して自己満足に陥り、慢心することなく、日々検証を行い進化させ、理念と志を多くの人々と共有することである。

検証するためには、自問自答し、他者からの評価に素直に耳を傾けられようになることである。子どもが成長するための機会、環境を提供しているだろうか？自分たちの都合に合わせていないだろうか？子どもが問題を起こしたとき、私たちはついつい子どもだけが問題であるかのように思っていないだろうか？

例えば、昨今の学力低下論争をきっかけに、子どもの学力、学校に対して関心が高まっている。その教育界において子どもが学力を身につけられないのは、子ども自身に問題があるとしても、学校の運営も含めた教師の授業が退屈、またはつまらないことにこそ問題があると語られることが、日本においても、十分説得力を持つようになってきている。このことは私たちにも該当するのではないか。

進化するためには、自分からの発信力を高めていくことである。

例え自分ではよい実践であると思っても、他者または“よのなか”に理解されなければ、賛同者は集まらず、社会的な大きなうねりへと変化はしないであろう。それは子どもにとっては、間接的に不利益となるに違いない。自己理解から他者理解へ向け、異業種の人にも一般の方々にも伝わる言葉を駆使できるよう、確かな日本語力を基盤としたコミュニケーション技術向上のため言語能力を鍛える努力を日々怠らないことが大切である。

「ひとりから…みなさんへ」

両国から学んだことを継続実践し、その賛同者を大きなネットワークに変えることが、社会を進化させるのだと思う。

情報収集の基本は人に会って話を聞き、資料を読み込み、自分で考えることである。それに加えて、私たち団員は行動していきたいと考えている。羨望するだけでなく、これらのことを発信することが、資生堂海外研修の成果につながり、それが子供達の幸福実現になると確信しながら。

コーディネーター記

オーストラリア・ニュージーランド研修での中心軸

菊池幸工（トロント在住）

オーストラリア・ニュージーランド研修の手配は、ユニークな取り組みを探すことでした。日本の児童福祉改善に役立つアイデアを探すのが、私の使命だったのです。

オーストラリアで見つけたユニークな取り組みの一つは、今回訪問した「クリエイト」でした。ここは、ケアを受けている若者達自身が、大人の援助を得ながらも、自分たちの努力で将来の自立を相互支援する機関ですが、注目すべきは、プログラムの運営だけではなく、機関の経営に関わる意思決定プロセスにもケアを受けている、もしくは、かつてケアを受けていた若者自身が必ず参加することが規約で明記されていることです。

施設やグループホーム、里親などのもとで人生を過ごさなければならない子ども達も、いずれ成長して自立していきます。その時の為の準備は、ケアをする側の社会が提供する必要がありますが、大人たちは親から虐待され、ネグレクトされ、結局親から引き離されて施設やグループホーム、里親で暮らす子ども達の気持ちをどこまで理解できるでしょうか。どこまで彼らの経験や感情を共有できるでしょうか。残念ながら、彼らを本当に理解できるのは、同じ経験をしたケアの子ども達だけでしょう。彼らが、親や社会から受けた傷を癒し、立派にそして幸せに成長し自立して行くためにはいったい何が必要なのか、今ケアの子ども達が必要なものはなにか、どのようにすればそれが満たされるか等の本質的な問いに対する答えは、ケアを受けている彼ら自身が一番よく知っているでしょう。だからこそ、彼らの真の自立を実現するには、彼ら自身がそれに取り組めるような援助を大人が、社会が、政府が行うべきなのです。「クリエイト」は、まさにこれを実行している機関で

▲通訳している菊池氏

す。ここでは、子どもの権利擁護のための代弁も行いますが、ぜひ日本でもこのような機関と制度を実現させてほしいものです。ケアにいる若者をエンパワーする絶好の方法だと思います。

一方、ニュージーランドでの目玉は、「ジャストセラピー」でした。これは、社会正義を実現することで、社会的問題を引き起こす人たちを救済すると言う考え方です。具体的には、貧困や差別などが原因で子どもを虐待してしまったり、精神的な病気にかかって子どもの面倒が見られなかったりする場合に、単にケースに対応する対症療法だけではなく、貧困や差別を引き起こしている社会の仕組みや法的な制度、政治にまで活動が及びます。すなわち、虐待を引き起こした根本原因が親の経済的理由すなわち貧困だとすれば、親がこの貧困状態から抜け出さない限り、子どもは家庭に戻る可能性が殆どないことになります。このような問題は、先住民族であるマオリに多く見られるのですが、この貧困は、実は社会的差別が原因となっています。これはなにもニュージーランドに限らず、先住民問題を抱える国は世界的に同じような状況を呈しています。

この「ジャストセラピー」の考え方のすばらしいところは、問題を単に個別のケースとして捉えるのでなく、社会のシステムまで遡ってこれを根本から変えようとするところにあります。

日本で抱える児童福祉問題における解決の糸口を、ここに紹介した制度や考え方を参考に探し出し、実行に向けて動き出さんことを祈ります。

最後に、今回の研修での出会いはどれも感動に満ちていて、一生忘れられないものとなりました。この研修に熱心に取り組んでくださった団員の皆さんと資生堂財団の方々に心から感謝します。

皆さんとお会いして

ユミコ・ジョーンズ（シドニー在住）

9月の良く晴れた初夏を思わせる午後、シドニーのホテルで藤野先生に再会した。ちょっと白髪頭が目立つ先生を見てなつかしいあの頃を思い出した。嬉しかった。まさかオーストラリアの空の下先生に会えようとは想いもしなかったから。「よう。」と手を上げるいつもの仕種は昔のままで、なつかしさで一杯になる。

私は小学校3年生頃から高校を卒業するまで、鳥取こども学園という養護施設で生活をしていた。藤野先生はそこの保父さんだ。その後縁があり夫と出会い国際結婚をし、今では14才・10才・9才の子どもと5人でオーストラリアに住んでいる。藤野先生が、資生堂児童福祉海外研修団の団長でオーストラリアに来られるというので、家族で先生に会いに来たのだった。夕食を一緒にとさそわれて、他の団員の皆様にもお会いすることになった。会食をしながら、皆さんの子ども達に対する熱心な会話を聞き、今でも良い先生は沢山いるのだなと感じ、何だかとても安心した。近頃の子ども達の問題は昔と随分変っている様にうかがった。

私の場合は両親がいなかったため親戚の所から、養護施設に入る事になった。その時、私は「捨てられた」と思い、心が痛んだ。それでも、こども学園での生活の中で、日に日に「私は案外幸せな人間かもしれない」と思える様になっていた。それは、すばらしい保母さんに出会えたことが大きな要因だろうと思う。

▲ユミコ・ジョーンズ家と藤野団長

私が入ったホームには女の子が10人ぐらい生活していた。保母さんはとても優しく「お母さんとはこんな人のことをいうのだろう」と思った。いつもお菓子を作ってくれた。私にとって家庭の味だ。普段は炊事のおばさんが食事を作ってくれているのだが、誰かの祝いごとの日や、桜の季節のお花見、クリスマスなど、先生の手作りの豪華な食事がテーブルをうめた。ふとんカバーはいつも糊付けされていて、ちょっとパリパリないいにおいがして私の心を幸福にしてくれた。褒められたことはあっても、出来ないことを叱られたことは一度もなかった。

藤野先生ご一家は私達のホームの隣に住んでいて、よく姿を見せられた。中学高校生ともなると男女問わず行儀が悪くなるのか、「コラー」と藤野先生が誰かをおっかける姿を良く目にした。私も時々厳しく叱られたがそれでもイヤな気持ちになったことはなかった。「ガンコおやじ」という感じで、「父親とはこういうものか」と思った。先生方の愛情を感じて育った私の学園生活は幸福だった。

会食の後家族そろって帰宅し、お会いした団員の皆さんの子ども達に対する真剣な「想い」を思い起こし、社会が変わり、それに対して出来た大きなミゾが今の施設入所児童である以上、勿論、保母さん保父さん一個人の努力や愛情で彼らを支え続けられるだろうが、社会や国が日本の子ども達のために、児童福祉施設職員をもっともっと支援してほしい、と祈らずにはいられなかった。

第29回海外研修　訪問施設及び関係機関リスト

ニューサウスウェールズ州コミュニティーサービス省
NSW Department of Community Services (DoCS)

4-6 Cavill Ave, Ashfield NSW 2131 Australia
Phone 02-9716-2222　Fax 02-9716-2999
URL http://www.community.nsw.gov.au

ファミリーズファースト
Families First

GPO box 5341 Sydney NSW Australia
Phone 02-9228-5146　Fax 02-9228-4120
URL http://www.familiesfirst.nsw.gov.au

子どもの後見人事務所
The Children's Gurdian

Level 6, 10 Smith St. Parramatta NSW 2150
Australia
Phone 02-9025-4200　Fax 02-9025-4299
URL http://www.kidsgurdian.nsw.gov.au

児童福祉機関協会
Association of Childrens Welfare Agencies (ACWA)

Locked Bag 13 Haymarket Post Office NSW
1240 Australia
Phone 02-9281-8822　Fax 02-9281-8827
URL http://www.acwa.asn.au

ユースオフザストリート
Youth Off The Streets

74-98 Kenyons Road Merrylands, NSW 2160
Australia
Phone 02-9721-5700　Fax 02-9721-0659
URL http://www.youthoffthestreets.com.au

クリエイトファンデーション
Create Foundation

PO Box 313. Strawberry Hills NSW 2010
Australia
Phone 02-9310-4841　Fax 02-9310-3906
URL http://www.create.org.au

ニューサウスウェールズコミッション
NSW Commission for children & young people

level 2, 407 Elizabeth St. Surry Hills NSW 2010
Australia
Phone 02-9286-7276　Fax 02-9286-7267
URL http://www.kids.nsw.gov.au

子どもと青少年のための法律センター
National Children's and Youth Law Centre

32 Botany Street, Randwick NSW 2052
Australia
Phone 02-9398-7370　Fax 02-9398-7416
URL http://www.lawstuff.org.au

ベリーストリートビクトリア
Berry Street Victoria

1 Berry Street, East Melbourne, Victoria, 3002
Australia
Phone 03-9429-9266　Fax 03-9429-5160
URL http://www.berrystreet.org.au

マキロップファミリーサービス北支部
MacKillop Family Services (Northern Services)

155 Melbourne Avenue Glenroy Victoria 3046
Australia
Phone 03-8311-4555 Fax 03-9306-5950
URL http://

ゲートハウス児童虐待専門センター
Gatehouse Centre (For The Assessment and Treatment of Child Abuse)

Royal Children's Hospital
5th Floor, South East Building, Flemington
Road, Parkville Victoria 3052 Australia
Phone 03-9345-6391 Fax 03-9345-6453
URL http://

アングリケアビクトリア
Anglicare Victoria for Families, Youth & Children

12 Batman Street, West Melbourne, Victoria
3003 Australia
Phone 03-9321-6133 Fax 03-9326-6169
URL http://www.anglicarevic.org.au

ニュージーランド児童・青少年・家庭サービス局
Department of Child, Youth and Family Services of Government of NZ

Level 4, Bowen State Bouding, Bowen Street,
Wellington, New Zealand
Phone 04-918-9100 Fax 04-918-9299
URL http://www.cyf.govt.nz

エプーニレジデンシャルセンター
Epuni Care and Protection Residential Centre

441 Riverside Drive Lower Hutt, Wellington,
New Zealand
Phone 04-913-3670 Fax 04-567-0074
URL http://www.cyf.govt.nz

ファミリーセンター
The Family Centre, Anglican Social Services H.V. Inc

71 Woburn Road, Lower Hutt, Aotearoa/
New Zealand
Phone 04-569-7112 Fax 04-569-7323
URL http://

バーナードスナショナルオフィス
Barnardos, National Office

85-87 Ghuznee Street, Wellington, New Zealand
Phone 04-385-7560 Fax 04-382-6707
URL http://www.barnardos.org.nz

子ども委員会事務所
Office of the Commissioner for Children

12th Floor 86-90 Lambton, Wellington,
New Zealand
Phone 04-471-1410 Fax 04-471-1418
URL http://www.occ.org.nz

第29回海外研修　入手資料リスト

ニューサウスウェールズ州コミュニティーサービス省　NSW Department of Community Services (DoCS)

- DoCS a blueprint for change
- 2001-2002 DoCS annual report (CD)
- Corporate Directions 2003/2004

ファミリーズファースト　Families First

- 家族第一プログラム概要

子どもの後見人　The Children's Guardian

- 2001-2002 annual report

児童福祉機関協会　Association of Childrens Welfare Agencies (ACWA)

- 2001-2002 annual report
- current research in child and family welfare
- Unhappy Endings Placement disruption in longterm foster care
- The Cost of Caring : Executive Summary

(by THE UNIVERSITY OF NEW SOUTH WALES)

ニューサウスウェールズコミッション　NSW Commission for Children & Young People

- Feedback 2002
- Kids' Report

ベリーストリートビクトリア　Berry Street Victoria

- take two Intensive Therapeutic Service

マキロップファミリーサービス北支部　MacKillop Family Services (Northern Services)

- 2001-2002 annual report

アングリケアビクトリア　Anglicare Victoria for Families, Youth & Children

- 2001-2002 annual report
- Services Practice Manual (2000年9月作成)

ニュージーランド児童・青少年・家族サービス局　Department of Child, Youth and Family Services of Government of NZ

- ニュージーランド児童・青少年家族サービス局概要
- mental health problems (a guide for child, youth and family staff)
- code of practice (for Residential Service)

バーナードスナショナルオフィス　Barnardos, National Office

- バーナードスナショナルオフィス紹介CD

第29回資生堂児童福祉海外研修派遣団員名簿

氏名		〒	勤務先住所	種別
団長	藤野　興一	680－0061	鳥取県鳥取市立川町5-417 鳥取こども学園 TEL：0857-22-4206　FAX：0857-23-0242	児童養護施設
団員	麻生　信也	124－0014	東京都葛飾区東四つ木1-12-17 共生会希望の家 TEL：03-3696-0252　FAX：03-3696-0272	児童養護施設
団員	小野寺君夫	988－0076	宮城県気仙沼市舘山2-2-32 旭が丘学園 TEL：0226-22-0135　FAX：0226-24-8835	児童養護施設
団員	川上　次郎	198－0051	東京都青梅市友田町2-714-1 東京恵明学園児童部 TEL：0428-23-0241　FAX：0428-21-2345	児童養護施設
団員	川崎　誠吾	897－0304	鹿児島県川辺郡知覧町東別府20707 知覧児童学園 TEL：0993-85-3002　FAX：0993-85-3886	児童養護施設
団員	中尾　智子	630－0257	奈良県生駒市元町2-14-8 愛染寮 TEL：0743-74-1172　FAX：0743-74-1911	児童養護施設
団員	浜本　慶浩	348－0044	埼玉県羽生市上岩瀬370 あゆみ学園 TEL：048-562-1221　FAX：048-562-1370	児童養護施設
団員	東田奈央美	655－0872	兵庫県神戸市垂水区塩屋町梅木谷720 神戸少年の町 TEL：078-751-2222　FAX：078-751-3230	児童養護施設
団員	小幡　律子	252－1124	神奈川県綾瀬市吉岡2380-2 ドルカスベビーホーム TEL：0467-78-1054　FAX：0467-70-3827	乳児院
団員	松井　智子	106－0047	東京都港区南麻布5-1-20 麻布乳児院 TEL：03-3446-5361　FAX：03-3448-1419	乳児院
団員	相澤　孝予	336－0963	埼玉県さいたま市緑区大門1030 国立武蔵野学院 TEL：048-878-1260　FAX：048-878-1244	児童自立支援施設
団員	上里久美子	732－0052	広島県広島市東区光町2-15-55 広島市こども療育センター愛育園 TEL：082-263-0683　FAX：082-261-0545	情緒障害児 短期治療施設
団員	西山　秀則	020－0102	岩手県盛岡市上田松屋敷11-20 ことりさわ学園 TEL：019-662-5257　FAX：019-663-2606	情緒障害児 短期治療施設
事務局	池田マリ子 ・ 山下　茂喜	104－0061	東京都中央区銀座7-5-5 資生堂社会福祉事業財団 TEL：03-3574-7408　FAX：03-3289-0314	事務局

資生堂児童福祉海外研修の実績一覧

開催年度	研修先	団員種別(人数)	期間(日数)	研修内容
第1回(1972)	ヨーロッパ(含北欧)	養・保・児(5)	28	海外福祉事情視察
第2回(1973)	アメリカ・カナダ	精・重・肢(29)	29	大学・病院及び付属研究所各種施設の視察
第3回(1974)	ヨーロッパ(含北欧)	養(23)	22	ヨーロッパ6カ国での児童福祉事情視察
第4回(1975)	ヨーロッパ(含北欧)	養・教(25)	22	ヨーロッパ5カ国での児童福祉事情視察
第5回(1976)	アメリカ・メキシコ	乳・虚(25)	26	地域ぐるみの子育てと里親制度、アメリカ・メキシコの児童処遇
第6回(1977)	アメリカ	養・母(26)	24	養護施設及び母親制度、母子福祉の視察研修
第7回(1978)	ヨーロッパ	養・子どもの国(25)	16	児童健全育成に関する民間施設活動
第8回(1980)	アメリカ	養・母・乳(25)	15	児童処遇における施設と地域社会・児童の特性に応じた生活指導方法
第9回(1981)	オーストラリア	養(18)	14	分散小舎制の運営、地域社会関係
第10回(1982)	アメリカ・カナダ	養(18)	17	アメリカ・カナダの要養護児童に対する居住型施設の形態及び機能についての調査研究
第11回(1984)	オーストラリア(含タスマニア)	養(15)	15	児童養護のネットワークづくり
第12回(1985)	ヨーロッパ(3カ国)	養(15)	15	家庭の病理からくる情緒障害児・家族への指導
第13回(1986)	アメリカ	養(15)	15	施設養護と家庭養護
第14回(1987)	アメリカ	養・教(17)	14	非行傾向を示す児童の処遇問題
第15回(1988)	アメリカ	養・教(17)	15	非行傾向を示す児童の処遇問題 ～ファミリープログラムを含めて～
第16回(1989)	オーストラリア	養・教・情・母・精(17)	15	児童福祉施設と地域社会とのかかわり方について
第17回(1990)	オーストラリア	養・教・情・母・精(17)	15	地域社会での児童福祉の在り方を探る
第18回(1991)	ヨーロッパ	養・教・情・母・精(23)	15	児童の権利と児童養護活動
第19回(1992)	ヨーロッパ	養・教・情・母・精(25)	15	児童の権利と家庭機能支援活動を探る
第20回(1993)	アメリカ・カナダ	養・教・情・母・乳・精・肢(25)	15	家庭と子どもの権利を考える
第21回(1994)	アメリカ	養・教・情・母・肢(13)	15	子どもの権利と家庭への支援について
第22回(1995)	ヨーロッパ(含北欧)	養・教・情・母・乳(12)	14	児童の最善の利益について
第23回(1996)	オーストラリア・ニュージーランド	養・教・情・母・乳(17)	11	日本の児童福祉施設の将来の在り方を探る
第24回(1997)	イギリス	養・教・情・母・乳(14)	12	地域社会が求める福祉サービスのあり方
第25回(1998)	アメリカ	養・自立・情・母・乳(13)	14	アメリカの児童虐待の実態について
第26回(1999)	カナダ	養・自立・情・母・乳(15)	13	子どもの権利擁護と福祉と福祉サービス
第27回(2000)	カナダ	養・母・児家・自援・情・知(13)	14	自助、共助、公助による自立支援教育など
第28回(2002)	アメリカ	養・母・自立・情(13)	15	里親制度と被虐待児への対応
第29回(2003)	オーストラリア・ニュージーランド	養・乳・自立・情(15)	14	地域社会を巻き込んだ家族支援

編集後記

編集後記にあたり、最初に、この研修にかかわられた方々に心より感謝申し上げます。お陰をもちましてオーストラリア、ニュージーランドでの2週間の海外研修を無事に終えることができました。

帰国後団員からは、「サービスを必要としているところへ出向いてサービスを提供するような仕組みを作りたい」「虐待問題では早期介入、早期教育が必要だと感じた」「従事者への支援が充実していてうらやましかった」「わが国でも子育てにはさまざまな社会的援助が必要だという認識が一般化するといいのではないか」「各組織、各施設が広報活動に工夫を凝らしていたのが印象的だった」「子どもたちが置かれている状況（虐待問題など）は日本と同じだった」「制度や仕組みで常に子どもが中心に据えられていると感じた」など思いおもいの意見を述べあいました。

これらの素直な想いを、児童福祉の現場で働く方や関係者の方など、より多くの人に伝えるべく編集作業に取り組みました。リーダーとしての役割を担い編集作業を進めてくれた人、豊かなアイデアと確実な行動力で力を発揮してくれた人など、各編集委員の意欲と情熱そして団員の励ましや協力で報告書が完成しました。

最後になりましたが、永年にわたり児童福祉従事者に海外研修の道を提供して下さっている資生堂社会福祉事業財団。準備の段階から研修中、報告書の作成にいたるまで細部にわたっての心配りと適切なアドバイスをして下さった事務局の池田さんと山下さん。20年前のオーストラリアとの比較に基づいた将来展望のお話や、我々が実践すべき方向性を示して下さった団長の藤野先生。浅学な我々のために、訪問地の児童福祉行政の仕組み、サービスを提供している機関、児童の権利擁護の仕組みなどが体系的に学べるように配慮されたコーディネートと、丁寧な通訳をなさって下さった通訳兼コーディネーターの菊池さん。そして複雑な問題を抱えて入所してくる子どもたちと、その対応におわれる施設の状態から、この頃では「野戦病院」とまでいわれる多忙な現場から我々を送り出してくれた施設の皆さま、本当にありがとうございました。

この報告書が、読んで下さった人の心に強い印象を与えることができ、さらには児童福祉に対する理解の一助になることを祈って結びといたします。

（編集委員　麻生信也）

第29回（2003年度）資生堂児童福祉海外研修報告書

発　行　　20004年3月31日
財団法人　資生堂社会福祉事業財団
〒104-0061　東京都中央区銀座7-5-5

印　刷　　資生堂開発株式会社 グラフィックアーツ部
〒104-0061　東京都中央区銀座7-5-5

資生堂社会福祉事業財団